

秀吉中国征伐の節に非ず

赤松記に曰、小寺美濃守職隆是則隆の嫡子にして榑橋氏の躰なり、父と共に備後へ移れり、其家長黒田仁右衛門孝隆、後小寺官兵衛と改称す

案に本書に小寺美濃守職隆其名なし、英賀元海と云国人官兵衛孝隆ハ勇にして松千代か外祖父にて稟を信長ニ誘引して異心なき由を申たり、此元海か一逆を官兵衛に譲与す、官兵衛小寺と称するに依て其父を美濃守職隆と唱るは元海か事成へし

小寺官兵衛孝隆 始黒田仁右衛門祐隆及後年改黒田勘由孝隆守其跡、是以秀吉の命案に官兵衛姫路城を守ハ秀吉播州打入の以前より也、併打入以前は則隆在城すといへ共、其長臣として万事を執謀を以其主の如くにして別所家を催促し信長の陣代を請取、秀吉入国よりして則職ハ脇に成て秀吉弥其主たる事を命せるか未詳、依之推て則職猶子たらしむるか

依之孝隆当城に居、秀吉に随逐す、天正九年辛巳正月十七日、別所家滅亡して秀吉三木城に移る、時に孝隆秀吉に告て曰、此城偏僻也、我居所の姫路山ハ国の中央にして舟役の便り有国主の可居地也と、依之其身ハ同郡南妻鹿の国府山に退て更城塁を經營して移之、同年三月秀吉移之、改て当城を造立す、今太閤丸と云、外ニ天守有、羽柴筑前守秀吉、天正九年三月当城に移る、翌年の春以中国の西方へ赴く、使舎弟羽柴小市郎秀長当城を守

2 近世の姫路城

(1) 池田輝政の築城

三 姫路築城

岡山大学附属図書館所蔵 池田家文庫

慶長六年辛丑

宴台徳廟於大坂邸 修姫路城

(中略) 今年播州検地あり、姫山 此山は姫路の城地なり、り、其中に流る、川を妹背川と云、男山は此の下なる宿村、神祠の社地也、此八幡勧請の事ハ別ニ記せり
中村・国府寺村の三村をも合て皆姫路と号す、元来城地狭隘なれば伊木長門に命せられ再興ある、伊木引繩して五重の天主を作り 秀吉の作られし天守は西丸 内外之郭をひろめ八十八町之市郷を開き 東ハ橋本町より西龍野六丁五拾間七寸南飾磨門より北ハ威徳 町六丁目まで東西三十寺町まで三十三丁廿間三尺三寸と云、九年にして功成ぬ、一に慶長十三年より土木をはしめ同十四年に成就せしと記す、此説信しかたし、いかて如此普請一年に功終るへきや、追々普請あつて十四年に至り大概に成しなるへし、其証は城外之物門石壁等ハ本多美濃守忠政城主たりし時に元和年中に全備せりと記せり、されハ国清公の御時は、また惣石垣等ま、又てにはことごとく普請及はさりし事明かなるに似たり

羽柴美濃守秀長、天正十年の春より同十三年に至、居城四年にして和州の郡山修城に移居住す 始羽柴小市郎、後改大和納言

木下肥後守家定 秀吉の室女の舎弟也、始名杉原孫兵、天正十三年より家定当城を守、祿四万石を賜ふ

木下右衛門大夫勝忠 号延俊 家定か三男にて父代当城を守、祿四万五千石を賜ふ、慶長五年庚子の冬、豊後の日出に移、父子合て十四年当城を守る 家定八年 勝忠六年

池田三左衛門輝政、慶長五年当播磨一国を賜、姫路城に住、少将に任す、其後備前・淡州を加給ふ、依之纏入百万石の高に給、姫路山下宿村・中村・国府寺村の三邑へ広郭内城外ニ割八十八町市郷を立、同九年の春より当城を再興す思慮有の由なり、是より山上山下総て姫路と名付、同十三年の夏迄に五重の天守の石壁・城南の大湍出来す、此堀深広くして今に至て三左衛門殿堀と云、功成在城十四年にして同十八年癸丑正月廿四日逝去す、四十九歳なり(後略)

○底本とした「赤松播城録」は、史料編纂所謄写本で、卷末に「右赤松播城録、播磨国揖東郡船渡村戸長役場蔵本、明治廿一年六月編修長重野安綱採訪、明年十一月謄写了」とある。同書は「寛政十二庚申年五月下旬元忠写之」の識語をもち、記述は柳原式部大輔政祐が父の遺跡を継ぎ享保十三年より当城(姫路城)を守るところで終わっている。林田三木家蔵本の「赤松播城録」は「延享四丁卯曆仲夏望日奥山頼貞」の奥書があり「松平大和守義知、寛保元奥州白川より移り当城を守ル」まで書かれている。

飾磨門より南にあたる野中に南北巷里余は、式拾間計之長堀をうかち兩岸に堤つき松樹を植らる、播備作之人夫にて築かれしと云、堀の惣名を今ハ三左衛門殿堀と唱へ三国之役夫の堀し所も今に堺ノありて是より南備前堀、是より南播磨堀・作州堀と云伝へたり 里民ニハ慶長十一年頃穿れしと云、去なからたしか成事をしらす、美作の人夫出し事いか成事ニや、若淡路之人夫を伝へあやまれるもしるへからず、左あらんニは慶長十五年より後の事なるへし、なを追て吟味すへし(池田家履歴略記)

三 築城石材の採取 二点

『播磨鑑』

鬢櫛山(中略) 此山多くの石をいたす 姫路城郭をきつきし時 大石とも数もしらす此山より出たり 其後代々の城主 普請の時も此山の石を取玉はぬはなし(後略)

『飾磨郡誌』

(前略) 同十三年再び大に城を営み、天守を建て、内廓を広げ給ふ、普請の節専ら之を勤む。其時切り出せし石材は大抵蒲田村山林内よりせし由、今に石切矢を入れたる痕跡到る所に多し(後略)

三 築城時の墨書 三九点

『国宝重要文化財姫路城保存修理工事報告書』Ⅲ

1 慶長13・12・16、22 大天守 五重南面軒唐破風棟添木

松二間四寸角 西かわノ一

戊慶長吉歳 申十二月十六日 二十二日

2 慶長14・正 大天守 五重六階天井板

御城乃天井 正月 け長□□

3 慶長14・2・15 大天守 六階入側内法上羽目板

慶長己酉二月十五日

4 慶長14・2・15 大天守 六階入側内法上羽目板

5 慶長14・2・19 大天守 六階西面羽目板

6 慶長14・2・19 大天守 五階東面壁定木舞

二月十九日 慶長□□歳

7 慶長14・2・19 大天守 五階東面壁定木舞

二月十九日 四寸角二間十丁入 山□

8 慶長14・2・19 塩槽 塩納札銘

慶長十四年二月十九日八番

9 慶長14・3・1 乾小天守 入側境内法長押

番州姫路之住人弥八郎申者此長押打上也

慶長十四年三月朔日 但右之也山田三乃乗也

10 慶長14・3 乾小天守 一階間仕切長押裏面

慶長十四年三月 山田三兵衛

11 慶長14・3 大天守 地階根太

12 慶長14・3・4 大天守 六階入側内法羽目板

13 慶長14・3・4 大天守 五階北側格子

14 慶長14・3・5 大天守 五階西側格子

15 慶長14・3・6 大天守 五階東側格子

16 慶長14・3・25 大天守 一階銃眼枠板

17 慶長14・10・6 大天守 四階南面東方千鳥入室銃掛

18 慶長14 西小天守 入側境内法長押「リ八」

19 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

20 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

21 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

22 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

23 慶長年中 大天守 五重丸桁

24 慶長年中 大天守 四階床梁

25 慶長年中 大天守 三階側柱

26 慶長年中 大天守 三階西入側大梁

27 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

28 慶長年中 大天守 三重南面西隅劔掛木舞

29 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

30 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

31 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

32 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

谷原一左衛門

9 慶長14・3・1 乾小天守 入側境内法長押

番州姫路之住人弥八郎申者此長押打上也

慶長十四年三月朔日 但右之也山田三乃乗也

10 慶長14・3 乾小天守 一階間仕切長押裏面

番州姫路住人乾いりかわ中し切長押打上也

慶長十四年三月 山田三兵衛

11 慶長14・3 大天守 地階根太

12 慶長14・3・4 大天守 六階入側内法羽目板

13 慶長14・3・4 大天守 五階北側格子

14 慶長14・3・5 大天守 五階西側格子

15 慶長14・3・6 大天守 五階東側格子

16 慶長14・3・25 大天守 一階銃眼枠板

17 慶長14・10・6 大天守 四階南面東方千鳥入室銃掛

18 慶長14 西小天守 入側境内法長押「リ八」

19 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

20 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

21 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

22 慶長年中 大天守 六階内法上羽目板

23 慶長年中 大天守 五重丸桁

24 慶長年中 大天守 四階床梁

25 慶長年中 大天守 三階側柱

26 慶長年中 大天守 三階西入側大梁

27 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

28 慶長年中 大天守 三重南面西隅劔掛木舞

29 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

30 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

31 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

32 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

33 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

34 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

35 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

36 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

37 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

38 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

39 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

40 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

41 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

42 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

43 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

44 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

45 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

46 慶長年中 大天守 三階壁間渡木

二月 一人 同人
合七人
正月 六人 助 作
二月 廿七人 同人
合三十三人
正月 六人 源三郎
二月 一人 同人
合七人

29 慶長年中 (カ) 大天守 二階入側東北隅柱内法貫楔

新左衛門 助 八
太郎右門 仁右門
総四郎 源右門 弥 八
総二郎

30 慶長年中 (カ) 大天守 二階窓格子

柰 助

31 慶長年中 (カ) 大天守 二階窓釘隠

柰 助

32 慶長年中 (カ) 大天守 一重野極

与 助

33 慶長年中 (カ) 大天守 一重一階南面筋掛木舞

合九人五分

正月 六人 藤四郎
二月 廿六人 兵
合卅二人
正月 五人 三十郎
二月 十三人 同人
合十八人
正月 六人 総三郎
二月 廿一人 同人
合廿七人

正月 六人 繼二郎
二月 一人半 同人
合七人半
正月 六人 長六
二月 廿五人 同人
合卅一人

正月 六人 新五郎
二月 廿五人 同人
合卅一人
正月 六人 与 作
二月 廿五人 同人
合卅一人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

正月 廿五人 同人

34 慶長年中 (カ) 大天守 一階大曳

三浦助兵衛

35 慶長年中 (カ) 大天守 一階壁間渡

長 六 新五郎 与 作 弥三郎

香西縫殿助

芳賀民部少輔

重長(花押)

36 慶長年中 (カ) 大天守 一階銃眼枳板

櫓槍窓

37 慶長年中 (カ) 大天守 地階入側柱

助右門

38 慶長年中 (カ) 大天守 地階側柱

与兵衛くみ 源右門 新 介 久兵衛
善三郎 与 作

39 寛永3・5 大天守 二階西千鳥入室化粧野地板

寛永三年五月

三 城鑄物大工職仰付け

芥田家文書

以上

姫路御城鑄物大工式之事、先年如数代之其方へ被仰付候間可被得其意者也

慶十八 霜月十三日

番大膳亮 景次(花押)

四 輝政に対する警告の文 四通

小野市 歎喜院文書

(上文断欠) ふしたるそや、かゝるたいほりおし

とも、すこしものかさるそや、とうとうミのくに小

天神はくわんおなし、一りんほうニなりたるそや

一三左衛門殿は、ニとりつき、物ニくるわするおきつ

れ之申つるか、にんけんのかなしさわ、廿四五年此

かたはなれす、三左衛門ニついてありき候ニ、しら

ぬ事にあさましさよな、此は、ニとりつきたるも、

とうとうミのくに小天神しよせんほうそや、すなわ

ち、ちようふくすれへ、くわんニツあかるニより、

ちようふくしてすなわち、三りんほうとくわんあか

りつるそや

一此九月ニもな、物ニくるいつるおな、きつねよなと

とかつてんしつるかな、これもとうとうミのくにの
天神そや、すなわち、くわんおあかりてな、三りん
ほうか、はや／＼よりんほうになりたるそや

一 此よりん坊がな、とうとうミのくにへかへりてな、
すなわち、とうとうミのくにニ九りん坊と申天神があ
りつるがな、それおすゝめてひめしのしろニ三左衛
門と申物ありつるか、九りん坊ハ、三左衛門尉とり
つきちようふくせんたくミ、又よりん坊ハ、五せん
ニとりつき、ちようふくせんたくミ、此月の六日
の日のうしのとより、七十五日のあいた、よに三
と、ひニ三と、くろかねのねつてつおのミ、きよう
ほうおして、ちようふくせんたくミ、のち二月一
日ニ、ひめしのしろのうしとらのすみよりまいらん
とたくミしお、きようしや□よりきゝつけ、此く(カ)
ニしらせおなす也、にんけんもな、かミほとけへ、
うしの日のうしのとより、七日七やまいれハ、申事
かな、かなうにより、参るそや、それとおなしく
事よな、天神も、又ハよろずのまよいの物、うしの

こんけん、此三しやのかミへ申ならば、これハまお
うのあるしにてあるニより、申事かのうそや

一 すミよし大明神ニりうくわん申ならば、七十五日ま
へニ申ニおいてハ、ミかわりニたち、ちん／＼かく
たすけん物おと、御せんくわんにてあり、これニ申
ならば、かのうそや

一 はりまにてハ、きミ(よ脱カ)つのくわおん、しよしや、ほつ
け、ひろむね、しようとうし、此かミほとけハ、は
りまのあるしにてあり、これに申ならば、かのうそ
や

一 正月ニ三七日、二月ニ三七日御まおたかせよ、此御
まハ、きよミつのせんたち、かたくも／＼、ニほん
一のたつときせんたち、これハ一せのうちニ、おん
なのかたなきニより、大むねにても、一はんニする
也、それニつきてハ、ふなこしなんこうほう、にほ
んニはんと申物にてあり、此二人のせんたちニ御ま
おたかせよ、それなれハ、かのうそや／＼
一 うしとらすミより、かの九りん坊、四りん坊と申天

日のうしのとより、まおうおなすそや、一ときも
／＼いそぎ／＼、かミほとけニりうくわん申、まし
ない事おせよな、すこしも／＼ゆたんしてハあしか
るへきそや、又はりまのくにうちのちきようお、ミ
な／＼いれてなりとも、三左衛門尉のちハおしか
るへきそや、まへかたにようちんせすハ、そのきわ
ニハ申事もかのうましそや／＼、そのきわニ申事ハ、
大かうすいのゆ、大ミツのいてたるお、かわなかニ
一人たちたることくにて、ふせく事ならざるそや、
かミほとけ申事も、七十五日まへ申たる事ハかのう
そや、それニより、かミほとけのふたまほりも七十
五日あいたはかりと申ハ、それニよりて申そや、よ
く／＼きねんせよ

一 かミへりうくわん申事おすゑん
いせ天しろう大ちん神 此三しやのおかミと申ハ、
かすか大明神 二ツほんのあるしにてある
やわた八まん ニより、申事かのうそや
一 大むねかつらぎ、くまのこんけん、あたごちそう

神まいり申そや、御しろのうしとらのすみに、八天
とうと申とうおたておくならハ、天神のきたりまお
うなすにも、又りうちうより、まおうのきたるにも、
又ちくるい、ちやうるい、しそくにそくのまおうな
すニも、此八天とうたておくならハ、大きとうとな
り、すこしも／＼まおうの物ハなきそや、いそぎ
／＼八天とうたて、うしとらにおさめよ

一 八天とうのかたしけなき事、かたつてきかせん、八
天とうと申ハな、てんしくれうしゆせんよりはしま
りたる事そや、すなわち天ちくニ一ツあり、からこ
くのかんにようきうニ一ツあり、とうとう天ちくか
らこくニほんのうちにたつねても、たゞ二ツより
ほかわなき物也

一 天ちくれうしゆせんにて、ひめししろのことくに
まおういりきたり、にんけんおちようふくして、又
ハまおうおなすニより、これにてもかなわしとおほ
しめして、いんにうおよせ、うらなわせて御らんし
候へハ、うしとらのすみに、まおうのおそれおなす

かしら／＼おくわんしよう申候て、すなわち、八天とうとなつてたておくならば、くるしかるましと
うらない、すなわち大工とちしやおよ、いろ／＼の
物まねんて、くわんしよう申へきと申二より、すな
わちミな／＼あつめよせ候

一八天とうのひろさわ、八つ大りうおうおまねんて、
八しやくま、八けん四方ニはしらお八かくニして、
すなわち八大りうおうおまねんた物也、これニりう
ちうよりのまゑんの物、おそれおなして、まいらさ
る物也とうらない申候

八天とうの
一やねむハ、天ちくニ太八天神、からこくニ太八天神、
とうとうニ太八天神、二ほんこくニ太八天神、これ
おまねんて八ツむねと申物ニして、八つのはなニお
くならば、此太八天神ニわ小天神、このは天神、此
分おそれおなして、太八天神の御さとこころへハ、一
りよりうちへよらさる物也とうらない申候

八天とうの
一四方のすみニ、ひうちほうちやくと申物おさけて、
ようらくおまわりニつくるならば、まおうの物きた
申候

八天とうの
一此ほそんニハ、くわんのんきやう一分、又くわんの
んきやうのくんお一分、又ミのんきやう一分、此三分
の御きやうおさむるニおいてハ、こくうニひきやう
なして、まおうの物おしてよらさる物也とうらない
申候

それによりミのんきやうと申ふたお、いやしき物も、
たかき物、此ふたおうへのうちニおしておくなれハ、
まおうの物おしてまいらすと也、これも八天とうの
ほけん也

一八天とうのはしらおたて、ゆかミたるかミんために、
四方の戸くちニ、大くのつほのいとおさけておけは、
天ちくのぬへと申まゑんの物かたくミしハ、八天と
うおこしらへ、まゑんのものおよせましとたくミし
ほとに、いさ／＼八天とうしようちうなきさきに、
ひきくすらんとたくミ、すまんきのぬへと申まゑん
の物、もようしてまいり、中にもたいしようのぬへ
ハ、四方のくちからいるところお、はや／＼太八天
神、又八ツ太りうおう、此わさにて、此ぬへお、大

るとき、かせふくニしたかつて、おうきになるニよ
り、にんけんのミ、にハ、一ちやう四方へきこへれ
とも、ちくるい、ちようるいのミ、にハ、一里四方
へきこへるにより、てんちひいて、あたまもわる
ることくニきこへて、一里四方へよらさる物也、す
なわち此ようらくおまねんて、とうとうてんちく・
から・かうらいの物ハ、ミ、にあなおあけ、たかさ
物ハ、ようらくおさくる、又いやしき物ハ、まるな
るわおさくる也、これ、まよひの物おとさんため
也、此ようらくおまねんて、二ほんにも、とうミや
のすみ、ひうちほうちくようらくおさくる也、又
かミのミこしのまわりにもようらくおさくるも、か
ミにも太はかあくと申てあるニより、ミこしニよう
らくおさくる也、きんりんのまわりニも、ようらく
さくるも、まおうの物よせましきため也、よく／＼
きんしてミよ、ありかたき事かな、これによりて、
ちくるいちやうるい四そくにそくの物おつる也うら
ない申候

くのくほのいにて、こしおくよりさけられ候へハ、
のこりのぬへハおとろき、はつほうへさん／＼ニち
申候、さて／＼ふんりきハありかたき事にてハなき
かな／＼、それにより、四方の戸くちニ大くのつほ
おさくる物也、天ちくの太くのつほハ、ぬへおまね
んて物也

一八天とうのたるきのはな、又ハむねニも、きか／＼
とひかるようにすれハ、あさひようひニひかるニよ
り、てんよりあまくたるまおうの物、れれニおして
まいらす物也

一下のちうニハ、此とうたてたる大くのとうくお、あ
つまりおさめておく物也、そのしさいハ、此大くか
とうミヤ、又ハ、此ようなる八天とうおたつるハ、
くるしからぬか、ゆとの、せつちん、又にんけんの
いへおすれハ、此八天とうか、むニなるニより、と
うくおとりおさむる物也

一八天とうおするわき大くのつちお、下のちうニおさ
むる物也、其しさいと申ハ、にんけんのうまるるお

まねんで、つちニするニより、めてたき事あまたあり、かたつてきかせん

一にんけんのうまるるおりハ、十二の月おひうして、あたまよりあしのゆひさきまで、一しやく二すんニ、又てのゆひさきよりゆひさきまで、一しやく二すんニ、又あたまのおうきさハ、天ちくより、又二ほんのはしまりのとき、こめのおうきさか菅すん八分四方あるニより、それおまねんであたまにする也、又れうかんのめハ、月日おまねんでつくるニより、につくうのはちあたりたるハ、ミきのめつふるる物也、くつかうのはちあたりたるか、ひたりのめかつふるる物也、又にんけんのうむとてハ、へちにいへおたててうむ物也、へちのいへのおうきさハ、一しやく二すん四方のこおうむニより、六しやくま二けん四方ニたて、そのうちにてうむ物也、そのしさいハ、十二の月おひうして、さんやのいへおたつる也、それにより、大くのつちのすんハ、ゑの一しや二すんハ、うまれこのせうのたかさおまねんた物也、又つ

ゑんの物わな、おして此しろへいる事ハなるましきそや

一八天とうのはしらたてのじゆもんお、かのちしやのさつけられたる事よな、これお大くかしうすハ、大くニおすへよな

一しんきやう五くわんよむ物にてあれとも、くんのところお、五くわん、南ニむかいてよむ物也、きやてい／＼はらきやてはらそきやていほうぢそわか、ほんにやしきやう、これお三とのおる也

一しゆもん、又天ちおひうおひう、五せん八りうおう、そうもく八りうおう、そうもくはんもつ八りうおう、きう／＼によりつれう、これお三とのおる也

此八天とうハ、天ちくにてハ、八しやま、八けん四方にてあれとも、その十分一にして、八すんま八けんにしてたてよや、すれハたゞ一ッけん四方ほどにてあるそや、これおいそぎ／＼、すなわち、此月廿四日のたつのときに、八つたいりうおうまねんで、

ちのおうきさハ、一すん八分四方、これもうまれこのあたまおひうした物也、又つちのなかさハ五すん一分半、これもにんけんのおうきになりたるときの十分一おまねんた物也、それにより、にんけんのおうきになりたるときハ、せうのたかさハ五しやく一すん五分、てのゆひさきまで五しやく一すん五分にてあるニより、これおまねんで、つちおするニより、よろ大工のつち、にんけんおまねんでするニより、まよいけしやう物、うちのけたるとまちないて、下のちうニおさむ物也、すなわち、此八天とうおする大くのかすハ、十二の月おひうして、十二人してするにより、つちも十二おさむる也

さて／＼、此八天とうのありかたさわ、かきりなき事な、かミほとけニ申事ハ、七十五日のあいたよな、此八天とうハ、二ほんのたから物、又三左衛門尉ためニわ、さて／＼ありかたき事にてハなきかや、此八天とうおしておくならば、まつたいちくるい、ちうるい、このはてんく、こ天神、よろすのま

はしらのゑすおしそめよ、又廿五日ニさるるとき、八天神まねんで、八つむねのゑすおしそめよや、いそぎ／＼、ことし中ニしそめよ、めうねんハ、十三月あるほとに、十三月あるとしハ、かようなるきと事ハ、しそめぬ物そや

一此八天とうハ、よの物ハしるましき物そや、天ちくひとあまくたり、此八天とうのまき物二くわん、ゑす二ツ、二ほんのうちニあるそや、すなわち、ミヤこニおいて、ひわら、ばんしよと申物ニ、まき物一くわん、ゑす一ツ、わたりたるそや、すなわちひゑいさんのはん上ともきく、きんりんのはん上ともきくそや

一東はりまのうちニ、ひわらばん上と申ばん上あるとも申、又ハひやうこニひわらはん上あるとも申か、これニハ、八天とうのまき物一くわん、ゑす一ツわたりであるそや、すなわち、二ほんのたから物ニせよと申て、わたししたるハ、七百ねんまへの事にてあるそや、すなわち此はん上ハ、八ツニ九ツハ、ひが

しはりにあるとおほへたるそや、よくくたつねよ、此まき物なくハなるましそや

一 此まき物たつねようハ、そのかうりくのきうにん、又ハ大くわんへ申わたして、たつねハ、一日二日の内ニ、東はりまのうち□たつねんそや、又それにもなくは、ひやうこ、さてハ、ひいさん、さてハ、ミヤこらくちうニ、つちくニふたおたてよ、われかひきあわせかミとなり、たづねたずへきそや、こんにちハ、かのへさるにてあるほとに、ひめしのまち、こんにたつねそめよや、又にけんハ大わやく物そや、しらすとも、そんなと申物候ハんそや、よくくしさいおとい、かきつけニちかわハ、しらするとおもへ、そてなきそや、又七百ねんまへの事にてあるほとニ、もしもそのせんそんにてなくとも、しるにてなり、此八天とうのまき物もちたる事ありつるそや、はんにてなくとも、しるとなりとも、又てらくのふるかき物のうちになりとも、此八天とうのまき物あるならば、もちていてよとたつねよ

儲其靈地、彼不淨是汚穢、重冥慮、依試鳥兎、推移遲々、段令迷惑、兎角此靈地、凡夫非所知、乞願今一般被教、彼相応淨地、早速可修造、一 摩訶菩提峯、從藍觴以來未聞、如是例、今何故照政一人告被罰、其根証如何、一 聖德太子南岳太師後身、佛法最初、天王寺草創、是移震旦淨刹、其樓閣中、八天塔無之、并依聖武皇帝勅願、我朝行基菩薩學、西梵古風、於粵号東大寺、述供養、其樓閣中、八天塔無之、一 山門三家、東寺五家、或渡唐、或渡天、習顯密二種大乘、從弘日域、以來日日、佛法秀、代々聖皇治世、大守為治、國利民、篤歸三宝、於都鄙、神社仏閣修造、其中八天塔無之、若在何耶、復八箇賢哲請來論、積中八天塔、沙汰無之、一 八天塔云、八塔事、爾八天塔見御指圖、八塔圖相、亦安置尊躰、非仏非神、全金胎、兩部經王、中此像、字印形像無之、如來說外、以何為證乎、加之塔付云、天上四塔、阿育大王、八万四千塔、皆各々異一躰、不別也、

諭、八天とうなくは、三さんの事そや、せんこく二せんこく、こめいる事おしめてせぬならば、大しかくるそや、のちのくやミハさきならぬそや、まずくはりまおてはしめとして、こんにちよるなりとも、たつねそめよや、あすハ日かあしきそや、又これおせすは、たちまちくちようふくせんそや、く、その分心へよ、三左衛門尉、天とうあしくハ、此まき物あるましきそや、天とうかよくは、やかてくあるそや、以上、
はりまあるしの太天神とうせん坊
慶長十三年十二月十二日 (花押)
ミヤこ主せんまつ (花押)
いけた三左衛門尉殿
同 五せんさま 両三人まいる
同 いはさま
多可郡 円満寺文書
姫路天城魔書返答
數翰旨雖拜覽、曾以不存、來縁証、默然送、數日、事是併非、成背、輕思、仍被仰告、八天塔欲為建立、
明 覺判
慶長十七年二月廿八日 植田左京判
大峯天狗内 東禪坊千松殿 返答
八天塔ノ図
一 二重八ツ棟作、上下トモ三テサキ、但シ上ハヲタルキニ本ツ、アリ、下ハヲタルキナシ
一 下ノ重ニ心柱アリ、八角、此柱ニ地神ノ種子并般若ヲ書トアリ
一 破風上へ四ツ常ノ破風、キツネカウシ、ゲンギョアリ、下ノ四ツカラ破風
一 四角ニホウチャクヲサゲル
一 エンイタ一方ニ八枚ツ、四方ニ三十二枚
一 上重ナゲシ、クギカクシ九ヨウ、下ノ重八ヨウ

一 ナゲシニウツ釘上ノ重十干、下ノ重十二支、一方ニ
 十五本ツ、合テ六十本、是レ六十日ノ干支ニ表ス
 一 ミツダウ宝形作り、棟八葉蓮花
 右一覽粗覚之通如此候、以上

『姫路城史』上卷

一 タルキノカス三百六十本、是レ一年ノ日数ニ表ス
 一 下ノ重左右ノ柱ニ人ノ目形アリ、是人ノ目ニ表ス
 一 上ノ重ハ八天狗ニ表ス、是魔類ノ障^{シヤク}障^{シヤク}障^{シヤク}ヲノゾカンガ
 タメト書付アリ
 一 下ノ重ハ八大龍王ヲ表ス、是一切地神水神ノサワリ
 ヲノゾカンタメト書付アリ
 八天大塔護摩堂ノ図
 一 池田三左衛門殿姫路御入部後於^ニ御城山ニ様々奇瑞御
 座候ニ付様子御尋ニ相成、其節申上候者古来より御
 城内ニ為^ニ地主神ニ長壁神社御座候処、秀吉公惣社之
 内へ御遷被^レ成候段委細申上候処、三左衛門殿依^ニ思
 召^ニ新ニ御城内へ社頭御再興被^レ遊勸請仕、愈御崇敬
 被^レ成、御供料御寄附ニ相成、御證書所持仕候

三 三子へ分与の輝政遺物

岡山大学附属図書館
 所蔵 池田家文庫

遺物

一 大内正宗御脇指 神 君江	一 悠齋貞宗御脇指 將軍家江	一 左文字刀但揚物 村越茂介江	一 一文字刀 安藤對馬守へ
一 長光無銘刀 左兵衛殿江	一 志津無銘御脇指 若君江 <small>大猷廟之腰物也</small>	一 来国俊御脇指 御国殿江	一 志津刀 青山凶書へ
一 長光無銘刀 <small>但シノキ作り</small> 常 陸 殿江	一 来国俊刀但揚物 駿河大納言殿 <small>之御事なり</small>	一 安吉脇指	一 秀 頼 殿へ
一 長光無銘刀 <small>但ヒア</small> 於 鶴 殿江	一 左文字御腰物 越後少將殿江		
一 延寿刀 本多上野介江			

一 安房刀 藤堂和泉守へ	一 三原刀 国清公常に帶し給ふ所	一 百六拾石同断 式艘
一 左文字刀 羽柴丹後守へ	一 遣シ刀 五腰	一 五拾石 同断 壹艘
一 兼重刀 同 采女へ	一 遣シ脇指 拾三腰	一 石船 <small>但内八艘ハ古キ石艘</small> 四拾八艘
一 貞長刀 浅野紀伊守へ	一 太刀 四腰	一 早船 四丁立 式艘
一 長光刀 羽柴右近へ	一 志賀之壺 壹ツ	一 石火矢拾五挺 <small>内五百目老挺二百目拾三挺</small>
一 備前無銘刀但揚物 蜂須賀 阿波守へ	一 津田藤左衛門壺 壹ツ	一 鉄炮薬 壹万斤
一 来友国脇指 羽柴越中守へ	一 かねの花入 壹ツ	一 左衛門督殿江被讓分
一 広光刀但揚物 松平土佐守へ	一 面壁達摩 壹幅	一 蜂谷郷刀 台徳廟より賜ふ所
一 直綱刀 有馬玄蕃へ	一 日本丸 但あたけ	一 二字国俊刀 同断
一 備前刀 堀尾山城守江	一 伊勢丸 同断	一 来国次刀
一 兼光刀 九鬼長門守へ	一 肥後丸 同断	一 二字国俊刀
一 当广刀 山崎左馬亮へ	一 鳳凰丸 六拾三丁立、但早船	一 吉光脇指 台徳廟より賜所
一 元重刀 加藤左馬介江	一 きとく丸 五拾三丁立、同	一 保昌五郎脇指 神祖より賜所
諸道具割	一 かりや丸 四拾二丁立、同	一 将監刀 国清公常に帶給ふ所
興国公へ御譲り之分 <small>(利隆)</small>	一 式百三拾石荷船 壹艘	一 次郎右衛門脇指 右ニ同
一 若狭正宗之刀 神君より賜りし物	一 百八拾石同断 同	一 遣し刀 八腰
一 一文字刀 神君より賜りし物	一 式百石 同断 同	一 遣し脇指 拾式腰
一 備前三郎刀	一 百九拾石同断 同	一 大脇指 式腰

- 一 ちいさ刀 老腰
- 一 太刀 三振
- 一 多ふの太刀 同
- 一 鑓之身 二本
- 一 さすか 老本
- 一 虚堂之墨蹟 老幅
- 一 おとこせの釜
- 一 太田肩衝
- 一 橋姫之壺
- 一 みとりの壺
- 一 かねの花入 老ッ
- 一 たいかい 老ッ
- 一 紀伊国丸 但安宅
- 一 吉田丸 同
- 一 無銘早船 八拾丁立
- 一 佐渡丸同 四拾二丁立
- 一 宮市丸同 四拾二丁立
- 一 波市丸同 三拾八丁立
- 一 塩市丸同 四拾丁立
- 一 曾根丸早船三拾八丁立
- 一 尾道丸同 右同断
- 一 はやふた丸同三拾六丁立
- 一 三階棚丸同但丸の字誤三拾八丁立
- 一 明石丸同 二拾六丁立
- 一 ふちくら丸同三拾式丁立
- 一 屋形 同
- 一 百八拾石荷 老艘
- 一 二百式拾石同 二艘
- 一 二百三拾石同 三艘
- 一 式百拾石同 老艘
- 一 五拾石 同
- 一 四拾石 同
- 一 石船五拾八艘内八艘古石船
- 一 けんさき舟 式艘
- 一 ひらた船 老艘
- 一 六丁立之舟 同
- 一 三丁立之舟 式艘
- 一 石火矢拾五挺内三百目老挺二百目老挺二百目拾三挺
- 一 鉄炮 八百七挺
- 一 鉄炮玉三百四拾八袋但老袋二百五拾入
- 一 鉄炮薬三万三千三百二拾四斤
- 一 なまり式万四千二百四拾八斤
- 一 塩硝 九千八百五拾式斤
- 一 硫黄 二千四百六拾八斤
- 一 弓 七百七拾張
- 一 うつほ三百十
- 一 矢 千九拾四連
- 一 甲冑 八拾式領
- 一 番具足百九拾領
- 一 持鎧 百本
- 一 宮内少輔殿江被讓分
- 一 豊後正宗刀 神君より賜ふ所
- 一 一文字刀
- 一 国行刀

- 一 来国次刀
- 一 吉田次郎左衛門刀 国清公常に帯給ふ所
- 一 遣し刀 拾腰
- 一 遣し脇指 五腰
- 一 鑓之身 老本
- 一 太刀 三振
- 一 虚堂墨蹟 老幅
- 一 尻ふくら 二ッ
- 一 字治壺 老ッ
- 一 肩衝乃壺 同
- 一 京筒之花入 同
- 一 白船 但あたけ
- 一 小安宅
- 一 高砂丸早船 五拾三丁立
- 一 紀伊国丸同 四拾八丁立
- 一 天下一丸同 四拾二丁立
- 一 長崎丸 同断
- 一 かいふ丸同 同断
- 一 うは丸 同断
- 一 住吉丸 同 三拾八丁立
- 一 大黒丸 同断
- 一 中之嶋丸同 三拾六丁立
- 一 中之津丸同 同断
- 一 松本丸 同 三拾四丁立
- 一 笠岡丸 同断
- 一 安元丸 同 三拾二丁立
- 一 小雲雀丸早船拾六丁立
- 一 今津丸 同 三拾八丁立
- 一 百九拾石荷船 三艘
- 一 式百石 同 式艘
- 一 百八拾石同 老艘
- 一 式百三拾石同 同
- 一 式百二拾石同 同
- 一 石船 三拾九艘内八艘古石舟
- 一 小早船 二艘
- 一 けんさき船 老艘
- 一 袖船 二艘
- 一 石火矢八挺内三百目老挺二百目七挺
- 一 鉄炮 四百五挺
- 一 鉄炮玉百七拾三袋但老袋二百六拾入
- 一 鉄炮薬老万五千六百六拾斤
- 一 なまり老万式千三百三拾斤
- 一 塩硝 四千九百式拾六斤
- 一 硫黄 千二百三拾四斤
- 一 弓 三百五拾三張
- 一 うつほ百五拾五
- 一 矢 五百四拾六連
- 一 甲冑 四拾領但すねあて其外小道具とも済
- 一 番具足九拾領
- 一 持鎧 百本
- 一 松千代殿江被讓分
- 一 正宗脇指
- 一 鎌倉助貞刀
- 一 守家刀 台徳廟より賜ふ所

- 一 信国脇指
- 一 信長大脇指 国清公常に帶給ふ所
- 一 左文字脇指
- 一 益庵之壺 壱ツ
- 一 丹波燈壺 同
- 一 一そ呂里之花入 同
- 一 一こちの墨蹟 壱幅
- 一 岩松殿江被讓分 (政綱)
- 一 一来国次刀 台徳廟より賜ふ所
- 一 一行光刀
- 一 貞宗脇指
- 一 一来国俊脇指
- 一 一片山刀 国清公常に帶給ふ所
- 一 一神岡脇指
- 一 山脇主馬壺
- 一 一之山乃墨蹟 壱幅
- 一 小七郎殿江被讓分 (輝興)
- 一 一行光脇指
- 一 一三池之刀 神君より賜所
- 一 一守家刀
- 一 一左文字之刀 国清公常に帶給ふ所
- 一 一信国脇指
- 一 一高木貞宗脇指
- 一 一森与三右衛門壺 壱ツ
- 一 一ちうほうの墨蹟 壱幅
- 一 良正院殿江被讓分 (存徳)
- 一 一屋勢乃壺 壱ツ
- 一 一かいつほ 同
- 一 一こさるの壺 同
- 一 一友田権之丞壺 同
- 一 一道寿つほ 壱ツ
- 一 一屏風色々 式拾四双
- 一 一前野右近壺 壱ツ
- 一 一振殿江被讓分 (元和四年)
- 一 一ほくあんつほ 壱ツ
- 一 お振殿江被讓分 (池田家履歴略記)

三 本多忠政の西の丸普請免許

以上

姫路之御城男山之方石垣御上候而多門作被成度候由承候、右之段申上候処ニ尤ニ被思食候間其御心得可被成

三河武士のやかた家康館
寄託 本多家文書

候、恐々謹言

(元和四年)
午五月十五日

(老中) 安藤对馬守 重信(花押)
土井大炊助 利勝(花押)
本多上野介 正純(花押)

三 船場川の開削

本多美濃守忠政 本多中務大輔忠勝ノ嫡男ナリ

酒井雅楽頭 忠世(花押)
本多美濃守殿人々御中

『播磨鑑』

後水尾院元和三丁巳年当城ヲ賜ハリテ勢州桑名ヨリ入部領十五万石 此時丸々ヲ修補シ櫓扉門等ヲ修覆シ猶郭外ニ水墮ヲ堀・石壁ヲ堅クシ且又至ニ飾万津ニ行程一里余ノ間ニ河水ヲ鑿チ開キテ船場川ト号シ船路ヲ通ス、長子中務太輔忠刻別ニ賜ニ十五万石ニ相俱ニ居ニ当城ニ于時忠刻將軍家台徳院殿之御婿ト成西ノ方当城ニ楼台ヲ構フ是ヲ天樹院丸ト云、此時ニ至リ姫府ノ潤色城下ノ繁昌時ヲ得タリ(後略)

〔姫路御城主御代々始記〕

(前略) 本田美濃守忠政從四位侍從姫路少将、元和三丁巳年当城を給り勢州桑名より入部、從レ是先ニ池田三左衛門輝政天主を築といふともいまた成就ヲとけす、故忠政本丸・二丸・三丸并扉門を修補し、水堀をほり、

城牆をかため、郭門十一口を造立、是吉之字ニかたりてなり、北播之川を城之西ニひらきて舟の通路ヲなし舟場川と名付、橋五つ掛、人之往来ヲ安メ、市町お立て賑ス。其中に市橋と云テ有、此橋上下小利木町市場をなす、故ニ市橋と名付たり。又外側之門五ツ、西備前門、東京口門、南飾万門、北ニ条門、北東之間ニ鬼門ニ当ルおもつて、忠政他家之門と名付(後略)

〔播州姫山歴代〕

『姫路城史』中巻

(前略) 又姫路外郭北条門普請の果取無レ之に付、自身に行て差図すれば、殊の外果取好しと云ふ。君は思慮深くして工夫に妙なり、姫路領の河流、水門樋等を丁寧ニ申付け、門々木戸々々普請、工夫を以て被ニ申付けるに依て、元文・寛保の頃迄少しも損ずる事なし

〔本多氏世家〕

『姫路城史』中巻

宗次、幼名勝五郎、後曰ニ少大夫、姫府城主本多美濃守忠政鑿ニ城之北西ニ堀レ川通ニ船筏、是時宗次受ニ忠政

三重
同南の方小天守 桁行四間式尺 梁行四間
同下タ水の方六御門 桁行二間 明キ七尺
同外南の方水の方五御門 桁行七間半 梁行七間
明キ七尺六寸
同外西の方水四冠木御門 桁行七間式尺七寸
明キ六尺三寸
同外西の方水三冠木御門 桁行七間式尺五寸
明キ五尺七寸
同外北の方水二冠木御門 桁行七間式尺八寸
明キ五尺八寸
同所西の方三ノ御櫓 桁行折廻シ五間半
梁行式間
同所北の方水一冠木門 桁行七間四尺
明キ五尺五寸
但水一御門より
御天守入口迄
所々御塀合四拾四間壹尺
○備前丸入口より二御櫓迄渡御櫓 桁行四間 梁行三間
二重
同二ノ御櫓 桁行三間半 梁行三間半
同所より御対面所迄渡御櫓 桁行七間壹尺 梁行四間
同御対面所 桁行拾式間 梁行四間半
同統東の方回家 桁行三間半 梁行式間
同統同断 桁行三間半 梁行式間
二階
同統南の方四ノ御櫓迄長局 桁行九間半 梁行三間
二重
同四ノ御櫓 桁行三間 梁行式間半
同所統東の方長局 桁行廿間壹尺五寸 梁行三間

同
同所北の方回家同断 桁行四間 梁行三間
同東の方回家同断 桁行四間半 梁行三間
同所北の方五ノ御櫓 桁行三間 梁行同断
同統北の方渡御櫓 桁行三間式尺 梁行三間
桁行七間式尺 梁行七間式尺
同所東入口御門 桁行七間式尺 梁行七間式尺
同統北の方渡御櫓 桁行式間 梁行同断
同統西の方同断 桁行八間 梁行三間半
同統南の方同断 桁行四間 梁行式間半
同所御台所入口 桁行二間 梁行壹間 但唐破風
同御台所 桁行拾式間 梁行拾壹間
同統上台所 桁行七間半 梁行五間半
同統西の方回家 桁行五間半 梁行三間
同所雪隠壹ヶ所 式間ニ一間式尺
同壹ヶ所 式間ニ一間半
同所御塀 拾三間五尺
○菱の御門 桁行十間半 梁行四間明キ一丈三尺
ク、リ明キ三尺九寸
同所左右御塀 三拾七間
菱の御門内北ノ方 桁行三間四尺 袖ノ間一間一尺五寸
明キ一丈五寸 ク、リ四尺
○いノ冠木御門

同所東の御塀 式拾八間
同所井戸屋形 壹間半四尺
いノ御門北ノ方 桁行四間四尺六寸 袖の間一間式尺
明キ一丈五寸 ク、リ四尺
○ろノ冠木御門 桁行五間四尺 梁行式間五尺七寸
同所西ノ方瓦葺 七拾壹間 但御門内北ノ方共ニ
同所左右御塀 七拾壹間 但御門内北ノ方共ニ
ろノ御門北ノ方 桁行三間半 梁行一間式尺五寸
明キ七尺五寸 ク、リ三尺一寸
○はノ御門 桁行三間半 梁行三間
同所西ノ方いノ御櫓迄渡御櫓 桁行六間 梁行三間
二重
同いノ御櫓 桁行三間式尺 梁行三間
同統東ノ方渡御櫓 桁行十五間 梁行三間一尺六寸
同所東ノ方御多門 桁行六間 梁行式間一尺七寸
同所南ノ方御土蔵 桁行三間 梁行式間
同所御塀三拾八間 但はノ御門東ノ方并北ノ方共ニ
「この項説明につき異本により補う」
「はノ御門北ノ方 桁行式間式尺五寸 梁行壹間四尺五寸
明キ六尺五寸
○にノ御門 桁行壹間四尺六寸 梁行式間半
同統西方ろノ御櫓迄渡御櫓 桁行三間式尺四寸 梁間式尺五寸
二重
同ろノ御櫓 桁行三間式尺四寸 梁間式尺五寸
同統北方はノ御櫓迄御多門 桁行九間五尺 梁行式間五尺五寸
二重
同はノ御櫓 桁行四尺七寸 梁行三間式尺六寸

同統東方御多門 桁行拾壹間四尺五寸 梁行式間四尺
同所御塀三拾八間式尺 但にノ御門東方并北方共
にノ御門内東ノ方 幅拾四間半にノ御門外袖塀
○ほノ冠木御門 桁行壹間式尺 明キ四尺八寸
一重
同所北ノ方にノ御櫓 桁行三間五尺 梁行四間式尺八寸
同統東ノ方御多門 桁行七間 内ニ井戸アリ
梁行三間二尺四寸
「異本により補う」
同統東ノ方塩蔵 桁行拾五間式尺 梁行三間式尺六寸
同統ほノ御櫓 桁行五間半 梁行四間三尺五寸
同統東ノ方御多門 桁行拾間 梁行四間半
同統南ノ方同断 桁行五間半 梁行三間
同所南ノ方へノ冠木御門 桁行壹間式尺式寸
袖ノ間一間一尺
同所御塀拾五間一尺五寸 但ほノ御門北ノ方并へ
へノ冠木外東方 桁行三間壹尺五寸 梁行壹間五尺
明キ一丈一尺 ク、リ明キ式尺壹寸
○とノ御門 桁行三間二尺 梁行三間一尺
同統南ノ方御多門 桁行三間二尺 梁行三間一尺
同所外東ノ方とノ二冠木御門 桁行二間半
袖間五尺 明キ七尺
ク、リ式尺九寸
同とノ三同断 桁行式間 明キ六尺
同北ノ方焰焔蔵 桁行二間六尺 梁行一間三尺五寸
但入口二枚扉 四方屋根地形共切石
同所東ノ方とノ四冠木御門 袖間一間 明キ八尺四寸
ク、リ明キ三尺一寸

同所御堀百式拾四間 但^とノ^一御門外ヨリ^とノ^二御門東
と^とノ^一御門内南ノ方 長壁、但表通と^とノ^三御門左右共
○ちノ冠木御門 桁行式間 明キ四尺一寸

同所北ノ方御堀五間

同所東ノ方御多門 桁行七間半 梁行四間内ニ井戸あり

同所左右御堀 拾三間

同所南ノ方御多門 桁行六間半 梁行式間半

同所南ノ方御多門 井戸曲輪入口上 桁行十間 梁行四間一尺

同所南ノ方御多門 桁行拾一間半 梁行三間

同所左右御堀拾九間

同所西ノ方ヘノ御櫓 桁行五間 梁行式間四尺五寸

同所東ノ方曲家 桁行五間 梁行二間

同統北ノ方リノ冠木御門 桁行式間四尺 袖間一間 明キ八尺式寸

同所東ノ方御堀拾六間 榑行式間四尺 袖間一間 明キ八尺式寸

○上山里東方御多門 桁行七間一尺五寸 梁行三間五尺

同統南ノ方とノ御櫓迄御多門 桁行拾五間 梁行三間

同とノ御櫓 桁行四間半 梁行三間式尺六寸

同統西ノ方御多門 桁行式間一尺式寸

同統御多門 桁行五間四尺 梁行式間一尺五寸

二重 同所西ノ方ちノ御櫓 桁行四間半 梁行三間半

同統ぬノ御門迄折廻シ渡御櫓 桁行式拾一間 梁行二間五尺

同所々御堀 拾九間四尺

ぬノ御門外西ノ方 桁行五尺七寸 明キ三尺七寸

○るノ冠木御門 桁行式間 袖ノ間 一尺一寸 明キ八尺

同所西ノ方リノ御櫓 桁行四間四尺五寸 梁行式間六寸

同所西ノ方折廻御堀 式拾四間一尺五寸

○西ノ丸北入口冠木御門 桁行三間四尺七寸 袖間一間 明キ八尺 榑、リ三三式五寸

同所北ノ方御化粧間 桁行八間半 梁行三間

同統西ノ方ぬノ御櫓迄長局 桁行拾四間式尺 梁行三間

同ぬノ御櫓 桁行四間一尺 梁行三間

同統西ノ方長局折廻 桁行三拾式間 梁行三間

同統同断長局 桁行式間式尺 梁行一間一尺五寸

同統同断るノ御櫓迄長局 桁行拾間 梁行三間

同るノ御櫓 桁行三間四尺 梁行三間半

同統南ノ方御多門 桁行十一間五尺 梁行三間

同統東ノ方御多門 桁行拾四間式尺五寸 梁行式間二尺五寸

同統東ノ方をノ御櫓迄渡御櫓 桁行三間 梁行二間五尺

同をノ御櫓 桁行三間式尺五寸 梁行二間二尺五寸

同統南ノ方渡御櫓 桁行四間式尺 梁行式間半

同統南ノ方わノ御櫓迄御多門 桁行式拾三間半 梁行式間半

同わノ御櫓 桁行三間半 梁行三間半

同統東ノ方御多門 桁行五尺式寸 梁行三間半

同所東ノ方かノ御櫓 桁行五間四尺 梁行三間半

同統北ノ方御多門 桁行式間五尺 梁行三間半

同所北ノ方西丸南入口冠木御門 間一間一尺 明キ一丈 榑、リ三三式七寸

同所々御堀百式拾六間半 但東南ノ方

○菱御門外御堀七拾八間 但榑御既并下山里共

菱ノ御門外南方 桁行一間五尺 袖ノ間一間 明キ九尺

同所西方鷺山口御門 桁行三間五尺 梁行式間 明キ六尺八寸 榑、リ明キ三尺

同所北ノ方冠木御門 桁行一間 明キ四尺

同所々御堀拾八間 但榑下御門并鷺山口御門外共

○御本丸西北ノ方角よノ御櫓 桁行七間 梁行式間半

同統東ノ方渡御櫓 桁行五間半 梁行式間一尺

同よノ御櫓統南方たノ御櫓迄渡御櫓 桁行十六間半 梁行式間五尺

同たノ御櫓 桁行五間 梁行三間五尺五寸

同統南方渡御櫓 桁行九間五尺 梁行式間四尺七寸

同統南方れノ御櫓迄御多門 桁行三拾間 梁行式間四尺七寸

同れノ御櫓 桁行四間三尺五寸 梁行三間式尺四寸

同統東ノ方御多門 桁行式間五尺七寸 梁行式間式尺

同東方そノ御櫓西ノ方御多門 桁行七間式尺七寸 梁行式間五尺八寸

同そノ御櫓 桁行三間半 梁行三間

同北ノ方御多門 五尺ニ式間 但御門下門明キ五尺

同所東ノ方つノ御櫓 桁行五間四尺 梁行三間半

同所南通御堀 九拾六間

同東方唐門 桁行五尺 梁行一間 一尺五寸 明キ五尺

同所北ノ方前ノ御門迄御土蔵 桁行十八間四尺五寸 梁行三間

同前ノ御門 桁行五間四尺四寸 榑行式間二尺 明キ九尺八寸 榑、リ明キ四尺一寸

同所外冠木御門 榑行式間 袖ノ間一間 明キ一丈一尺九寸

前之御門統北ノ方御長屋切手御門通折廻黒御門迄

同黒御門より御長屋西ノ方渡御櫓迄 桁行七拾三間 梁行二間二尺

切手御門明キ六尺 桁行五拾四間 梁行式間一尺五寸

黒御門 明キ九尺五寸 榑、リ明キ三尺五寸

切手御門外北ノ方御土蔵 桁行十間半 梁行四間

同統北ノ方新御門迄御土蔵 桁行十間半 梁行四間
同新御門 桁行十二間 梁行三間半 明キ一丈
式尺三寸ク、リ明キ四尺三寸
同統北ノ方折廻除米御蔵 桁行四十五間
梁行三間半
○切手御門外南方御長屋 桁行十一間
梁行式間一尺五寸

同統北ノ方冠木御門 桁行式間二尺 明キ六尺五寸
同統東ノ方御厩 桁行八間 梁行三間一尺五寸
同所南ノ方長屋御門迄御厩 桁行四拾八間
梁行式間一尺五寸
同長屋御門 桁行四間半 袖間一間半
梁行式間半ク、リ四尺一寸
同所内北方御長屋 桁行十九間 梁行式間半
内御門明キ八尺ク、リ三尺

同所南ノ方御長屋 桁行拾四間 梁行式間半
同統東ノ方冠木御門 桁行三間 明キ六尺六寸
同所南ノ方猿頭塀御門共二十八間 門明キ五尺六寸
○太鼓御櫓 桁行五間 梁行四間
三重

同統東ノ方桐御門迄御多門 桁行拾二間 梁行三間式尺
同桐御門 桁行拾三間 梁行三間式尺
明キ一丈五尺五寸ク、リ明キ五尺
同所西ノ方冠木御門ク、リ明三尺五寸 明キ一丈三寸
袖ノ間一間式尺
同所外桜冠木御門 桁行三間一尺五寸 袖間一間一尺
明キ一丈三寸ク、リ明キ三尺七寸
同所南ノ方出番所 式間二一間半

同所御塀三拾四間半 但桐冠木御門左右
榑御門左右共
同所外御橋 長拾四間半 横三間六寸
同所南ノ方腰掛ケ 桁行十五間 梁行三間
○向御屋鋪南ノ方ねノ御櫓 桁行折廻九間半
二重 梁行三間一尺五寸

同所東ノ方なノ御櫓 桁行五間三尺七寸 梁行四間半
同所西ノ方御多門 桁行二間半 梁行四間一尺四寸
同統北ノ方御多門 桁行三間七寸 梁行同断
同所傘間 真柱三尺一寸角 桁行拾
間四尺五寸 梁行八間半
同所西通御長屋 桁行六拾一間 梁行式間半 内御門
明八尺ク、リ明キ三尺二寸

同統東ノ御長屋 桁行式拾一間 梁行四間式尺
ク、リ明キ三尺二寸
右同断 桁行十七間一尺 梁行式間四尺五寸
内御門明キ八尺七寸ク、リ明キ三尺三寸
同所々御塀百九拾五間 但東南之方
○上三方西ノ方御米蔵 桁行式拾三間五尺
梁行三間半
同所東ノ方折廻御米蔵 桁行三拾四間半
梁行三間半

○御用米南ノ方御米蔵 桁行拾六間 梁行式間半
同所西ノ方御米蔵 桁行拾間 梁行三間半
同所北ノ方御米蔵 桁行式拾七間半 梁行四間半

同所東ノ方御米蔵 桁行式拾式間 梁行三間半
同所入口御門三ヶ所 桁行式間一尺 明キ六尺但入口共

同所々御塀 五拾五間
○菊御門 表裏之分とも 桁行拾間内三間四方
但三重御櫓 梁行六間半 明キ一丈三
尺五寸ク、リ明キ三尺五寸
同所御番所 桁行三間半 梁行式間半

同所冠木御門 桁行式間 袖間一間一尺五寸
明キ九尺七寸ク、リ明キ三尺五寸
同所左右御塀外共 三拾三間
菊御門東ノ方二重 桁行六間 梁行四間
○むノ御櫓 七拾五間

同所北ノ方御塀 桁行式間半 明キ七尺五寸
○御作事入口御門 但入口御門左右并東南
折廻とも

同所御塀百拾七間一尺 桁行八間 梁行三間式尺五寸 明キ
一丈九尺ク、リ明キ三尺九寸

○絵図御門 同統東ノ方うノ御櫓 桁行五間式尺 梁行三間式尺
同統南ノ方御多門 桁行五間式尺 梁行式間半

右同断 桁行四間半 梁行四間
同断御番所 桁行七間半 梁行式間
同所冠木御門 桁行三間半 袖ノ間老間式尺
明キ一丈六尺ク、リ明キ四尺六寸

同所御番所 桁行四間 梁行式間

同所内外御塀 五拾三間半

同所内外腰掛 桁行八間 梁行式間
桁行八間 梁行式間四
尺八寸 明一丈式尺

○喜斎御門 桁行三間 梁行老間半
同所御番所 桁行式拾間 梁行四間半

○下三方東ノ方御米蔵 桁行折廻式拾六間 梁行四間半

同所西ノ方御米蔵 桁行拾四間 梁行四間半
○内船場御米蔵 桁行拾四間 梁行四間半

同所北ノ方御米蔵 桁行拾三間 梁行四間半
二重

同所南ノ方みノ御櫓 桁行四間五尺 梁行三間四尺
喜斎御門左右、下三方入口
但御門左右、みノ御櫓左右、
内船場御蔵北ノ方とも

○冠木御門 桁行式間八尺 袖間老間一尺
明キ七尺五寸ク、リ明キ三尺
同所北ノ方八頭御門 桁行七間半 梁行式間
明キ九尺二寸

同統西ノ方御多門 桁行式間半 梁行三間一尺
同所御塀七拾間四尺五寸 但八頭御門左右并
八頭御門北ノ方三重 冠木御門左右共

○のノ御櫓 桁行五間四尺五寸 梁行三間半
同統東ノ方御多門 桁行二間 梁行二間二尺二寸
同所左右御塀 式百七拾間半 但西ノ方勢隠御門迄
桁行八間四尺 梁行式間半
同所北ノ方勢隠御門 明キ八尺三寸ク、リ明キ三尺

同所冠木御門 桁行一間四尺 袖ノ間一間 明キ八尺
 同所々御扉式拾間四尺五寸 但勢隱御門西ノ方并冠木
 二重 御門左右外東ノ方とも
 同所西ノ方おノ御櫓 桁行五間三尺七寸 梁行四間半
 同統東ノ方御多門 桁行三間 梁行三間式尺五寸
 同統西ノ方御多門 桁行二間一尺 梁行三間半
 同所より南ノ方勢隱御門迄御扉 百三拾七間
 同勢隱御門 桁行七間一尺五寸 梁行式間五尺五寸
 明キ一丈四寸 ク、リ明キ四尺
 同統西ノ方御多門 桁行六間 梁行一間四尺
 右同断 桁行四間式尺七寸 梁行式間五尺
 同所より西ノ方市ノ橋御門迄御扉 百式拾四間半
 ○市ノ橋御門 桁行八間四尺 梁行式間半
 明キ一丈五寸 ク、リ明キ三尺五寸
 同所御番所 桁行四間半 梁行式間式尺五寸
 同所冠木御門 桁行三間 袖間一尺五寸
 明キ一丈 ク、リ明キ三尺五寸
 同統南ノ方出番所 桁行式間一尺 梁行一間半
 同所左右御扉 式拾九間半
 同所外御扉 長拾一間半 横三間
 市ノ橋御門西より車御門迄御扉 百八拾一間半
 ○車御門 桁行九間半 梁行三間式尺五寸
 明キ一丈五尺一寸 ク、リ明キ五尺一寸

同統北ノ方御多門 桁行式間半 梁行式間半
 同所冠木御門二ヶ所 桁行三間 袖ノ間一間式尺 明キ
 一丈式寸 ク、リ明キ三尺式寸
 同所出番所 桁行二間一尺 梁行一間半
 同所車道冠木御門 桁行式間式尺 袖ノ間一
 間式尺 明キ一丈二寸
 同所御扉三拾間四尺五寸 但冠木御門左右并出
 番所東ノ方とも
 同所外御橋 長拾一間一尺五寸 横三間一尺
 車御門南より埋御門御櫓迄御扉 七拾式間式尺
 ○埋御門御櫓 桁行五間半 梁行四間二尺五寸
 同統北ノ方御多門 桁行三間半 梁行式間五尺
 同統東ノ方御多門 桁行三間 梁行式間五尺
 同所東ノ方埋門 桁行式間半 梁行一間一尺五寸
 明キ九尺五寸 ク、リ明キ三尺二寸
 同所冠木御門 桁行式間半 袖ノ間一間一尺
 明キ八尺 ク、リ明キ三尺五寸
 同左右御扉 三拾五間半 埋御門上とも
 ○鷗御門 桁行七間半 梁行式間四尺
 明キ一丈四尺 ク、リ明キ四尺八寸
 同所御番所 桁行四間 梁行式間
 同所冠木御門 桁行三間 袖ノ間一間二尺
 明キ一丈 ク、リ明キ三尺
 同所々御扉 六拾五間五尺 但御門左右并冠木
 ○中ノ御門 桁行九間 梁行三間式尺
 明キ一丈式尺 ク、リ明キ五尺

同統南ノ方御櫓 桁行四間半 梁行三間式尺
 同所御番所 桁行四間半 梁行式間一尺
 同所冠木御門 桁行三間一尺 袖ノ間一間二尺
 明キ一丈三寸 ク、リ明キ三尺七寸
 同所御番所 桁行一間四尺 梁行一間
 同所々御扉 百五拾間 但御門左右并冠木
 但御門左右外共
 ○惣社御門 桁行拾間 梁行三間五尺 明キ一
 丈五尺二寸 ク、リ明キ五尺五寸
 同統西ノ方御多門 桁行式間式尺 梁行三間式尺
 同所御番所 桁行四間半 梁行三間式尺
 同所冠木御門 桁行式間五尺五寸 袖ノ間一間二尺五寸
 明キ九尺三寸 ク、リ明キ三尺三寸
 同所御番所 桁行一間四尺 梁行一間
 同所々御扉 八拾七間半 但御門左右并冠木
 但御門左右とも
 ○鳥居先御門 桁行三間 梁行一間一尺 明キ
 七尺五寸 ク、リ明キ三尺一寸
 同所御番所 桁行式間一尺 梁行一間半
 同 桁行式間 梁行一間
 同所外御橋 長九間半 横二間一尺
 同所冠木御門 桁行二間半 明キ七尺八寸
 同所御扉 八拾間 但御門左右并冠木御門左右とも
 内京口御門 桁行八間四尺 梁行三間二尺八寸 明キ
 一丈四尺五寸 ク、リ明キ四尺八寸

同所御番所 桁行五間半 梁行二間半
 同所冠木御門 桁行三間 袖ノ間一間一尺
 明キ一丈 ク、リ明キ三尺三寸
 同所々御扉 百式拾三間 但御門左右并冠木
 ○久長御門 桁行八間四尺 梁桁三間二尺八寸
 明キ一丈五寸 ク、リ明キ五尺三寸
 同御番所 桁行四間半 梁行式間一尺
 同冠木御門 桁行三間 袖ノ間一間一尺
 明キ一丈 ク、リ明キ三尺四寸
 同所々御扉四拾九間但御門左右并冠木御門左右とも
 ○野里御門 桁行七間四尺五寸 梁行三間一尺五寸
 明キ一丈三尺四寸 ク、リ明キ四尺式寸
 同所御番所 桁行四間 梁行式間
 同所冠木御門 桁行二間五尺八寸 袖ノ間一間式尺
 明キ一丈三寸 ク、リ明キ三尺五寸
 同所々御扉八拾五間但御門左右并冠木御門左右とも
 ○清水御門 桁行拾間 梁行三間半 明キ一丈
 三尺五寸 ク、リ明キ三尺三寸
 同所御番所 桁行四間 梁行式間二尺
 同所冠木御門 桁行式間五尺三寸 袖ノ間一間式尺
 明キ一丈 ク、リ明キ三尺三寸
 同所外御橋 長拾壹間一尺八寸 横三間壹尺
 同所々御扉百三拾七間一尺五寸 御門左右并冠木御門左
 右南ノ方おノ御櫓下迄
 ○竹ノ御門 桁行一間一尺 袖ノ間一間 明キ八尺七寸
 同所御番所 桁行式間 梁行一間壹尺

同所土橋

長式間兩方築出
石垣式間宛 村翁夜話集

一 御城外竹ノ御門は御本城より鬼門ニ当りたる由昔ハ他家と書たる処いつの頃よりか竹の文字ニ書替たるとなり

茗話燭談

一 竹の門ハ長ノ隅ニて鬼門に当れり、本多忠次建立の時鬼門を忌むと云ハ他家の門と号すしと 他家竹ト訓通

村翁夜話集下回

一 総社門ハ本城之大手之門也ト云

後藤基邑著述之事始経歴考に出たり

○外京口御門

梁行三間半 明キ一丈三尺
ク、リ明キ五尺

同統東ノ方御櫓

桁行四間式尺 梁行三間

同統西ノ方御多門

桁行一間半 梁行一間五尺

同所御番所

桁行四間式尺 梁行式間一尺

同冠木御門

桁行三間二尺五寸 袖ノ間一間二尺七寸
明キ一丈一尺一寸 ク、リ明キ三尺八寸

同御番所

桁行式間 梁行一間半

同外御橋

長六間式尺 横三間

同所々御堀六拾壹間但御門左右并冠木御門左右とも

○北条御門

桁行七間 梁行式間 明キ一丈二尺
ク、リ明キ四尺七寸

同統南ノ方御櫓

桁行六間半 梁行式間半

同所御番所

桁行四間 梁行式間

同所外御堀

四拾四間半

○飾方津御門

桁行十二間 梁行二間半
明キ一丈二尺式寸 ク、リ四尺式寸

同統北ノ方御多門

桁行一間 梁行式間

同所御番所

桁行五間半 梁行式間式尺

同所外御堀

式拾式間四尺

○福中御門

桁行八間四尺 梁行式間四尺五寸
明キ一丈三尺 ク、リ明キ五尺式寸

同統西ノ方御櫓

桁行五間 梁行三間半

同統北ノ方御多門

桁行一間二尺五寸 梁行式間半

同統東ノ方御番所

桁行四間半 梁行式間但底とも

同所南ノ方出番所

桁行三間一丈一尺 梁行式間

同所冠木御門

桁行三間式尺 袖ノ間一間二尺七寸
明キ一丈一尺一寸 ク、リ明キ三尺八寸

同所外御橋

長拾壹間五尺 横三間一丈一尺

同所々御堀百九拾間四尺

御門左右并冠木御門より
埋御門御櫓下迄、同出番
所より獄屋南通りとも

○外船場御米蔵

桁行式九間 梁行四間

○男山焔焔蔵

桁行十一間 梁行三間

同老ヶ所

桁行式間 梁行式間

○中島焔焔合小屋四棟

内一棟御土蔵 桁行式間半 梁行一丈一尺

同一棟

桁行八間半 梁行式間

同一棟

桁行四間 梁行式間

同一棟

桁行四間半 梁行式間

一 御堀間數三千百式拾式間 但矢狭間付ト

内七百拾八間半

新御門内御天守、ヒノ四御門迄

同千百九間

御本丸より向御屋鋪・絵図御門・
喜齋御門・北勢隱御門迄

同六百八拾三間半

清水御門左右 北勢隱御門・南勢
隱御門・市ノ橋御門・埋御門御櫓
也

同三百間

埋御門・鵬御門・中ノ御門・惣社
御門・御内京口御門・久長御門・
野里御門

同三百拾壹間

外京口御門・北条御門・飾方御門
・福中御門・埋御門御櫓也

一 御堀間數六千三拾間

内千三百式拾四間

大手御橋より西勢隱堀留迄、同所
より東ノ方菊御門并御作事前通絵
図御門迄、菊御門より御用米御蔵
裏通并絵図御門より喜齋御門迄、
喜齋御門より清水通北勢隱御門迄

同千八百式拾八間

清水御門より野里御門・久長御門
・内京口御門・鳥居先御門・惣社
御門・中ノ御門・鵬御門・埋御門
迄

同式千八百七拾八間

清水御門より市ノ橋御門・車御門・
福中御門・飾方御門・北条御門・外
京口御門・竹ノ御門・鍛冶町堀留迄

一 敷側垣間數三千四百七拾七間

清水御門より野里御門・久長御門・
清水御門より市ノ橋御門・車御門・
福中御門・飾方御門・北条御門・外
京口御門・竹ノ御門・鍛冶町堀留迄

櫓・塀共 窓合五拾九

矢狹間合百貳拾七 内百貳拾六御塀之分

鉄炮狹間合五百貳拾 内四百九十四御塀之分

埋御門御櫓脇より福中御門・飾万御門・北条御門・

外京口御門迄、御門・御櫓・御塀共 窓合貳拾九

矢狹間合七拾三 内六十八御塀之分

鉄炮狹間合貳百拾貳 内二百八御塀之分

窓惣合九拾壹 但表通斗

矢狹間惣合六百三 内五百四拾八御塀之分

鉄炮狹間惣合貳千五百貳十貳 内千五百三拾八御塀之分

一 御天守初重 桁行拾五間三尺八寸 梁行拾壹間三尺

但六尺間 南方石垣高拾八間半 夫より棟迄拾七

間四尺 北ノ方石垣四尺六寸

一 備前丸南方石垣高サ拾四間 井戸家東之外石垣

一 上山里東西貳拾五間程 南北貳拾間程 高サ拾五間

一 菱御門よりいノ御門迄貳拾五間程

一 西ノ丸東西五拾五間程、南北八拾間程

一 大手の渥に掛ル橋を桜橋ト云、擬宝珠之銘ニ慶長七

壬寅十一月吉日播州姫路御城南御橋擬宝珠野里五郎
右衛門尉

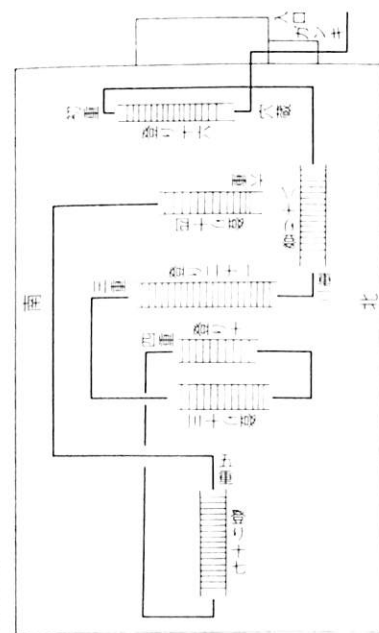
一 大手の門を桜門ト云、秀吉置塩山より引ト云、又伏
見より引共云

一 外京口門之渥に掛ル橋を京橋ト云、元土橋也、寛延
二年洪水に流崩後板橋ト成ル 村翁夜話集下同

〔姫陽秘鑑〕

三 御天守仮階子の図

姫路市立図書館所蔵
酒井家史料



〔姫陽秘鑑〕

三 諸櫓方角番付

諸々御櫓方角番附

姫路市立図書館所蔵
橋本文庫

御天守向

イノ御櫓貳重 はノ御門内西ノ方

ロノ御櫓二重 同所内北ノ方

ハノ御櫓二重 にノ御門内西北角

ニノ御櫓壹重 ほノ御門内北西ノ角

ホノ御櫓 同所内東ノ方

ヘノ御櫓 りノ御門側東南^(角)

トノ御櫓 上山里東南角

チノ御櫓 同所西ノ方

リノ御櫓 をの御門御櫓

西ノ丸 西丸御化粧ノ間統西方

ぬノ御櫓 同所長局統北西ノ角

をノ御櫓 同所より統るノ御櫓南ノ方

わノ御櫓 同所より統西南角

かノ御櫓 同所南東ノ角

よノ御櫓 御本城西北方

たノ御櫓 よノ御櫓南ノ角

れノ御櫓 たノ御櫓南西角

御月見御殿

そノ御櫓 御月見御殿東

つノ御櫓

御太鼓櫓

向御屋鋪

ねノ御櫓 向御屋敷内南西ノ方

なノ御櫓 同所東ノ方

らノ御櫓 同所南東ノ方

むノ御櫓 菊ノ御門御櫓

うノ御櫓 御用米御蔵東裏

ひノ御櫓 下三方御蔵裏南^(角)

のノ御櫓 勢隠門北ノ方

おノ御櫓 北勢隠御門西ノ方

文政十二丑^{ヨリ}八月

嘉永五改造
二十一年ニナル

小崎守廉蔵本

三 姫路城内略記

岡山大学附属図書館
所蔵 池田家文庫

居間惣締ノ外六十畳 炉一間半
但シ五間

虎ノ間 三十六畳 入側 十八畳

同裏手 二十一畳半 同入口 七畳

評定ノ間 四十三畳半 但シ五間

同休息所上ノ間 十二畳 下ノ間 十四畳

新小書院入側共 四十七畳半

次ノ次ノ間 三十六畳 入側 九畳

同廊下 十八畳半

同上段 十二畳 廊下 二十三畳

ツ、三間

同廊下 十八畳半 杉戸前廊下 七畳半

用人詰所 十二畳

時計ノ間 二十五畳 入側 八畳

御使者間前廊下 六畳

同次ノ間 十五畳

勝手ノ間 五十二畳 内上段 八畳

御使者間 十二畳 床 一間半

居間 十八畳半 床 一間半

炉 一間半

楽屋 装束ノ間 床共 十八畳

同入口 二十一畳

又勝手ノ間 十二畳

同入側 十四畳

次ノ間 二十八畳

台所入口廊下 九十六畳

鶴ノ間 百五十一畳 床 八畳半

居間付属ノ間 五十九畳 但シ九間

外ニ小部屋数多

但入側上段共 内上段七畳半

又二間 合テ十九畳

台所ノ分 板敷二間ニ八間 八間ニ

同入側雁ノ間 二十三畳半

又三間 合テ四十九畳

八間 三間ニ五間 外ニ十

同裏手 十五畳 外ニ九畳

湯殿南天廊下 幅一間余 長四間半

七畳

小書院入側共 七十畳 外ニ床 三

同所蜻蛉ノ間二間 合テ二十畳

同入口板敷 三間半ニ二間 一間半

畳半

湯殿 五間ニ三間 板敷

ニ三間

同廊下 二十五畳半

同所 五間 外ニ四畳

鶴ノ間裏手応対ノ間 四十五畳

同廊下 四十二畳

内玄関 三十畳

畳数合

蜜相ノ間二間 合テ四十畳

同廊下 長サ十四間 幅二間

右ノ外間数有之候得共大略如斯

三 大工幾蔵姫路城図

姫路市立図書館所蔵

文政六

癸未夏凶ス之

播姫 龍野町五丁目
大工源助梓
幾蔵凶ス 十七才

此本何方へ
参り候共早々
御戻し可被下候

播州姫路之御城ハ羽柴筑前守秀吉公之御筑ナリ、日本

中ニ天守となふる事ハ三ヶ所より外ニナシ、当御天

守ハ四方正面ハツ棟造りと申ス、下ノ間千畳敷、上ノ

間百畳敷ナリ、小天守櫓には数多之御局女中達之居間

也、鱧の眼ハ金也、大手ニハ下馬札立、裏下馬モ同断

城内に御本城トテ殿様之御住居之御殿有、此御本丸広

サ凡八千畳程之御殿御能舞台モ有

同、少シ東ニ御向ふ屋敷と申客殿有、此広サ凡五六

百畳ナリ、此所ニ傘之間ト申ス御殿有、広サ千畳敷ナ

リ、姫山ニ八天堂ト申社有

長壁大明神社アリ

中堀通り、郭・御門之數十ヶ所有、此門十一口ト書

て古之字也、是ハ他ニ無キ事也、当御城之難無キ様之

御筑ナリ

大名町と申スハ昔ハ諸大名之御屋敷也と承、其外城内

郭 外ニ名所古跡数多有といへとも略ス、くわしくハ

播磨名所廻見記ニ見へたり

御門有増書出ス

内堀通りニハ大手・裏下馬・菊之門、メ三ヶ所

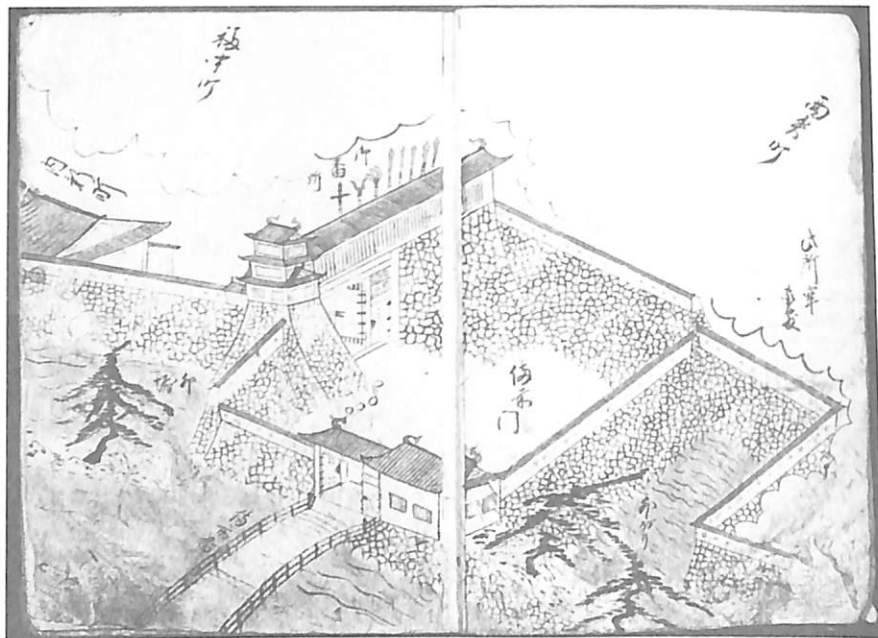
中堀通りニハ中之門・鷗門・埋門・車門・市之橋御門

・清水御門・野里御門・久長御門・内京口御門・不明

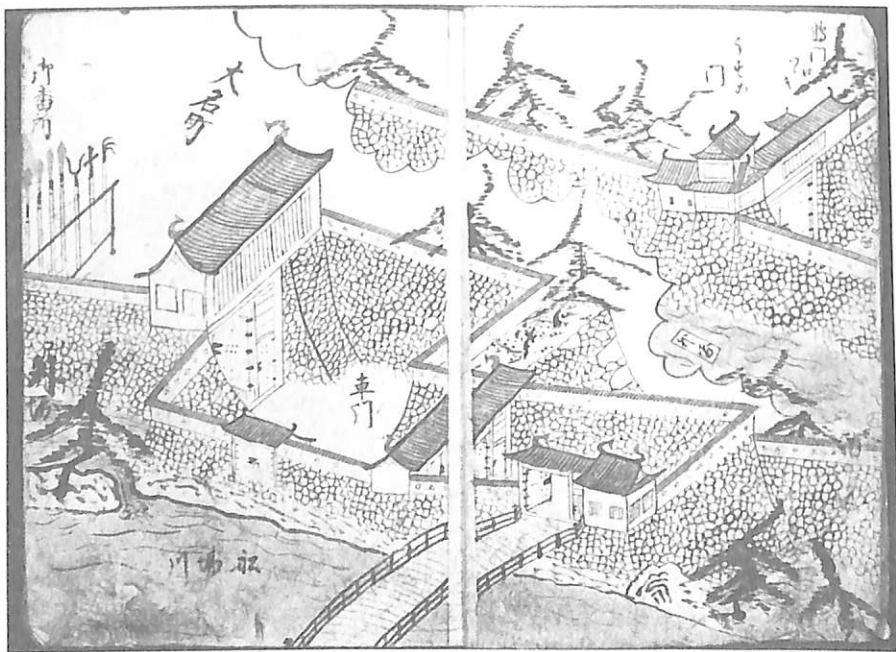
御門・惣社御門、メ十一ヶ所

外堀通りニハ備前門・鹿間門・外京口門・北条門・竹

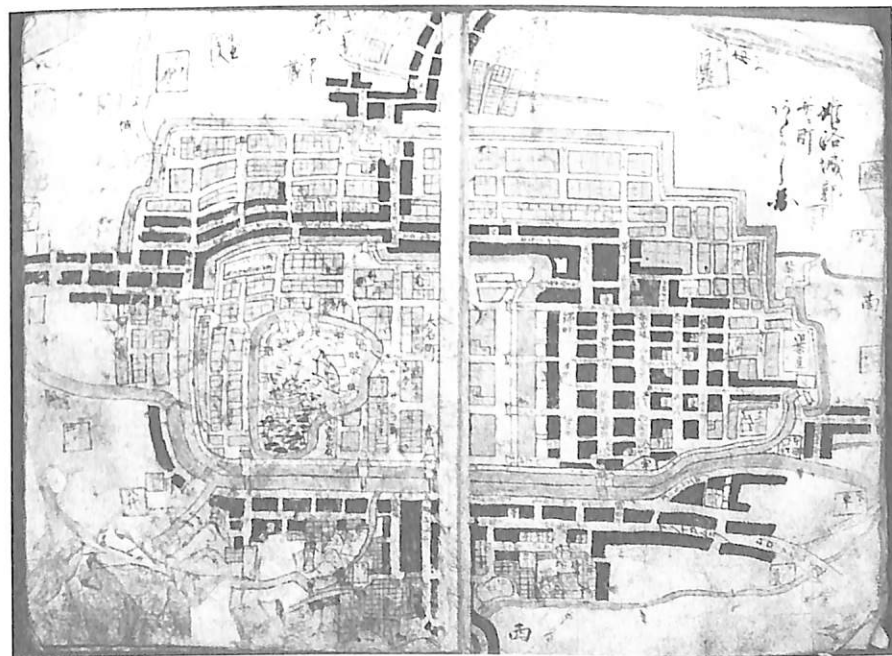
之門、メ五ヶ所



櫓前門



車門



姫路城郭ならびに町あらまし図

此外ニ御城内ニいろは門四十八ヶ所有
裏下馬ノ東ニ御東屋敷ト申ス有、御休所とも申ス、当
御殿様御在城之節不断ハ此所ニ御居住、諸事表御用之
節ニハ右御本丸ニ御居住ナリ、此所ニも御能舞台有
当所御居住被遊候御方々

羽柴筑前守秀吉公様

池田三左衛門ノ尉照元卿様

本田美濃守様

榊原式部大夫様

松平大和守様

酒井鴉楽頭様

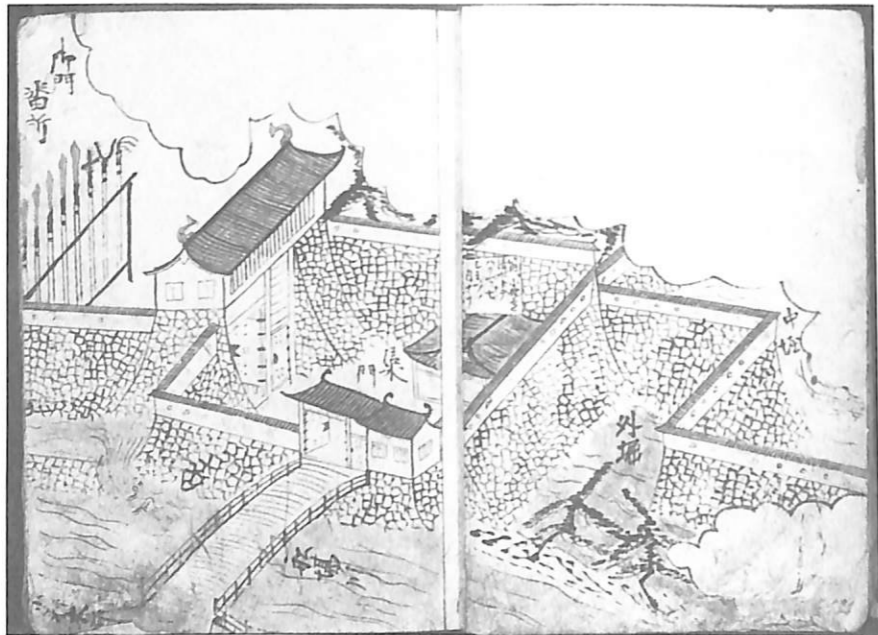
百万石

五十二万石

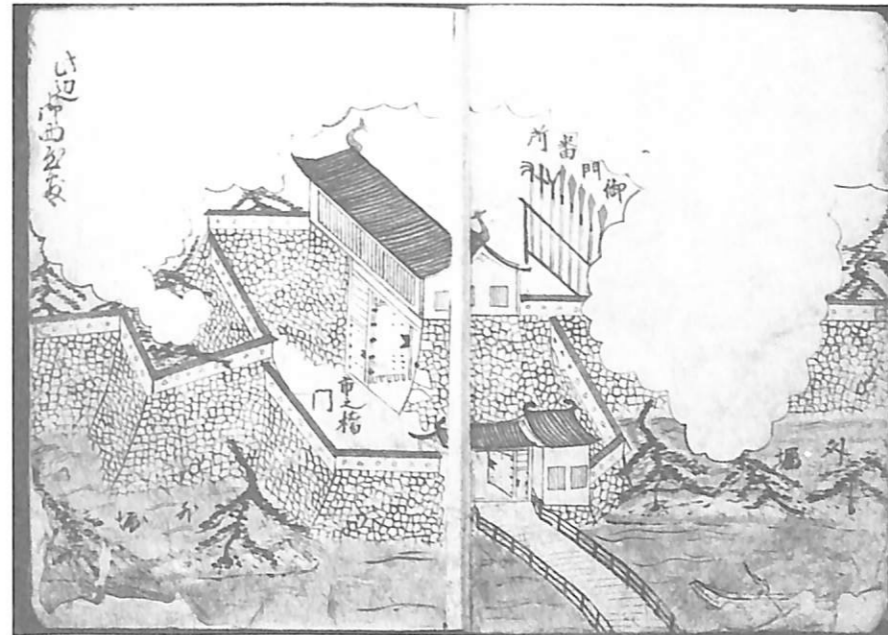
拾五万石

拾五万石

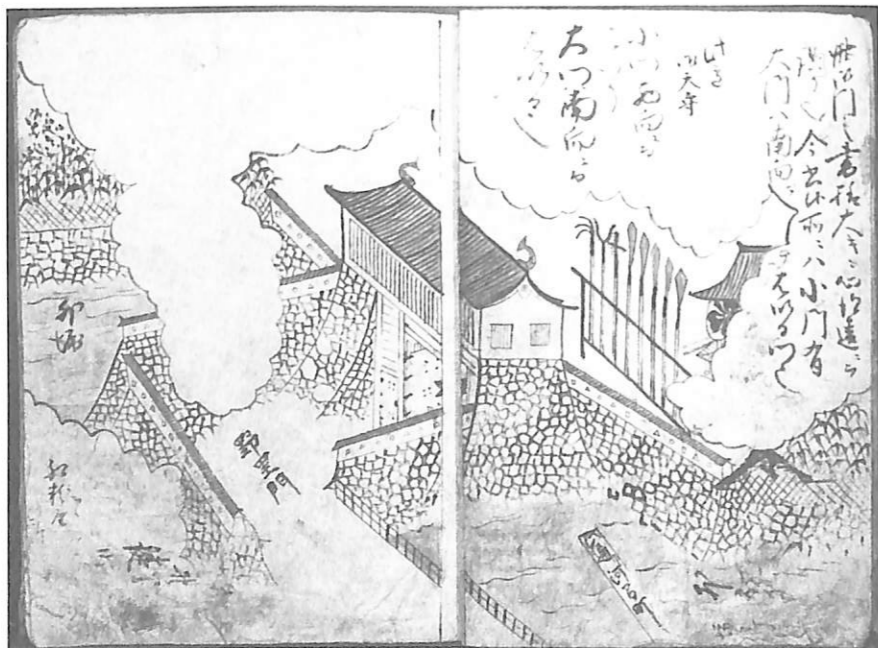
拾五万石



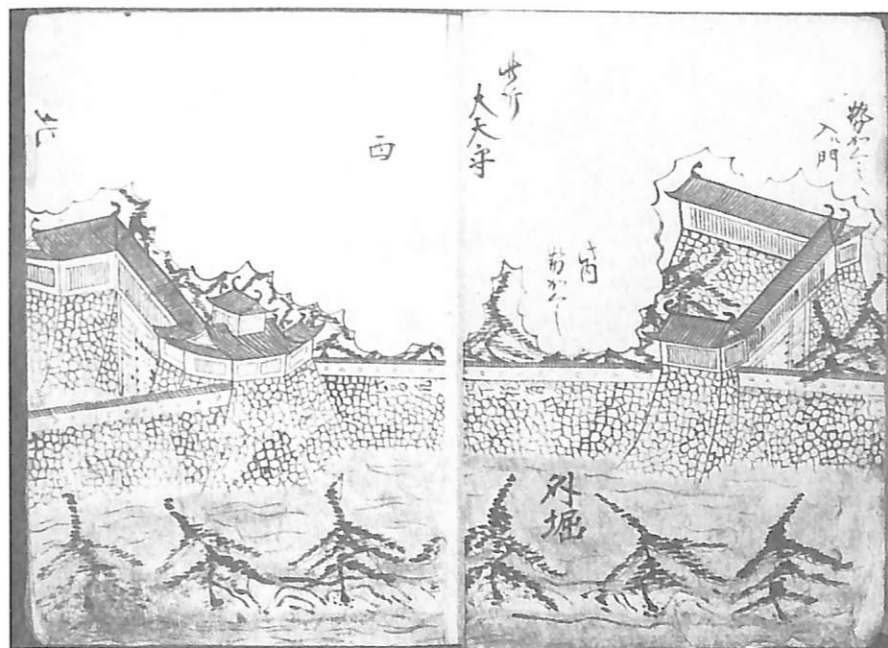
清水門



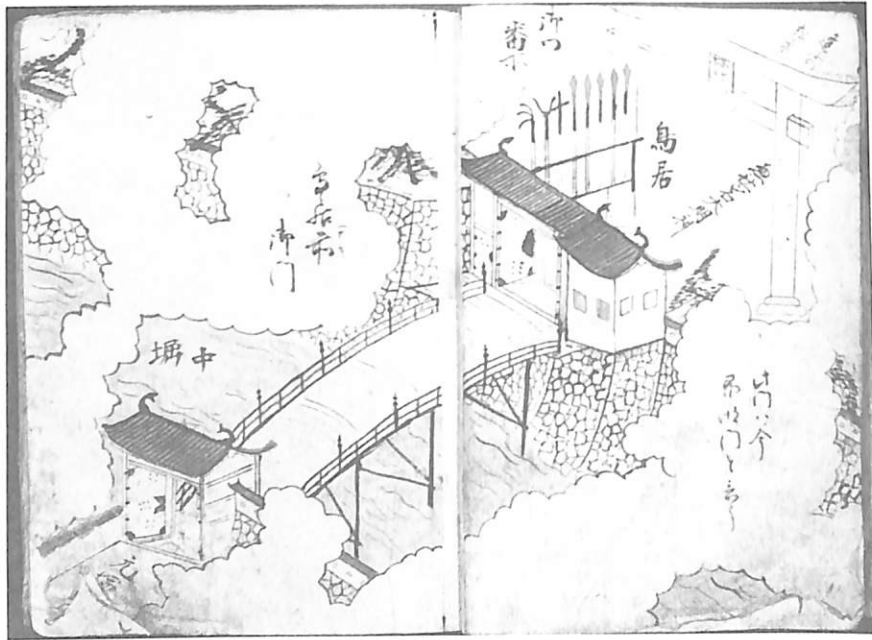
市之橋門



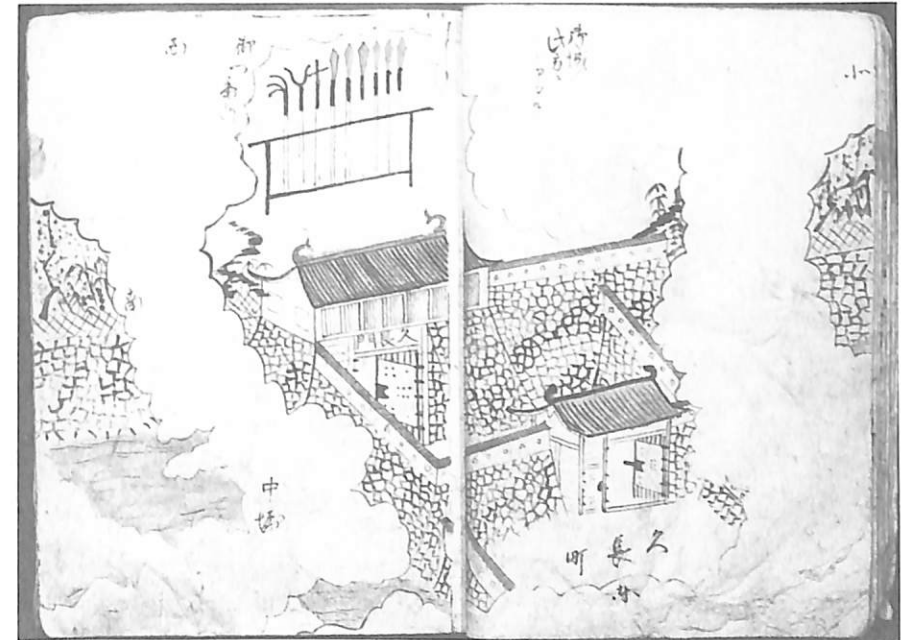
野里門



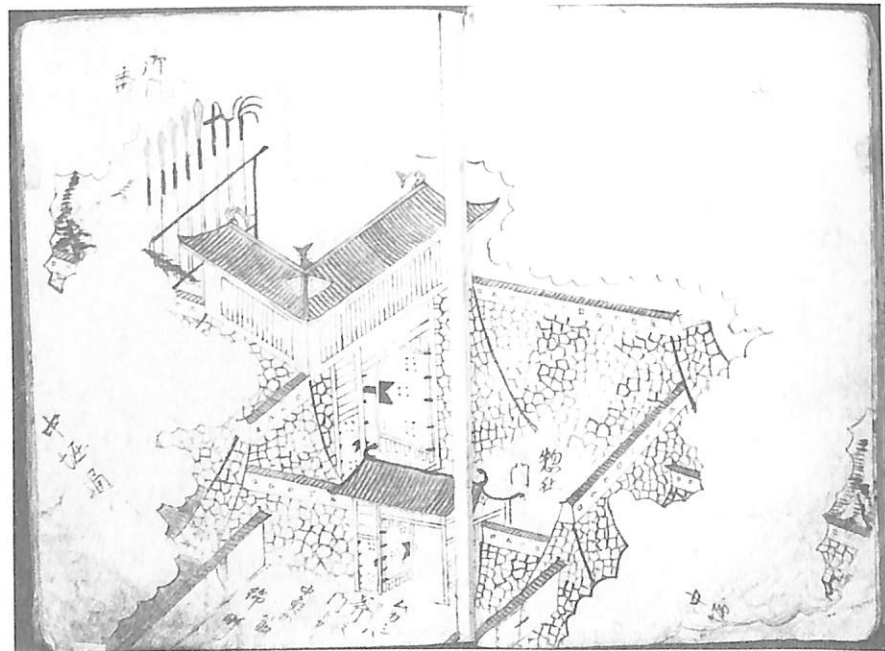
勢隠し門



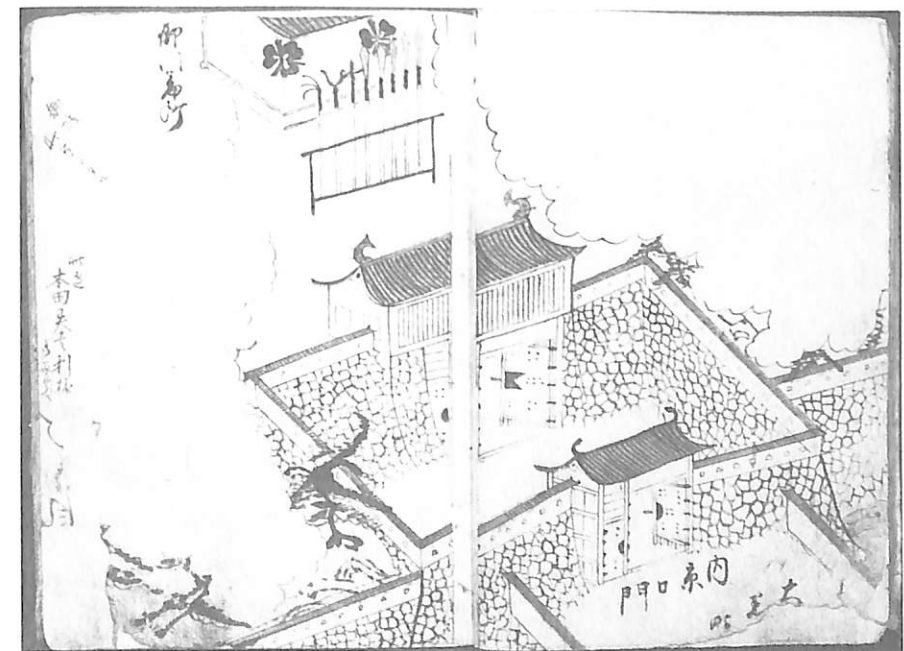
鳥居先門



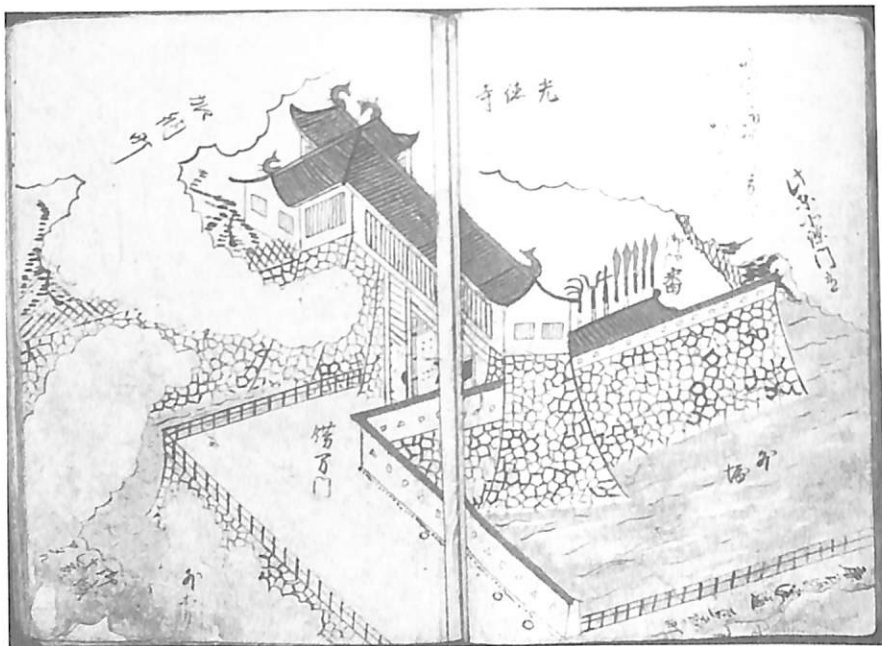
久長門



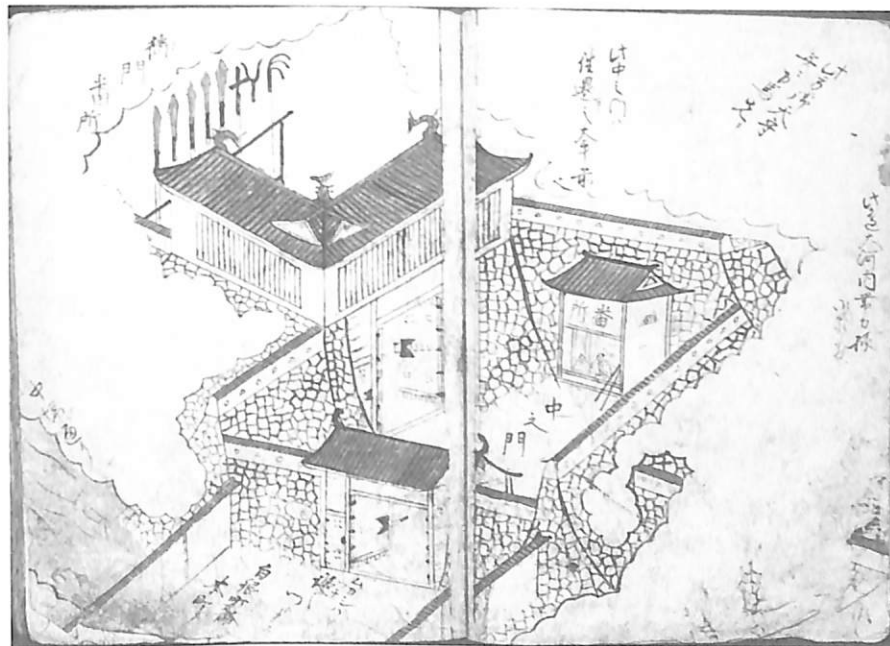
惣社門



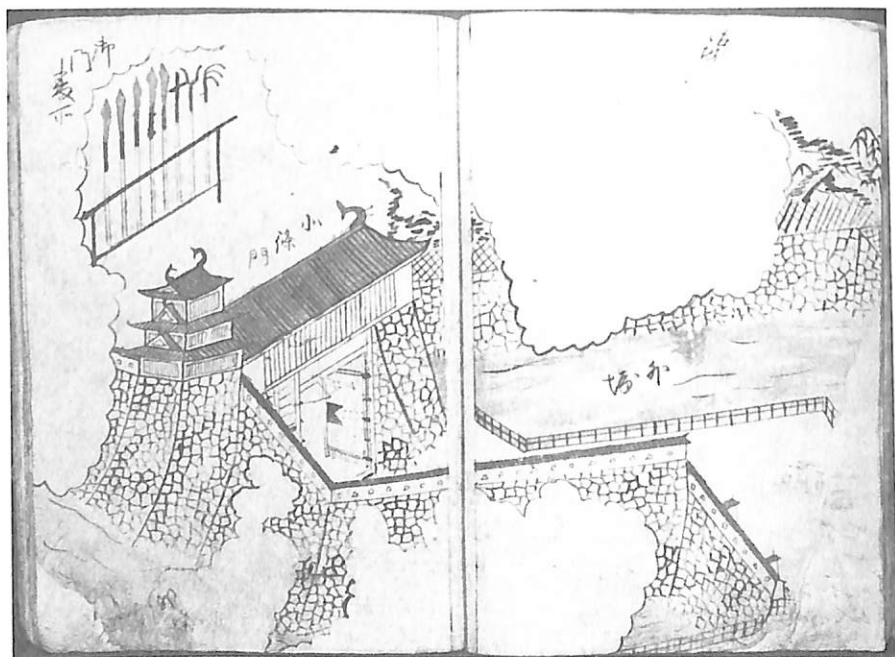
内京口門



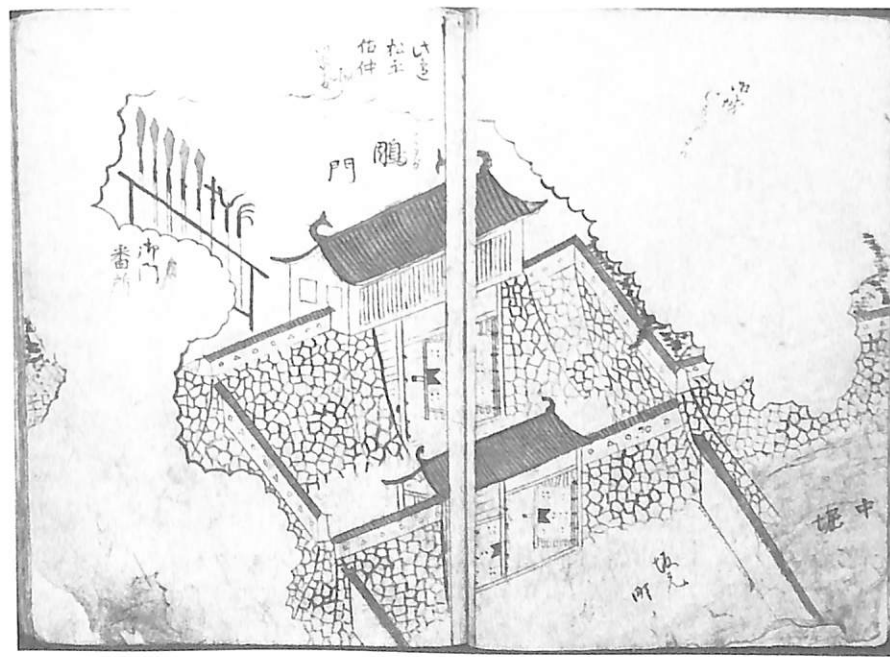
飾万門



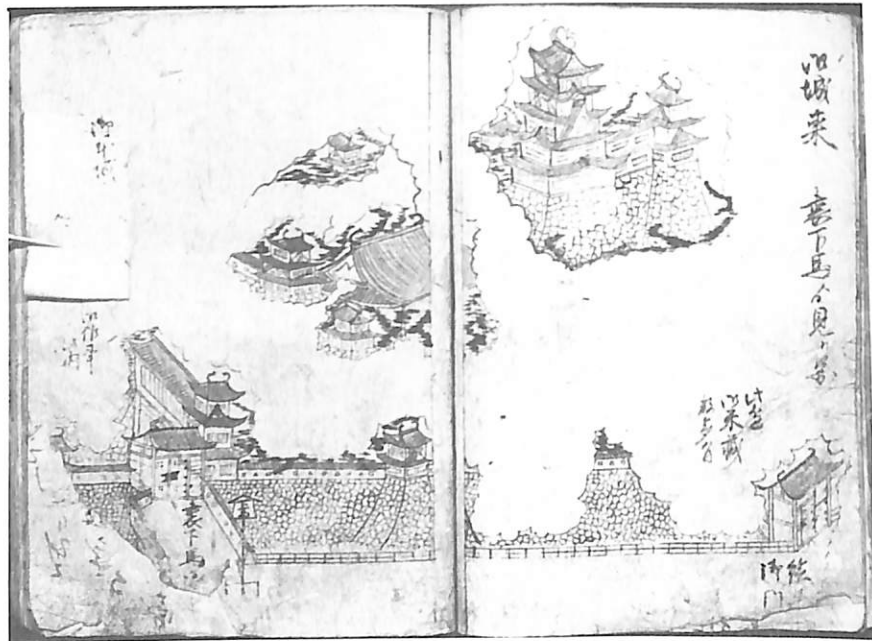
中之門



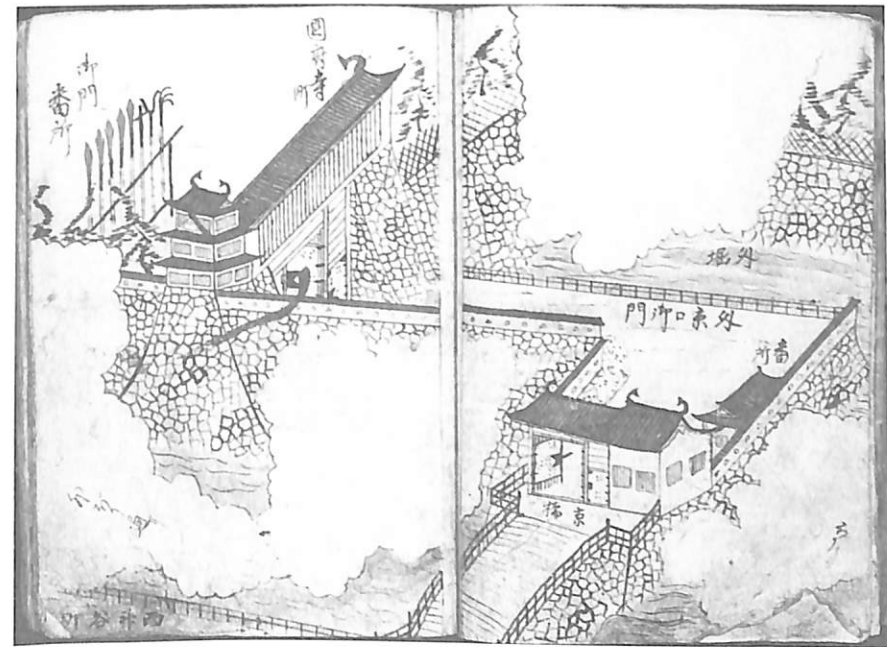
北条門



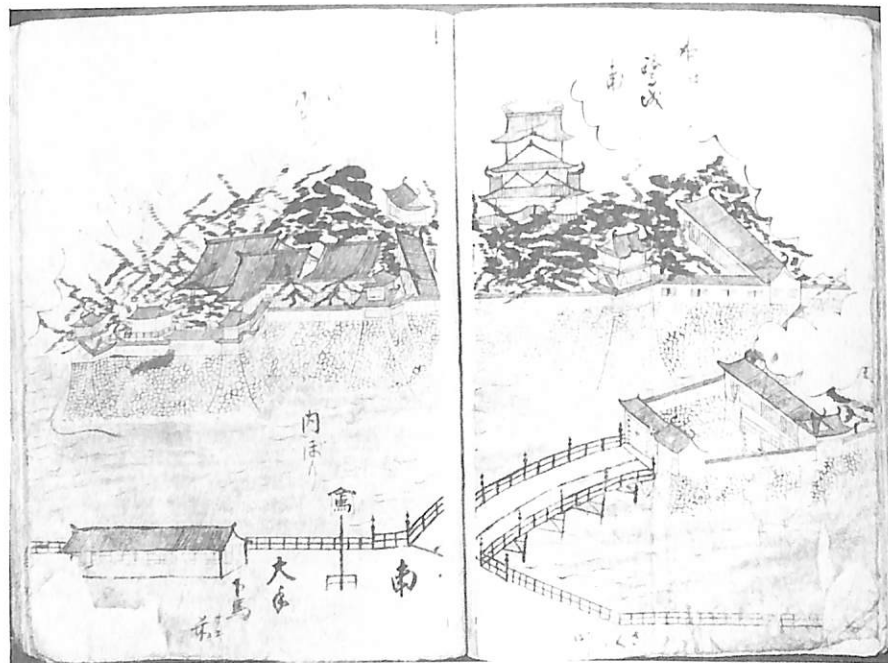
塙門



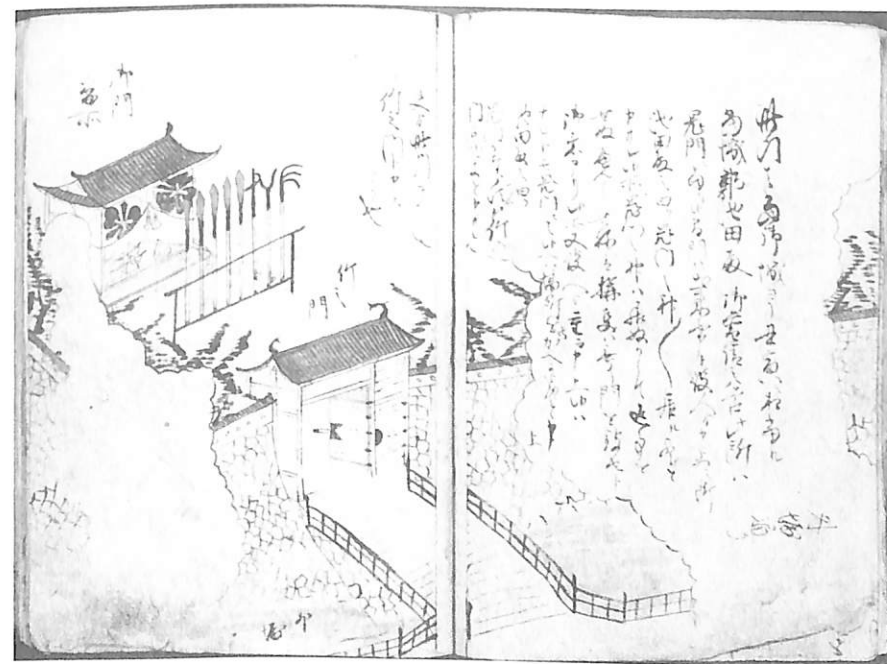
裏下馬



外京口門



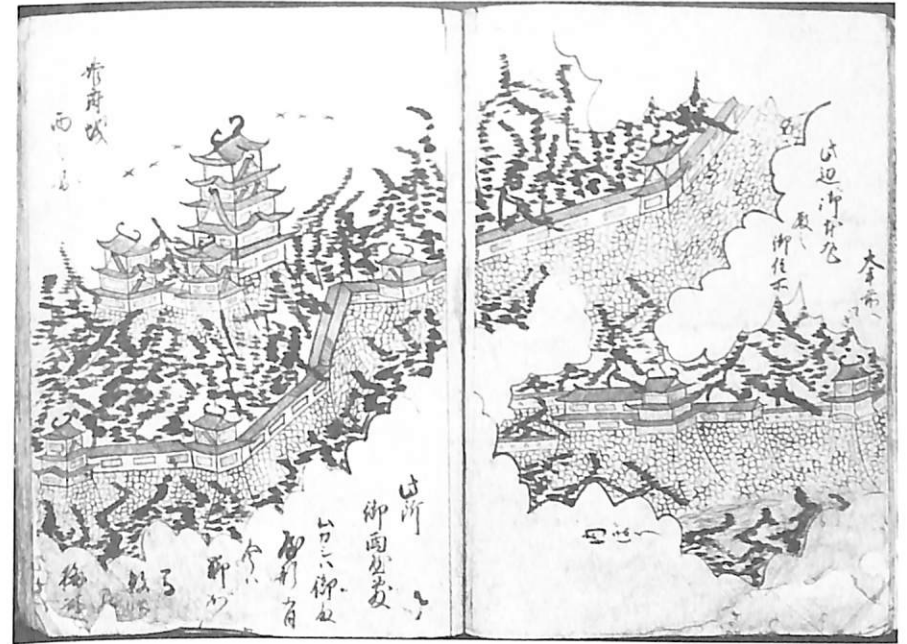
大手下馬前



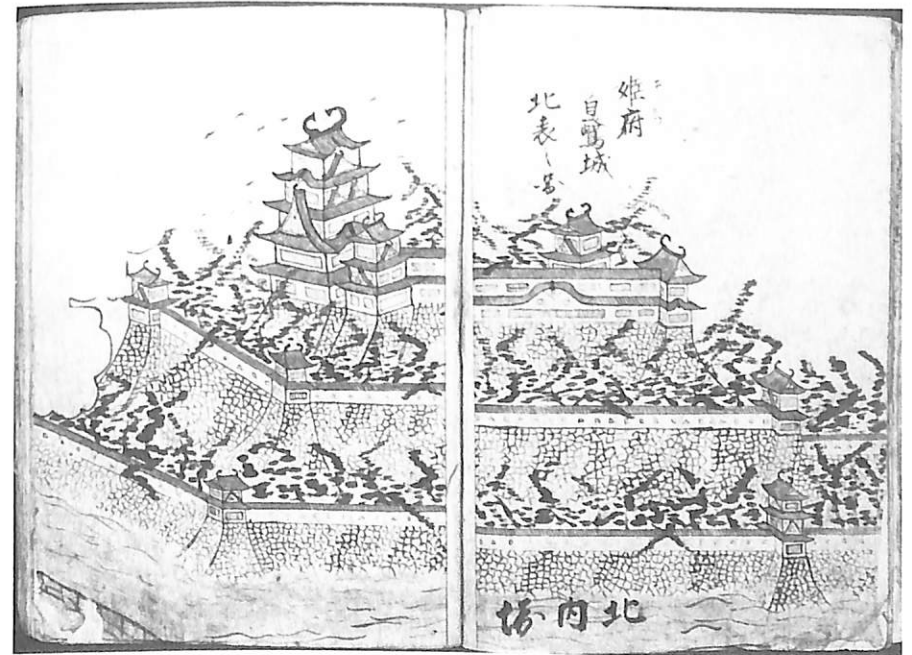
竹之門



神時大時祭社



西城



北城

三 作事方日記

明治大学刑事博物館所蔵

明和八年

日記帳

卯ノ正月十一日

二十番

- 一 正月十一日如御加例御新初御規式有之物出如前々從
隼人殿二種一荷(到)至米相濟
- 一 当年掛御役人沼田弥兵衛・高須弥平太
- 一 同御天守掛り市川七郎左衛門・青木藤太夫於御用場
從御月番被 仰渡候、篠原藏右衛門從大奉行被 仰
渡候、手付井置政七小奉行月番より申渡候
- 一 中目付年番藤野彦四郎・笠原了助被 仰渡候由
十二日
- 一 御天守如御加例御新初メ
- 一 同十一日上野三右衛門御大工頭ニ其上御土蔵番格ニ
被 仰付候

一同日鈴木弥七木割本役被 仰付候
一同日矢嶋文内木割本役、其上御歩行次格ニ被 仰付候

一同廿日丹羽弥太右衛門・三原丈太夫・大山林太夫・上野三右衛門山井村出火之節之働ニ付、御言葉之御褒美被 仰渡候

一同日篠原蔵右衛門・青木兵蔵・鈴木伝之助・木暮和助、右同断ニ付、同様ニ被 仰渡候

一同日御普請方手付大山忠七・籠谷市之進組柳田軍太夫月番御武頭より被 仰渡候由

一同日御長柄之者茂八・房右衛門・惣七

一同日御作事御抱之者五太夫・十右衛門・作兵衛・藤右衛門・孫衛門・門兵衛・吉右衛門・久兵衛・茂七

・平五郎、出火之節御言葉大奉行より被 仰渡候

一同廿二日五十嵐新蔵跡家松野甚渡ス

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹衛門・鈴木甚五衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付

一同廿四日右同人跡家請取根岸友右衛門・笠原了助・

下田笹右衛門・青木藤太夫・鈴木弥七・元方手付中嶋吉郎左衛門

一同日柴山留七跡家吉田幾右衛門へ渡ス、右人数

同六日 一村上領左衛門跡家繕見分、根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 齋藤理右衛門

同日 一妻鹿村水稽古場小屋取崩、同村庄屋方江預置、則預り書付請取、御作事元方根岸友右衛門方差申掛り奥平伊太夫

同廿八日 一淵岡文右衛門跡家山口源八江渡ス、根岸友右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 中嶋吉郎左衛門

一吉田幾右衛門跡や敷請取并御用場御堀見分、根岸友右衛門・藤野彦四郎・青木藤太夫・矢嶋三郎右衛門・元方手付 老人

一石原市郎右衛門跡や敷見分、根岸友衛門・青木藤太夫・笠原了助・鈴木弥七・元方手付 老人

一上三方御蔵見分、根岸友衛門・藤野彦四郎・塚本友

太夫・青木藤太夫・矢嶋三郎右衛門・元方手付 老人

一好古堂・備前御門御本城前御門見分、根岸友衛門・笠原了助・塚本友太夫・青木藤太夫・矢嶋三郎右衛門

一晦日 一月抱長衛門儀、長之暇相願候ニ付、願通差出し

一同日 一久蔵儀永々相煩候ニ付暇差出し

同日 一繪図御門御番所并清水御門御橋見分根岸友衛門・笠原了助・塚本友太夫・上野三衛門・矢嶋文内・元方手付 老人

三月朔日 一門兵衛俸平蔵月抱ニ被召抱候

二日 一久蔵儀暇差出シ、伝蔵儀実体成故此度別段ニ月抱ニ被召抱候

十日 一御本城所々漏留見分并七五三通り左右御長屋能木見分、根岸友衛門・後閑甚平・塚本友太夫・上野三右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 老人

同日 一月御抱之者平五郎願之通暇差出

十一日 一河間町市蔵月御抱ニ成ル、平五郎代り

同日 一東御屋敷所々屋根繕イ見分、御用場所々もり留、其外繕イ見分、根岸友右衛門・笠原了助・塚本友太夫

同日 一伊伝居鉄炮場出来方見分

同日 一青木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付 老人

一金式拾貳兩壹分

御作事 一内式拾兩壹分 小粒 御抱之者貳拾九人分

一十二日 一錢貳拾三貫五百七拾三文

一十二日 一奥平伊太夫・五十嵐儀右衛門時役三月十二日より罷出候

同日 一即是堂所々繕、好古堂所々繕、外京口弓稽古場所々繕、外京口御門外地形仕継見分根岸友衛門・後閑甚平・塚本友太夫・上野三衛門・矢嶋文内・元方手付 老人

同十四日 一東御屋敷西方御堀繕、御鷹部屋所々繕、西御屋敷、御堀端御堀繕見分根岸友衛門・笠原了助・鈴木甚五衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 老人

同日 一淵岡長太夫跡屋敷繕

一清水御鉄炮場所あつり繕

一御堀端御堀繕見分根岸友衛門・笠原了助・鈴木甚五衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 老人

同日 一伊伝居鉄炮場出来方見分

同日 一伊伝居鉄炮場出来方見分

一大日河原鉄炮場古萱見分之上捨りニ成、此段大奉行
へ申立之、即申渡候

中根小市右衛門・笠原了助・狩野助右衛門・上野三

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

新美甚左衛門小川与惣左衛門組
一 大竹志津衛門・山村甚七三月廿四日より町手付罷出

候

同廿六日
一 御本城柿屋祿所々繕、坪葺出来方見方

中根小一右衛門・笠原了助・狩野助右衛門・上野三

衛門・矢嶋文内・元方手付老人

同廿八日

一金井五百次跡家請取

同日
一 大日河原并増居山下鉄炮場出来方見分

根岸友右衛門・石川武左衛門・狩野助右衛門・青木

藤大夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

四月二日
一 東御屋敷所々柿屋ね出来方見分并高須茂衛門組多七

郎跡御長屋見分

中根小一右衛門・石川武左衛門・狩野助右衛門・青

木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日
一 中嶋塩焔蔵見分、根岸友衛門・藤野彦四郎・狩野助

右衛門・上野三衛門・矢嶋文内・元方手付老人

同日
一 東御屋敷御庭境之御屏、其外所々見分

根岸友右衛門・藤野彦四郎・狩野助右衛門・上野三

右衛門・矢嶋文内・元方手付老人

同日
一 永田祖武之助跡屋敷長屋繕出来方見分

中根小一衛門・笠原了助・狩野助衛門・上野三衛門

・矢嶋文内・元方手付老人

廿二日
一 今日より御鉄炮方部権左衛門御塩焔台出来候ニ付罷

出候

廿四日
一 今日より御船大工五人罷出候

廿八日
一 石原市郎右衛門跡屋敷木村関原へ渡候

中根小一右衛門・笠原了助・狩野助衛門・青木藤太

夫・矢嶋文内・元方手付老人

廿九日
一 吉田幾右衛門跡家塩沢甚太夫へ渡候

中根小一右衛門・藤野彦四郎・狩野助衛門・上野三

衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

晦日
一 御堀藻浚初り五十嵐義左衛門掛り

五月四日
一 月御抱之者伊八郎伊勢参宮御暇願之通申渡候

同六日
一 町田十蔵跡屋敷赤堀八蔵江渡ス

同六日
一 赤堀八蔵跡屋敷請取

中根小一右衛門・笠原了助・丹羽弥太衛門・鈴木甚

五衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

九日
一 木村関原跡屋敷請取、根岸友衛門・藤野彦四郎・丹

羽弥太右衛門・青木藤大夫・鈴木弥七・元方手付老

人

十日
一 塩沢甚大夫跡屋敷請取、中根小一右衛門・笠原了

助・丹羽弥太右衛門・鈴木甚五衛門・鈴木弥七・元

方手付老人

下目付
井田嶋右衛門

十一日
一 木村関原跡屋敷御駕籠頭松田彦七江渡

元方手付
宮内円左衛門

十二日
一 木村勘六跡屋敷請取、中根小一右衛門・笠原了助・

丹羽弥太右衛門・上野三右衛門・矢嶋文内

同十八日
一 同組之者伊八郎勢州御暇五月八日出立同十八日ニ罷

婦り

同日
一 大奉行御作事廻り之節、疊小屋ニ而小川与惣左衛門

藤大夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

十四日 一村上領左衛門跡屋敷角田伊助江渡ス、中根小一右衛門・笠原了助・丹羽弥太右衛門・上野三右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 御作事板野加助事為差置置候処、大奉行申立、今廿八日差扣御免出勤申付候、今日より月番下田笹右衛門

六月五日 一境野才兵衛跡屋敷本多平十郎より請取、則刻長谷川

太左衛門江渡ス、根岸友右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三右衛門・矢嶋文内・元方手付老人

同日 左衛門 一長谷川太左衛門跡屋敷請取、根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三右衛門・矢嶋文内・元方手付 宮内門左衛門

同日 一赤堀八藏跡屋敷五十嵐儀左衛門江渡、御役人右同断

同日 一閑野仙藏跡屋敷請取、中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付 石倉喜左衛門

同日 一高橋織之進跡家後閑甚平江渡

同日 根岸友衛門・藤野彦四郎・矢嶋仁太夫・青木藤太夫・鈴木弥七・元方手付老人

同日 一長谷川太左衛門跡家高橋惣九郎へ渡ス

同日 中根小一右衛門・笠原了助・矢嶋仁太夫・鈴木甚五衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 七月廿八日 一後閑甚平跡家請取

同日 根岸友衛門・藤野彦四郎・矢嶋仁太夫・青木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・本方手付老人

同日 八月六日 一好古堂見分、根岸友右衛門・笠原了助・塚本友太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 八日 一内船場藏見分濟、根岸友衛門・藤野彦四郎・矢嶋三郎右衛門 元方手付老人・矢嶋仁太夫

同日 一御本城榎木外船場藏見分濟、中根小右衛門・笠原了助・矢嶋仁太夫・矢嶋仁太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 十一日 一御用米藏見分濟、根岸友右衛門・藤野彦四郎・下三方御藏矢嶋仁太夫・鈴木弥七・元方手付老人

同日 一高砂御米藏他屋共

同日 九月五日 此代三匁式分

同日 一古萱拾束五尺繩

同日 一高砂御米藏他屋共

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 此代金六拾式匁

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

同日 被遊候由申来候、依之御普請之儀、追而被 仰出候迄、停止可被申由大奉行より被仰渡候

同日 一御本城榎ノ木式本

同日 一御台様御不例之處、御養生不被為叶、去ル廿日薨去

此代三兩壹分拾五匁 同 平四郎

右之御普請九月五日取掛ニ罷越候、下田笹衛門・鈴木伝之助・手付外丸兵次平

九月 御台様御薨去ニ付、御普請御停止四日限五日より相初候

九月四日 御手前者孫左衛門鮫鯉口掘方出情ニ付、当暮御切符上ケ候義可被成御免旨、大奉行被仰候、尤御切符相渡候前ニ大奉行迄可申立由被仰渡候

同六日 此代金壹兩銀七匁 亀井町大工 伊七郎

同六日 御用米御蔵繕 吉田町大工 半七

同六日 上三方御蔵所々繕

同五日 此代金三分銀三匁

同五日 高砂御米蔵御普請ニ罷越候 下田笹右衛門 鈴木伝之助

同八日 一饒万津御米蔵 同断 手付 戸丸兵次平 塚本友大夫 手付 岡崎忠七

七月廿八日 一高砂御米蔵御普請之節ハ只今迄中御目付参候処ニ以

九月 来者下目付見分出来方共参候筈ニ沼田弥兵衛殿より被仰渡候、并饒万津御蔵も高砂同様ニ被仰付候

同八日 御本城帶曲輪榎之木式本請負ニ而伐

同日 一御用場所々御勘定所共所々見分

根岸友衛門・藤野彦四郎・矢嶋仁太夫・青木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・本方手付老人

同十二日 一御用米御蔵上三方御蔵請負出来見分濟

中根小一右衛門・笠原了助・矢嶋仁太夫・青木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・本方手付老人

同日 一大谷六郎右衛門跡家請取

同日 右同人

同日 一田嶋藤馬渡り家見分、但し北通庇式ケ所

同日 右同人

同日 一右之庇式ケ所共ニ繕候事手前ニ而繕候様ニ大奉行より藤馬江被仰渡候

同日 一高須隼人裏御厩境之塀腰通兩方より土付ケやまと塀ニ可致事見分

同日 一松平辺津南通之塀見分

九月 一御作事諸御役所九ツ仕廻ニ有之候処、九月十八日より九ツ半時仕廻ニ大奉行被仰渡候、尤来春ニ相成候ハ、又々九ツ仕廻ニ可致候、短日之内斗右之通致候様ニ被仰渡候

一高砂御蔵御普請ニ参候、小奉行御大工只今迄馬相渡候処、大奉行被仰候ハ此節ハ格別御儉約之節候間歩行ニ而参候而可然候、勿論後例ニも相成申間敷由達而被仰候間致御請、見分ニ罷越候

御中間老人ツ、 下田笹右衛門

同断 矢嶋三郎左衛門

外ニ老人荷物持 下田笹右衛門

同断 一九月晦日より月番

十月朔日 一御作事渡、御中間拾五人掛切ニいたし候而新規ニ断取、式拾人ツ、町請取相渡り一日朝より差出申候

同日 一御本城より中御門迄大見分ニ付、大奉行鳥山次部右衛門・中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・青木藤太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付

同日 一秋元源太兵衛長屋見分博勞町留番所屋祢見分

同日 中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三

作事へ運置

根岸友衛門・藤野彦四郎・下田笹衛門・上野三衛門・矢嶋三郎左衛門・元方付老人

同廿六日 一赤堀覚馬跡家請取

同廿六日 一御本城帶曲輪榎木式本請負ニ而伐候処、御塀江掛り、少々損候、依之右御塀繕出来方見分濟、但シ脇江障り損候ハ、繕可申請負也

右同人

同日 一野里御門外冠木御門之内ニ有之候雪隠崩有之候ヲ御

作事へ運置

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付

同日 一東御屋敷御普請見分、大見分ニ付、大奉行鳥山次部

右衛門・根岸友右衛門・矢嶋仁太夫・青木藤太夫・

藤野彦四郎

同日 一御本城御普請見分

中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一東御屋敷御普請見分

根岸友右衛門・藤野彦四郎・矢嶋仁太夫・篠原蔵右

衛門・元方手付老人

同日 一久保孫太夫跡家

矢嶋弥一右衛門跡家 請取

中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三

右衛門・鈴木伝之助・元方手付老人

同日 一東御屋敷御普請見分

中根小一右衛門・笠原了助・矢嶋仁太夫・青木藤太

夫・篠原蔵右衛門・元方手付老人

同日 一朝比奈孫助境之堀此度土堀ニ成ル、掛リ狩野助右衛

門

同日 一掛出来方見分

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三

同日 一右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一矢嶋弥一右衛門跡屋敷小川与惣左衛門江渡ス

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一御手前者孫八差扣申渡、引込罷有候

同日 一裏下馬在番御長屋繕見分

根岸友右衛門・藤野彦四郎・青木藤太夫・矢嶋三郎

左衛門・元方手付老人

同日 一同所御風呂屋

中根小一右衛門・笠原了助・青木藤太夫・矢嶋三郎

左衛門・元方手付老人

同日 一久保孫太夫跡屋敷力丸逸平江渡ス

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三

右衛門・篠原蔵右衛門・元方手付老人

同日 一力丸逸平跡屋敷請取

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・上野三

右衛門・矢嶋文内・元方手付老人

同日 一小川与惣左衛門跡屋敷請取

中根小一右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・上野三

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一小川与惣左衛門跡屋敷片山藤左衛門江渡ス

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・青木藤

太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一沼田平次兵衛与

大塚理左衛門御長請取則 伊与久吉右衛門江渡ス

元方手付 斎藤理右衛門

同日 一御手前者孫八差扣指免申渡、則廿日より罷出候

一外京口御門繕絵図御門 見分

根岸友右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・青木藤太

夫・矢嶋文内・元方手付老人

同日 一片山藤左衛門跡屋敷伊丹城七右衛門江渡ス

根岸友右衛門・藤野彦四郎・下田笹右衛門・青木藤

太夫・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一金貳拾貳兩貳分 錢貳拾貳貫五百八拾四文

右は御手前者貳拾九人分御切符金相渡候

但シ源左衛門鯁鯨口樋先埋溝渡ニ付、依之殊外働候故

上ケ米御免

一片山藤左衛門跡屋敷請取

根岸友右衛門・笠原了助・下田笹右衛門・鈴木甚五

右衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一清水御橋繕、但上板打候ニ付、見分

根岸友右衛門・笠原了助・狩野助右衛門・上野三右

衛門・矢嶋三郎左衛門・元方手付老人

同日 一惣社祭礼御用ニ付、御長柄替御手前者貳拾八人十二

日より揚ケ

同掛り十月廿日より丹羽弥太右衛門御大工鈴木伝之

助十一月十三日より市川七郎左衛門・篠原蔵右衛門

罷出候

同日 同十五日より御中間六人供人ニ請取

同日 一好古堂御長屋之内老ケ所式間ニ三間部屋割方請取、

同日 同所稽古場所々繕見分萩原小作願

同日 一即是堂所々繕見分

候間其元勝手次第年内より来春迄之内普請可申付候、
右所々之儀委細藤浪弥右衛門・村上市兵衛存知候間
可申聞候、以上

承応式
十月十四日

御名御書判

原田権左衛門殿
村上弥右衛門殿
中根善次郎殿
伊藤忠兵衛殿

〔従先代之書類〕

一筆申越候、然は其元城南勢隠門外水道有之所水敲石
垣破損ニ付而水道埋候之由則御老中江絵図差上候処奉
書御調被下候、手前ニ留置候、得其意早々如元普請可
被申付候、謹言

明曆三

卯月廿八日

御名乗御書判

原田権左衛門殿

(人名七名省略)

〔従先代之書類〕

以上

一筆申遣候、然ハ其元城所々塀懸残之所水主彦右衛門

候、先度之様子ハ壘相ニ相見候、此段後日為心得兩普
請奉行へ可被申聞候、謹言

万治元年

閏十二月二日

御名
御名乗御判

原田権左衛門殿

(人名八名省略)

一筆申遣候、然は其元城喜齋門之北水敲石垣三ヶ所外
京口南水敲土手壱ヶ所・清水門之北水敲土手壱ヶ所破
損并飾万口水道仕置其上之石垣土手築直等之事如元普
請可仕旨御奉書相調候間、右之趣普請奉行ニ申渡勝手
次第取掛候様ニ可被申付候、為其如此候、謹言

万治二亥

卯月八日

御名
御名乗御判

原田権左衛門殿
村上弥右衛門殿

一筆申遣候、然は其元城水敲石垣并土手等破損之所兩
度之絵図面喜齋門南之方水敲石垣二ヶ所・絵図門南水
敲石垣壱ヶ所・外京口南水敲土手二ヶ所・竹之門南水

屋敷裏通壱ヶ所・大竹六郎兵衛屋敷脇之通壱ヶ所・喜
齋門之内より目當場へ出候門升形之上壱ヶ所・南勢隠
門脇壱ヶ所・熊鷹門升形脇壱ヶ所以上五ヶ所分塀懸繼
之儀以絵図御老中江相伺候処、何も新規之普請ニハ成
間敷候間不及奉書塀懸繼可然旨被仰渡候、此段村上
兵衛・堀田治太夫ニ申聞来春暖氣之時分勝手次第土塀
懸繼候様ニ可申付候、塀之懸様前方之吟味岡部郷左衛
門・村野三之丞存知候間弥兩人相談ニ而普請相調候様
可被申聞候、則絵図之下書四枚遣之候、右之内喜齋門
之内目當場へ出候所之塀懸様此絵図之通無相違様ニと
可被申付候、其外之所々ハ別紙有間敷候、今度差上候
絵図 公儀ニ御留置候間万一相違有候てハ如何候条可
被得其意候、将又飾万津口水道損候付而彼所石垣土井
崩築直候儀先度普請奉行方より絵図差越候得共土井石
垣之間積等不分明候故其段申遣候キ、惣而 公儀へ申
上候普請之儀ハ何時も岡部郷左衛門・村野三之丞と普
請奉行と相談、其上大中老へ申聞惣請寄合吟味之上絵
図相調則其絵図大中老より以添状此方へ申越候儀可然

敲土手壱ヶ所・同北之方水敲土手壱ヶ所・野里門清水
門之間水敲土手七ヶ所、以上水敲石垣六ヶ所・同土手
損壱ヶ所之分絵図ニ書付 公儀江差上候処如元可致普
請旨御奉書相調候間勝手次第可被申付候、此外絵図門
之北水敲石垣式ヶ所・北勢隠門東水敲石垣壱ヶ所此方
其元より書付到来候得共相考候処、漸ならし石二ツ三
ツ崩候と相見候故 公儀之絵図ニハ除候、此三ヶ所も
同前ニ可被申付候、謹言

万治二

十月九日

御名
御名乗御判

原田権左衛門殿
(人名六名省略)

以上

一筆申遣候、然は姫路城市橋門・竹門兩所石垣破損、
惣構水敲土手四ヶ所之崩・同堀七ヶ所埋渡候事何も以
絵図御老中江相伺候処、如元普請可仕旨去ル四日奉書
被下候間、右都合十三ヶ所之普請年内・来春勝手次第
可被申付候、謹言

寛文二寅
十一月六日
御名
御名乗御判

原田権左衛門殿
(人名九名省略)

三 姫路城修覆願絵図 二次神原時代 宝永五年
八日市市 松尾神社所藏

(本巻別箱に解説図を収める)

三 普請箇所取調べ申付け書 二次神原時代

徳川林政史研究所
所藏 榊原家史料

覚

一 御城破損所 公儀江御窺可被遊程之所候は見分仕破損之多少丁間を打せ有来絵図ニ引合相違無之様ニ書付可申候事

一 右之見積之節為念御普請奉行役人召連罷出候条彼役人と相談可被申候、右之役人も無遠慮申談候様ニ申聞候、然共丁間割坪詰等難及了簡程之所候は御勘定人を請相究可申事

一 右之下絵図ニ覚書仕相究之上御書物役へ申談書付文言前々之通入念仕立可申事

右之趣可被勤事者也

享保十年六月日

中老中

大工奉行中

御普請目付中

[家政録]

三 石垣・堀修覆絵図添書 二次神原時代

兵庫県立歴史博物館所藏

播磨国姫路城所々石垣崩孕堀浚等修復之絵図

一 西丸入口門内西之方堀下石垣高式間式尺横八間孕申候

一 同所東之方堀下石垣高式間横三間孕申候

一 三丸より二丸江入口門内西之方堀下石垣高式間五尺五寸横八間孕申候

一 一本丸山下北之方堀留横拾間幅七間埋り申候

一 桜門外西之方堀端水敲石垣高九尺横式拾五間崩申候

一 同所堀横式拾五間幅壱間埋り申候

一 同統西之方堀端水敲石垣高壱丈横拾間崩申候

一 同所堀横拾間幅壱間埋り申候

一 絵図門外北之方堀端水敲石垣高壱丈横拾壱間崩申候

一 同所堀横拾壱間幅壱間埋り申候

一 同統北之方堀端水敲石垣高壱丈横拾五間崩申候

一 同所堀横拾五間幅壱間埋り申候

一 喜齊門脇東之方堀下石垣高四間横八間孕申候

一 同所堀横八間幅壱間埋り申候

一 同外北之方堀端水敲石垣高壱丈横四間崩申候

一 同所堀横四間幅壱間埋り申候

一 惣社鳥居先門外堀東西惣社門迄折廻横百五拾八間半幅拾壱間埋り申候

一 同所東之角堀端水敲石垣高五尺五寸横式間半崩申候

一 内京口門外南之方堀端水敲石垣高七尺五寸横九間崩申候

一 同所堀横九間幅壱間埋り申候

一 同東之方堀より北之方久長門際迄横百五拾六間幅八間折廻り埋申候

一 久長門外北之方堀端水敲石垣高八尺横九間崩申候

一 同所堀横九間幅壱間埋り申候

一 清水門より北之方堀端水敲高壱丈尺横拾壱間崩申候

一 同所堀横拾壱間幅壱間埋り申候

一 同統北之方堀障子石垣高七尺横八間幅七尺崩掛り申候

一 同所堀障子左右之堀横八間幅壱間埋り申候

一 同外南之方堀三方折廻七拾七間埋り申候

一 市之橋門外北之方堀北勢隠門際迄横式百三拾九間半幅八間半埋り申候

一 備前門外南之方堀南東江折廻横三拾壱間四尺五寸幅六間半埋り申候

一 外京口門外南之方堀端水敲石垣高式間式尺横拾壱間崩申候

一 同所堀横拾壱間幅壱間埋り申候

一 竹之門内門脇東之方土居下石垣高壱丈横四間孕申候

一 同門脇西之方土居下石垣高壱丈横折廻式間半孕申候

一 同外西之方堀端角水敲石垣高式間横北東江折廻拾壱間崩申候

一 同所堀東北江折廻横拾壱間幅壱間埋り申候

一 同統北之方堀端水敲石垣高式間半横八間崩申候

一同所堀横八間幅志問埋り申候

右之所々以連々如元石垣築直并堀浚申度奉願候、以上

享保十七壬子年四月十一日

榊原式部大輔印判 居判

〔播磨国姫路城所々石垣・崩孕堀浚等修復之絵図〕

三 石垣・堀修補許可老中奉書

三次松平時代
前橋市立図書館蔵
松平家史料

以上

播磨国姫路城本丸西之方石垣壱ヶ所・西ノ丸東之方石垣壱ヶ所・三之丸南之方内外石垣式ヶ所・桜門外西東之方堀端水敲石垣式ヶ所・喜齋内外北之方堀端水敲石垣壱ヶ所・同所北之方堀端石垣壱ヶ所・久長門外北之方堀端水敲石垣壱ヶ所・内京口門外南之方堀端水敲石垣壱ヶ所・鷗門外西之方堀端水敲石垣壱ヶ所・飾万門南之方堀端石垣壱ヶ所・外京口門外南北之方堀端水敲石垣壱ヶ所・竹之門外北之方堀端水敲石垣壱ヶ所・同所統北之方堀端水敲石垣壱ヶ所或孕或崩候付而筑直之事、竹之門外北之方より西之方へ堀壱ヶ所折廻埋候付

而浚之事絵図朱引之趣得其意候、願之通以連々如元可有修補候、恐々謹言

寛保三亥

四月九日

松平大和守殿

土岐丹後守頼稔
本多中務大輔忠良
松平伊豆守信祝
松平左近将監乘邑

四 姫路城修覆願箇所絵図

酒井時代 文政初年ころ
豊中市 松平良久所蔵

(本巻別箱に解説図を収める)

三 門・石垣普請願書老中奉書写

酒井時代
姫路市立図書館蔵
酒井家史料

御城門石垣御普請ニ付御願之事

天明五乙巳年二月廿一日

一大手御石垣御修覆之儀、旧臘中絵図面ヲ以田沼主殿頭様へ被成御願候処、御伺之通御差図相濟依之御絵図面御願書写御届書写且御附札并御奉書写被遣候ニ付、前々之通御修覆被 仰付候様、御作事大奉行関善之丞江申渡右写共不残善之丞江隼人相渡之御用場日記下内

明和二年十月五日

一 惣社御門御番所脇御石垣壱ヶ所并同所升形外東之方御石垣壱ヶ所孕候ニ付御修補之儀公儀江御伺被差出候処此度御伺相濟候付達御耳候処御修補可被 仰付之旨被 仰出候付御作事大奉行島山治部右衛門江大河内勘兵衛申渡之

但從御老中様之御奉書写并御石垣孕之場所御修補御伺絵図壱枚、治部右衛門江相渡之

御奉書之写左之通

播磨国姫路城本丸東南之間、惣社門脇北ノ方石垣壱ヶ所、同所升形外東之方石垣壱ヶ所孕候付而修補之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、恐々謹言

九月廿三日

老中 連名

酒井雅楽頭殿

御城内御橋掛替御届ニ不及事

宝曆十四申年八月廿四日

一 桜御門之橋朽損候付、掛替申付ニ而可有御座大手之橋之儀ニ御座候間、若 公儀江御届入可申哉、備前御門之橋・車御門之橋・市之橋・清水御門之橋是は前々懸替も御座候得共、御城外之橋ニ御座候間御届も入不申候、桜御門之橋は、御城内之儀ニ御座候間若御届も入可申哉、其元御聞合可被 仰聞旨江戸表江問合申遣候処、江戸表ニ而御番頭、御小性頭衆問合申候処、御城内之橋ニ而も掛替之儀は御届ニ不及候由被申聞候、左様ニ御心得可被成候旨大田伊兵衛方より松平左仲江申来ル

御橋御普請ニ付往来替候御触之事

天明三卯年

一 此度外京口御橋御普請ニ付、来廿日より北条御門往来ニ相成候間、平日万端心付可被申候、御大名様方御通行之節は別而相慎召仕ニ至迄見物等ニ罷出候儀無用可被致候、此段為心得申達候、已上

八月十八日

備前御門御普請ニ付往来替候節御通行

御先立之事

天明四辰年閏正月十一日

一此度備前御門御橋御普請有之候付御代官細野五太夫江左之通書付を以要人申渡之

御大名様方并

公儀御役人様方御通行之節、備前御門・外京口御門御橋御普請有之、廻道之節は地方支配より道為御案内御先立御足輕式人も已来は可被差出候、尤道御案内之儀ニ有之候間御馳走等無之御方々様江も右同様ニ已来とも取計可被申候

外京口御門御普請ニ付往来替候御触之事

寛政九巳九月十八日

一外京口御門御普請ニ付、明十九日より往来停止西神屋町より御堀端通、飾万津御門往来ニ相成候間、其段可申渡旨、町奉行江以手紙申渡之

外京口御門石垣御普請御願之事

文化十三年二月廿日

一外京口御門外石垣崩并竹之御門外石垣崩御修復之儀、

絵図面を以御伺之処御伺之通被 仰出候由江戸より

申来依之御願書之写、御奉書之写、絵図面共ニ何も

御作事年番奉行酒井忠兵衛江相渡御作事方江渡置

御願書写

私在所播磨国姫路城外郭京口門堀、石垣崩壱ヶ所、同所水敲石垣崩式ヶ所、竹之門堀水敲左右石垣崩申候付如元修復仕度以絵図面奉願候、已上

十二月十二日

酒井河内守

御奉書之写

播磨国姫路城外郭京口門堀石垣壱ヶ所、同所水敲石垣式ヶ所、竹之門堀水敲左右石垣崩候付而築直之事、絵図面朱引之趣得其意候願之通如元可有修補候、恐々謹言

文化十三年正月廿二日

老中連名

酒井河内守殿

備前御門御隠居様御差字ニ付福中御門と改

候事

〔姫陽秘鑑〕

石垣・堀修補願書

酒井時代 三通

明治大学刑事事博物館所蔵 修補願絵図

播磨国姫路城外郭石垣崩堀土砂押入之場所石垣築直堀浚覚

一北条門外東之方向堀端水敲石垣式ヶ所崩申候

一外京口冠木門外石垣壱ヶ所、同所堀端水敲石垣壱ヶ所、同所外東之方向堀端水敲石垣壱ヶ所、同所統北之方向堀端水敲石垣四ヶ所、同所外南之方向堀端水敲石垣壱ヶ所崩申候

一竹之門外土橋左右水敲石垣同所外北之方向堀端水敲石垣壱ヶ所、同所統西之方向堀端水敲石垣四ヶ所、同所統北之方向堀端水敲石垣拾壱ヶ所、同所外東之方向堀端水敲石垣壱ヶ所崩申候

一野里堀留より東之方向堀端水敲石垣壱ヶ所崩申候

一北条門脇より東北之間外京口門脇迄折廻堀壱ヶ所土砂押入申候

一外京口門脇より北之方竹之門脇迄折廻堀壱ヶ所土砂押入申候

一竹之門脇より西北之間野里堀留迄折廻堀壱ヶ所土砂押入申候

右之通石垣崩堀土砂押入申候付石垣築直堀浚以連々如元修補仕度奉願候、以上

寛政九丁巳年五月四日

酒井雅楽頭(花押)

〔播磨国姫路城外郭石垣崩堀土砂押入之場所石垣築直堀浚願絵図〕

国立国会図書館所蔵 修補願絵図

播磨国姫路城外郭破損所之覚

一本丸南之方石垣三ヶ所

一同所飾万門櫓壱ヶ所

右朱引之通石垣三ヶ所孕、櫓壱ヶ所大破ニ付如元築直修補申付度相伺候、以上

天保九戊戌年

酒井雅楽頭

播磨国姫路城外郭石垣崩築直覚

一外京口門堀石垣壱ヶ所崩申候

一同所水敲石垣壱ヶ所崩申候

右朱引之通石垣式ケ所崩候付而如元築直申付度奉願
候、以上

嘉永三庚戌年十一月廿九日 酒井雅楽頭

(4) 諸門警備

器 城内守備配置定二次榊原時代

姫路市教育委員会所蔵

(内曲輪向屋敷にはり紙)
内郭

中老不残

組足輕共

内 志組喜斎門ヲ守

中老退役并隠居之面々

組足輕有之分は組共

城代式人

番足輕諸番所配り残

町奉行式人

同心共

旗奉行式人

持鎧奉行式人

長柄奉行式人

使番拾人

近習并諸役中小性以上(性)

歩行並諸手へ配り残

小役者格

持筒物頭志人(桐門西にはり紙)

持筒足輕式拾人

持弓物頭志人

持弓足輕式拾人

右は門番人之外也

(桐門・桜門の東にはり紙)

□此一手内山下難守節は三丸之内

桐門より菊門之間可相守

(御作所にはり紙)

○此一手内山下難守節は

此辺可相守

持筒物頭志人

持筒足輕式拾人

右は門番人之外也

(玄關門西にはり紙)

△此一手内山下難守節は

三丸之内此辺可相守

(三の丸下三方御蔵にはり紙)

×此一手内山下難守節は此辺可相

守

(喜齋門内にはり紙)

詰分式人

中老組足輕小頭

歩行並式人

中老組

鉄炮足輕式拾人

右は門番人之外也

(天守閣北方、北勢隠にはり紙)

○此一手内山下難守節は八頭門

之外より北勢隠門迄之間可相守

(北勢隠門内にはり紙)

北勢隠門之内より南勢隠門之内迄

上番式拾人

番足輕四拾人

右は門并土居之手番人之外也

(南勢隠門内にはり紙)

○此一手内山下難守節は北勢隠門

より南勢隠門迄之間可相守

(南勢隠門南にはり紙)

○南勢隠門之外定杭より埋門之際

定杭迄

大老 志人

組頭 式人

平士式拾人

上番 六人

歩行並拾五人

内 旗長柄小頭三人

貝太鼓役式人

貝太鼓持三人

鉄炮物頭式人

鉄炮足輕四拾人

旗奉行志人

旗 三本

旗指九人

長柄奉行志人

長柄三拾本

外長柄之者三拾人

奏者番志人

目付 志人

中間目付式人

右一手ノ

頭奉行より上番迄三拾五人

歩行並拾五人

足輕四拾人

中間四拾六人

但中間目付長柄・庄之者共

右は門并土居之手番人之外也

内山下難守節は此一手北勢隠

門より南勢隠門迄之間可相守

(備前門北にはり紙)

物頭式人

△足輕式組共

右は門番人之外也

(埋門南東にはり紙)

埋門之外より北条門と外京口門之

間定杭迄△此二手之持也

(中門内中曲輪にはり紙)

△埋門之際定杭より中門と惣社門

之間定杭迄

大老 壹人

組頭 貳人

平士貳拾人

上番 六人

歩行並拾五人

内

旗長柄小頭三人

貝太鼓役貳人

貝太鼓持三人

鉄炮物頭貳人

鉄炮足輕四拾人

弓物頭壹人

弓足輕貳拾人

旗奉行壹人

旗 三本

旗指九人

長柄奉行壹人

長柄三拾本

外長柄之者三拾人
庄之者貳人

奏者番壹人

目付 壹人

中間目付貳人

右一手

頭奉行より上番迄三拾六人

歩行並拾五人

足輕六拾人

中間四拾六人

但中間目付長柄庄之者共

右は門井土居之番人之外也

内山下難守節は此一手三丸之

△内西屋敷之辺可相守

△(後門東南大名町にはり紙)

△外山下埋門之外定杭より北条門

と外京口門之間定杭迄此二手
之持也

尤右二手之弓・鉄炮物頭并足輕共

六組備前橋門・飾万門・北条門

□三ヶ所之門式組充ニ而可相守

(飾磨門内にはり紙)
物頭貳人

△足輕式組共

右は門番人之外也

(北条門と外京口門の間定杭西にはり紙)
埋門之外より此辺迄此二手之

持也

(北条門と外京口門の間定杭北にはり紙)
此辺より竹門跡定杭迄此一手之

持也

(總社門内にはり紙)

□中門と惣社門之間定杭より不明

門と内京口門之間定杭迄

(中略、△の区間の「」に同じ)
但し旗指三人とあり

右は門井土居之番人之外也

内山下難守節は此一手三丸之

□内桐門より菊門之間可相守

(北条門内にはり紙)

物頭貳人

□足輕式組共

右は門番人之外也

(内京口門内にはり紙)
不明門と内京口門之間定杭より

久長門と野里門之間定杭迄

(中略、○の区間の「」に同じ)

右は門井土居之番人之外也

内山下難守節は此一手

絵図門可相守

外山下北条門と外京口門之間定

杭より竹門之跡定杭迄此一手之

持也、尤此手之物頭并足輕共式

組外京口門可相守

(外京口門内にはり紙)
物頭貳人

○足輕式組共

右は門番人之外也

(竹ノ門跡南西にはり紙)
北条門と外京口門之間定杭より此

辺迄此一手之持也

(野里門内にはり紙)

△久長門と野里門之間定杭より野

里門と清水門之間定杭迄

(中略、○の区間の「」に同じ)
但し弓物頭・弓足輕を欠き足輕計
四〇人

右は門井土居之番人之外也

内山下難守節は此一手喜齋門

之内可相守

外山下竹門跡定杭より河間中嶋

内しきり之所迄此一手之持也、

△里新木戸門可相守

(竹ノ門西にはり紙)

此辺より河間中嶋内しきり之所迄

△此一手之持也

(外野里新木戸門内にはり紙)
物頭貳人

△足輕式組共

右は門番人之外也

(河間坊主町西にはり紙)
竹門跡定杭より此辺迄此一手之

持也

(清水西上町北敷端定杭地点にはり紙)

△野里門と清水門之間定杭より北

勢隠門之外定杭迄

(中略、○の区間の「」に同じ)
但し弓物頭・弓足輕を欠き足輕計
四〇人

右は門井土居之番人之外也

(清水門北にはり紙)
内山下難守節は此一手八頭門之

外より北勢隠門迄可相守

望 諸門守備分担任 二次榊原時代

徳川林政史研究所
所蔵 榊原家史料

自然用心有之時所々可相守覚

一中之門 但惣社門之間共

東桜町中之門・通迄居住之侍

東大身町同裏町居住之侍

伊藤宮内 足輕

菅沼治部右衛門足輕

一惣社門 但惣社不明門之間共

惣社曲輪居住之侍但惣社宮より
南之方

久代内記 足輕

建部権兵衛足輕

一惣社不明門 但内京口門之間共

惣社曲輪宮より北之分同前通
町居住之侍、南案内社町居住

之侍、袋町居住之侍

竹尾平馬足輕

伊野宮惣左衛門足輕

一内京口門 但久長門之間共

南江戸蔵町居住之侍

南岐阜町同裏町居住之侍

木村半左衛門足輕

柴田金右衛門足輕

一久長門 但野里門之間共

北岐阜町居住之侍

北案内社町居住之侍

北江戸蔵町居住之侍

清水新九郎足輕

三浦求馬足輕

一野里門 但清水町乾角迄之間共

清水町横町より東居住之侍

坂田奎之助足輕

原田權左衛門足輕

竹本九郎右衛門足輕

一清水門 但清水町乾角迄之間共

清水町横町より西居住之侍

中根善次郎足輕

南甚之助足輕

一清水門より市之橋門之間

外山下居住之侍之分、但十二

所は市之橋江附

村上將監足輕

今井新左衛門足輕

山田十郎右衛門足輕

一市之橋門 但車門之間共

市之橋前居住之侍

外山下之内十二所前居住之侍

村上四郎兵衛足輕

牧野清左衛門足輕

一車門 但埋門之間共

西桜町居住之侍

鈴木左仲足輕

一埋門 但熊鷹門之間共

西大身町同裏町共居住之侍

原田佐左衛門足輕

設楽新右衛門足輕

一熊鷹門 但中之門之間共

桜町中之町居住之侍

熊鷹門前居住之侍

中ノ大身町同裏町共居住之侍

伊藤忠兵衛足輕

此外

一桜門 柴田六左衛門足輕

一繪図門 伊奈仁左衛門足輕

一喜齋門 久野文左衛門足輕

一八天堂下門共 竹内伝藏足輕

一内曲輪 惣詰分之侍

右之通可承知之、但至于時年寄

共差図有之は可任其儀者也

享保三年五月五日〔条目之留〕

癸 諸門出入り取締り定

二次榊原時代 四通

徳川林政史研究所 所藏 榊原家史料

定

一諸商売之輩は外之御門にて雖相留若見落於入來は可

追返事

一手負并不審成体にて御門かけ出候者有之候は押置早

速可註進事

附あやしき体に相見候者有之ハ相改依断可通事

一自然火事出来候時は当番非番共かけつけ御門可相守

事

一御城中より諸道具出シ候刻ハ其預人手形にて可相通

事

一御在城之時ハ御門大扉卯刻開酉刻可閉、くゝりハ西

刻開戌刻可閉、御夜詰之輩くゝり閉候以後退出候は

其断聞届可通之、其外夜中刻限過御用有之出入之者

ハ御目付之断次第可通之事

一御留守之時御門大扉昼夜可閉置、くゝり卯刻開酉刻

可閉、尤右之刻限以後出入之者有之は御在城之時可

為同前事

右之旨常々無油断可被相守者也

宝永三年戊正月日

御留守居役中

桐御門

御玄関前御門

長屋御門

菊御門

○切手御門についての定には第三条、第五条の「くゝりハ西刻開戌刻可閉」、および第六条の「くゝり卯刻開」以下を欠く。他は同内容につき省略

〔家政録〕

定

一諸勸進之者并諸商売之輩ハ外御門にて雖相留、若見

落於入來は可追返、但商人御用ニ而通時は其役人よ

り断次第可入事

一手負并不審成体ニ而御門かけ出候者有之候は押置早

速可註進事

附あやしき体ニ相見候者有之は相改依断可通事

一自然火事出来之時は当番・非番共かけ付御門可相守

事

一御城中より諸道具并竹木其外何ニ而も出し候刻は其

預人手形にて可相通事

一 御在城之節は御門大扉卯刻開酉刻可閉、くゝりハ酉

刻開戌刻可閉、御夜詰之輩くゝり閉候以後退出候は其断聞届可通之、其外夜中刻限過御用有之出入之者は御目付之断次第屋鋪方より之用所は其主人断聞届可通事

一 御留守之時御門大扉昼夜可閉置、くゝりハ卯刻開酉刻可閉、尤右之刻限以後出入之者有之は御在城之時可為同前事

一 御門鑰は上番中取置次々江可被相渡事
右之旨常々無油断可被相守者也

宝永三戌年正月日 御留守居役中

絵図御門

○桜御門についての定には第一条の但し書および第四条の「井竹木其外何ニ而も」を欠く。他は同内容につき省略。

定

一 御門より内江諸勸進之者一切不可入事

一 諸商売之者御曲輪之内為用所可通、雖然商人ににせ

通体之者有之ハ可相改事

一 他所之者御城為見物来候者不可入之、当町宿主令案内は押置町奉行中へ可相渡惣而あやしき体之者は相改依断可通之事

一 手負其外不審成体にて御門かけ出候者有之候は押置早速可注進事

一 女人之儀は昼之内たりといふ共主人手形次第可相通事

一 火事出来之時は当番・非番共ニ駈付御門可相守事

一 御在城之時は御門大扉卯刻開酉刻可閉、くゝりハ酉刻開亥刻可閉、くゝり閉候以後出入之輩有之ハ断次第無滞可通之、其外夜中急用有之而出入之者ハ御城中御用は御目付中より之断侍屋敷方より之用所は其主人より之合判引合無遅々可通之事

一 御留守之時は御門大扉昼夜閉置、くゝりは卯刻開戌刻可閉、くゝり閉候以後出入之儀は御在城之通たるへき事

一 御曲輪之内火事出来之時ハ火消之町人足向寄之御門

より可相通候間無滞可通之事

一 從他所御使者御飛脚不時ニ至来御門江来におゐてハ此方江相窺指図次第に可仕事

附御曲輪之内居住之侍中江使者飛脚等来候時は亦

押置聞届、其屋鋪主江令注進断次第相通可申事

一 御門之鑑は上番中取置次々江可被相渡事

右之旨常々無油断可相守者也

宝永三戌年正月日 御留守居役中

中之御門

内京口御門

野里御門

車御門

○惣社御門・熊鷹御門・市之橋御門・清水御門・久長御門についての定には第一〇条を欠き、他の箇条は同内容。

定

一 御門より内江諸勸進之者一切不可入事

一 他所者惣社参詣并諸商売之者ににせ御城為見分来候者不可入之、当町宿主令案内ハ押置町奉行中江可相

渡惣而あやしき体之者相改依断可通之事

一 手負其外不審成体にて御門かけ出候者有之候は押置早速可注進事

一 御曲輪之内火事出来之時火消之町人足向寄之御門より可相通候間無滞可通之事

一 祭礼并行事等日数相定候節御門卯刻開酉刻閉、但夜に入まで開候節至其時可任差図事

右之旨常々無油断可相守者也

宝永三年戊正月日 御留守居役中

惣社不明御門

皂 道奉行勤め方覚

覚

徳川林政史研究所
所蔵 榊原家史料

一 御家中諸侍上り屋鋪有之時、万相改請取帳ニ付置、

早速番人差置屋鋪主被 仰付候刻彼帳面之通無相違

可被相渡候、尤明屋鋪破損有之時は此方江被申是又

可被任差図勿論近所之面々へ預ケ置申儀も可有之候、其刻は番人差置ニ不及候事

一 諸侍屋敷境目并表町並之儀古来より相定候通常々見

置、若出入有之時は無依怙有体ニ可有沙汰事

一面々定付之足輕常々 御城下見廻り惣而水道無滯様

に可被致、尤石垣土手水敵等之痛ニ可罷成所は早速

御普請可被申付、古来より有来水道之外ニ新水道申

付可然所候ハ、被相考此方へ被申断可被任差図事

附、屋鋪之内江為用水取候共御堀并他之屋敷へ落、

又は他之屋敷江遣不申本之水筋へ返シ惣而他屋敷

之障ニ不罷成候様其屋敷主江相断可被申候事

一 御城下道橋破損之所有之候ハ、急度修覆可被申付候、

勿論其町として仕来り候分ハ早々修覆候様可被申断

候事

一 面々請取之道筋度々見廻り、道・橋悪敷所は急度普

請可被申付候、但大雨之時分ハ不依何時道・橋見廻

り可被申事

一 石橋・板橋・土橋・水道榊并埋樋有之所々少破之時

急度繕可被申付事

附、少破之儀は定付中間に而相仕廻外人不請取様

ニ可被相心得候事

一 船場川筋洪水之節四ヶ所御門橋防之儀別ニ相渡候書

付之通無油断心懸可被申事

一 右之節川筋へ御目付并中間頭罷出候間諸事可被申合

候、惣而水出可申様子ニ候ハ、各方常附足輕申付無

油断見分為致可被申水之様子次第早々用意可被申付

候事

附、水出候は当番・年寄・中老迄注進可被申事

一 郷人足之儀領奉行へ令相談百姓之隙を考可被申付、

惣而百姓迷惑不仕候様可被相計事

右之通可申渡之旨被 仰出候条被承知無由断可被相勤

惣而勤方之様子不応此御書付儀出来候ハ、至其時可被

申出者也

享保三年五月日

原田佐左衛門

(人名六名省略)

道奉行中

[家政録]

四 火事出来の節勤め方定

二次辯原時代
徳川林政史研究所
所藏 辯原家史料

一 御城内若火事出来之時ハ年寄・中老并御城代御広間

当番之侍中御詰分不残其外所々御預ケ之面々可被驅

付、勿論御道具預り之面々ハ其所を可被相守事

附、惣而火事之節目立候羽織不可有着用事

一 同時御家中非番之侍中ハ其住宅之町々に寄合在之年

寄・中老よりの差図次第可被相越事

一 同時御足輕頭は相驗をもたせ面々の足輕召連或桜御

門之前或絵図之御門之前其向寄之所迄被相越可被任

年寄・中老之指図事

附、御城へ程遠く候共風筋悪敷火事之節は其頭之

宅に召集置年寄・中老之差図次第可被相越事

一 同時御中間ハ頭之面々召連桜御門前迄罷越役人中之

可任差図事

附、御城へ風筋悪敷火事之時も右同前たるへき事

一 同時町人足何程にても見計町奉行召連或桜御門或絵

図之御門其節之出火向寄之御門前迄被相越年寄・中

老之可被任差図事

附、御城へ風筋悪敷火事之時町奉行之内老人町人

足式百人ほど召連御門前まで被相越年寄・中老之

差図にまかせらるへし、相残町奉行ハ火本にて可

為下知、尤 御城并火本へ参候町人足於侍町狼相

留候は可為越度事

一 於 御城下火事出来之時は年寄・中老老人宛火之番

相定置可罷出、但其月之御用番年寄・中老老人宛御

広間当番之侍并御詰分不残 御城江可相集御目付御

歩行目付は当番之外不残何方之火事にても火本江可

被相詰事

一 御曲輪之内屋敷火事之時は非番之年寄・中老并相定

役人可被罷出事

一 兼而被 仰付候通物頭之内出火之節向寄次第護念院

江老人泰叟寺江式人瑞峯寺・浄法寺江老人宛可被罷

越候、寺危候は御位牌退可被申事

一 御曲輪内外共に火事出来之節ハ近所之面々火本へ早

速駈付火を消可被申候、相定役人参候は其場所退可

被申、但火本近辺親類ハ可為各別事

附、火本近所居住之輩并私宅江風筋悪敷氣遣成面

々ハ手前見合可被罷出事

一 御曲輪内外若火事出来之時町人足火本へかけ付火を消可申、尤町奉行はかり可為下知非番之御目付御歩行目付是又被駈付兼而被 仰付置候趣可被相守、諸侍中一切不可駈集、但町奉行御目付より月番之年寄・中老江段々可有註進其上にて差図次第足輕頭中可被参事

○享保三年

〔年寄中老申渡之留〕

咒 諸門出入り取締り定

酒井時代

姫路市立琴丘高等学校所蔵

姫路藩諸事
集 書 上下三冊之内

番人之内老入先江罷越相達可申候、侍分之者及口論候ハ、御門構之儀ニ候間双方相慎不及其事候様取扱宿々江相送可申候

不得止事及剣ニ及候ハ、其場を相守勝負を見届勝利を得候者御番所ニ留置月番之大目付江可申立候、若御番所ニ不相守様子有之候ハ、再三申断夫ニ而も御番所ニ罷在間敷由申候ハ、不寄誰ニ取すくめ月番大目付江可申立候、且又下人杯手討仕追来候者有之候ハ、下人を取逃不申候様ニ相守、討捨申候以後其主人を御番所ニ留置是又月番之大目付江可申立候、其外了簡ニ難及義有之候ハ、是又大目付江相達可得差図候

一 御家中召仕之儀は暮六時より御城外江出候者当分之内切手ニ而差出可申候、追而は札ニ而可相通候、御城外より入候者假名慥ニ承届ケ相通可申候

一 下女之儀は暮六時より御門出入仕間敷候、無抛子細有之罷通候節は主人之印形之切手ニ而可相通可申候
一 御城外ニ罷有候御家中より御城中江使ニ参候若党・

(目錄省略)

惣社御門張紙扣

中之御門 鷗 御門 京口御門

車 御門 惣社御門 野里御門

市ノ橋御門 久長御門 清水御門

一 御門暮六時メくより斗明置五時過ニ至候ハ、くより共ニメ往来之者有之候節くよりを開キ通シ可申候

一 御城中江非人鉢ひらき等一切不可入候事

一 御門明六ツ打候ハ、直ニ番所之戸を開キ出入之者急度相守可申候

一 上下男女不限乱心之体見届候ハ、御番所ニ留置先を承届番人之内老入先江参相達可申候、若誰共不相候ハ、月番之大目付迄可相届候

一 囚人手錠手負首死骸等御用ニ而通候ハ、其支配之御役人之断ニ而可相通候、御家中より通候者ハ其主人之手形ニ大目付裏判ニ而可相通候、但年寄以上ハ大目付添請文也

一 御門構之内ニ而喧嘩口論有之候節ハ御番所ニ留置御

中間等参候先を承届相通、歸り候節ハ先々切手ニ而相通可申候

一 御領分百姓・町人御城内へ相通候ハ、御番所ニ而相改、其者之在所名并参候先之宛所承届可相通候、夜中五時以後相通候者は先々へ御番所より致通達先之断ニ而可通候

一 他所より参候侍・足輕・医師・出家・山伏・御師・町人・百姓等之儀ハ惣社御門・車御門・市ノ橋御門・鷗御門・内京口御門・久長御門・野里御門・清水御門右八ヶ所之御門江参懸候ハ、不相通中ノ御門江罷越候様断可申候、中ノ御門江参候ハ、昼夜ニ不限御門ニ留置参候先江致通達先々より迎之者参候ハ、相通可申候

一 京・大坂御用達之町人又は御家中用事相達候町人ハ中ノ御門・内京口御門江町奉行より張紙之分ハ不及案内通可申候

寅四月より町奉行断ニ而通候事相止メ申候、大目付より断出申候故此ヶ条張紙ニ除キ申候

一 御足輕之儀は暮六時より出入共ニ頭之仮名・其者之名共ニ聞届可通候、御中間并遠使等ハ支配頭之切手ニ而可相通候

一 物持之儀ハ多少不限暮六時過御城中より出候ハ、其主人之印形ノ切手ニ而相通可申候

附、外より入候馬附之荷物等先之宛所を聞届口付之者相改往来共無滞可相通候

一出火之節御門出入之儀は当番之御物頭可任差図候

一 御料理人鳥見御足輕・小頭・下目付・御留守居小頭・御旗之者小頭・御長柄小頭・御中間頭・御用場小間使等之儀ハ相改候迄ニ而可通候

右之通急度可相守者也

巳九月

惣曲輪出口々江被 仰出候事

一 亀山本徳寺より御城内江使者参候節昼夜共ニ何れ之御門ニ而も可相通候、同所より参候仲間使ハ昼何れ之御門ニ而も相通夜中内より出候節ハ中ノ御門・惣社御門・久長御門右三ヶ所之外は相通申間敷候

右之通三ヶ所之儀は参候先々より切手ニ而通可申候

一 御船手之者夜中中黒之挑灯持通候間無相違可相通候

右之通可被相心得候、以上

御舟奉行依願御水主以上ハ口断ニ而相通候様

安永二巳六月前田十左衛門より断出ス

寛延二巳九月十六日

本多左門

惣曲輪出口々 御門番中

宝曆八寅二月御門々江被仰出

一 御通之節御門侍分之者刀を指下座筵ヲはつし御時宜可仕候、雨天之節ハ下座筵ヲ取軒下ニ而御時宜可仕候

一 御門番御足輕共も刀を指平伏可仕候、筵之上ニ而下座仕候儀御通之節一切無用可仕候、棒など前ニ指置候儀ハ不苦候

一 新御門御通之節ハ御長屋御門御足輕御門之外江罷出御通ヲ見候而下座可仕候、若内より退出之輩有之候ハ、御通ヲ為知留可申候

一 新御門御通之節桐御門番御足輕老人桐御門下江罷出

御通ヲ見候而下座可仕候、外より入候者有之候ハ、

御通を為知留可申候、右桐御門御長屋御門江ハ御留守居より通達可申候

一 或ハ大名町御通之節杯惣社御門・中ノ御門・内京口御門・鷗御門等之御見通シ之御門ニ而は御門番侍并御足輕共御見通シ江罷出御時宜可仕候、尤御足輕老人差出御先注進を見懸候ハ、往来之者江御通を為知不礼無之様ニ可仕候、其外之御門番所右ニ准シ可申候

但、惣社御参詣即是堂御参詣之節別而惣社御門心付可申

一 桐御門・絵図御門番之侍以来ハ御家老・年寄・御城代罷通候節大小指候而御番所雨落ニ立時宜可仕候、中ノ御門・内京口御門・惣社御門番侍は御家老・年寄・御城代步行ニ而罷通候節ハ桐御門・絵図御門之通時宜可仕候、馬上又は駕籠ニ而通候節ハ不及時宜候、右侍番所之儀は前橋表ニ無之儀故此度被 仰出候

寅二月廿四日

三ヶ所御門上番

水増之節道奉行三ヶ所御門通之張紙

一 清水御門 市ノ橋御門 右三ヶ所御門満水之節夜中左之通出入無滞様可申渡旨月番内藤半左衛門より大目付江申渡候付

三ヶ所江左之通張紙差出候付御物頭月番高須斎小頭ニ右書付張置候様於御用場申渡則張紙三枚渡遣候

道奉行并手附御足輕水番之者人足召連右出水之節夜中見廻相通砌往来共ニ無滞可相通者也

申七月

大目付

町人・百姓御門ニ而下駄はき候断之事

一 町人・百姓罷通候ニ供召連候ものハ下駄はき候而も不苦候、供無之者ハ下駄はかせ申間敷由寅年松平左仲・朝比奈山左衛門江申渡候、右之通御門江断出シ申候

御門夜中女出入之事

一 女夜中御門往来之儀暮六時より切手書付ニ而相通可申旨左平迄伺差出候而相極申候

但、只今迄ハ暮六時前より切手ニテ通来候

中ノ御門
内京口御門
惣社御門

淵岡丈蔵
赤堀寛馬
本多六郎兵衛

右は高須弥平太月番ニ而惣社御門下番へ松平十郎左衛門組小頭北爪伊左衛門月番ニ付申渡

明和二酉年正月廿八日

一人足共御門笠持候而も通候事

一人足共御城中往来仕候節唯今迄ハ無用ニ有之候処、笠持通り候様ニ九ヶ所之御門之番人江申渡候様ニ月番御物頭海沢嘉大夫・小頭関口疇右衛門江大目付より申渡之

明和二酉五月四日

三日市大夫次郎
中川神主
兩人手代御門出入之事

一御家中且那廻仕候由ニ付三日市大夫次郎名代長橋甚大夫中ノ御門・久長御門逗留中往来断出ス

右ニ付如何之訳ニ而久長御門相通候哉と吟味仕候所三日太夫次郎并中川神主手代兩人儀は午年本多所左衛門・川合勘ヶ由左衛門迄相願其以後より通来候由尤四ヶ所御門通申候、岩出正太輔は御側御

用人取扱候由

宝曆十三未十一月廿二日

葬礼之事

一葬礼之断ハ指出候御家中より月番之物頭江申遣月番之物頭より御門江断候事、致吟味候ニ不及物故大目付より断ニ不及候

但下々病死人棺か桶か瓶等ニ入候分ハ物頭より断、駕籠等ニ而出候得は大目付断

三山御宿坊御門通行札渡候事

一広嶺山御宿坊魚住藏人相願候付野里御門中ノ御門通行之木札式枚可相渡旨内藤半左衛門申渡、今日出来候付本多所左衛門江中目付伏川甚左衛門方より相渡候、但昼斗用札也、書写山・増位山江も右之通相渡ス

宝曆二申年七月十一日

御留守居之者江御門下座之事

一爰元御留守居共江御門々之番人可致下座旨御留守居月番滝沢八左衛門江於御用場松平左仲申渡之御物頭月番町奉行江も右之趣申渡候

但、只今迄姫路ニ而下座無之儀ハ間違ニ有之候、

具ニハ下座部ニ有之候間爰ニ略ス

寛延四未年九月八日

御門札紛失致候者過料差出候様被 仰出之事

一大手夜中罷通候御門札紛失候衆中有之候付達御耳御家中不残札相改り申候、此以後紛失申候得ハ過料銀子一枚差出候様ニ被 仰付候間可被得其意候、以上

元録十五年二月五日

一本多民部左衛門右過料差出候扣左之通

此度坪呂岩御門札改付逐吟味候処、前々本多民部左衛門方江相渡候札老枚紛失ニ付過料金三分被差出候間請取御土蔵江可被相納候、以上

宝永七寅年二月十四日 大橋寛大夫

竹下新左衛門
龜山源五右衛門

松浦勝右衛門殿
堀 勘左衛門殿

一御留守居七人より過料差出候扣

一改御門合札紛失付御留主居七人より銀子一枚相納候様ニ被 仰出候付天野浅八江申渡之

御武器差置候御多門左之通

一久長御門一野里御門一内京口御門一惣社御門
一中ノ御門一市ノ橋御門一車 御門

右は御物頭渡足輕具足可入

一繪図御門多門 一新御門

右ハ上之御武器可入 右は御弓鏑可入

右御門脇御土蔵右御鉄炮可入

右之通相定御武器入置可申旨被 仰出候

寛延三年二月晦日

御門々御足輕勤方先年被 仰出之事

一御城外出口之御門朝六時暮六時御番人共別而心付念入可申候

一御家中之面々相通候節前々も申渡候通番人共不礼成体ニ而罷有間敷候、尤致下座候面々江ハ見違不申候様可致下座候

一御門下御橋之上ニ往来之者たゞすませ申間敷候、并御家中之子守・下女共遊所ニ為仕間敷候、并御門下ニ諸色商人差置申間敷候

一 坪呂岩御門之外御城外出口之御門百姓・町人他所之

者共雜人出入も有之、其外荷物等も自由ニ通候様ニ
相聞候間右之通無之様ニ可申付候

右之通御番人之者共ニ可被申付候、此間御番人万
端改之義相寛ミ候様相聞候間弥入念相改候様ニ急
度可申付候、以上

享保六丑年壬七月十一日御留守居頭江内藤半左衛
門申渡之

町医師夜中御門出入御免之分

一 左之者御家中療治仕候ニ付夜中御門往来奉願候処、
願之通被 仰付本多茂手儀より町奉行青木弥惣右衛
門江申渡之候

宝曆八年寅九月廿四日

中ノ御門・惣社御門	本道	本 町道	布
右同断御門	外療	中具服町周	軒
中ノ御門・鷗御門	本道	俵 町玄	閑
中ノ御門・久長御門		元塩町了	悦
野里御門		河間町素	閑

右之通御門々江断大目付より出ス

他所侍惣社江参詣願之事

一本多中務太輔様御家来上田五郎右衛門と申者惣社致
参詣由江戸表ニ而惣願候付、右之段江戸表より申来
左之通ニ付月番御家老より申渡之

一 惣社社内掃除申付候様宗門奉行月番本多所左衛門江
申渡之

一 惣社御門御幕張替候様御物頭月番柴田左門江申渡箱
番江も御足輕式人差出候様申渡之

一 上田五郎右衛門旅宿より惣社江参詣之節案内之者御
足輕式人差出候様大目付江申渡、則月番小頭江申渡
之、宝曆九卯年五月十八日、ケ様之節ハ以来中之御
門より往来為致度奉存候

(前編時代の規定)
夜中メ切御門急病人ニ而医師通候事

一 御城外之者急病人有之節大手江廻中間町・愛宕町江
罷越候様医師参候儀滞申候、自今以後御城外急病人
杯有之節は水曲論出口・柳原出口此兩所可相通候、
左候ハ、病家より御留守居之者宛所ニ而右御番所江
手形差出可相通旨被 仰下候間可被得其意候、尤家

龜山本徳寺御抱医師

当時ハ格別違候事末ニ出ス 高原三省
右は龜山本徳寺御抱医師ニ候へとも御家中療治等
致候ニ付以来何之御門ニ而も往来可相通候、夜は
中ノ御門・久長御門御在城之節ハ惣社御門帰候節
ハ送ニ而可相通候

宝曆十三年三月十八日
御門御普請付被 仰出候事

一 御門御普請等之節御物頭月番江月番御家老より御普
請中御門停止可申由被 仰付候、相濟候節も開候節
モ月番物頭召呼申渡候事手紙之例も有之候、桜御門
絵図御門ハ御留守居江申渡候事、車御門御普請之節
依事ニ川水細メ候様道奉行江申渡候事

外京口御門御普請付竹ノ御門往来候事

一 竹ノ御門平日ハ夜四時過候而ハ通路無之候、外京口
御門御普請中は朝迄夜通路有之北条御門同様内藤半
左衛門中間候ニ付大目付より町奉行右之段々申達候
寛延二巳年十一月廿七日

但、御城外之御門々ハ町奉行之持故也

来ニ挑灯為可遣候 元録(録)二巳八月十二日
桐御門・絵図御門張紙右兩所御門江左之通御
書付出ル

一 御在城中御門明六時打候ハ、開、暮六時打候ハ、メ、
く、り斗開置宵五ツ時ニ至りく、り共ニメ往来之者
有之ハ得と名前承届可相通候、但御料理人より御用
場小間使等迄ハ得と名前承届改候迄ニ而可相通候、
御足輕ハ頭々之名・其者之名共ニ承届可相通候、御
長柄之者御中間之儀も右之通相改可通候、并又者ハ
主人之名承届不怪ニおゐてハ可相通候

一 御留守中は御門明六時打候ハ、開之、暮六時打候ハ
、メ、く、り共ニメ上番所江鑑を取上置、若御家中
之者無抛出入有之候ハ、得と承届く、りを開キ相通
可申候、其外御料理人以下御足輕共可准之候、御中
間又は御領分百姓・町人往来有之候ハ、当番之中目
付断次第可相通候

附御門メり候以後若 御城当番詰合之者方江宿よ
り用事有之使等参候ハ、使之者御門送りニいた

し先々主人江相渡可申候、右使之者帰候節ハ中
目付断ニ而相通可申候

一御門開候ハ、御番所戸を開万端急度可相守之候

一上下男女ニ不限乱心之体ニ相見候者参候ハ、留置出
所承届下番人之内老人先江差遣可為相知候、若又誰

共出所相知不申候ハ、月番大目付江可申達候

一御門構之内ニ而若喧嘩口論有之ハ其者御番所ニ留置

下番人老人先江差遣相届可申候、侍分之者及口論候

ハ、御門構之内ニ有之候間之旨断、双方相鎮不及其

事候様取扱宿々江相送り可申候、若不得止事及双剣

候ハ、其場を相守り勝負見届勝利ヲ得候者を御番所

ニ留置月番大目付江可申立候、若又御番所ニ相止申

間敷由申者有之候ハ、再三断夫ニ而も不止候ハ、不

限誰捕すくめ置是又月番大目付江可申立候、且又下

人等手討いたし掛り或追来候者有之は其下人を取逃

不申候様相守り打捨候以後其主人を御番所ニ留置是

又月番大目付江可申立候

一女人之儀無訳者決而御門内江入申間敷候

一若放馬飛来候ハ、相止御本丸江馳入不申候様可致候
附、犬御本丸江入不申候様可心付候

一他所より参候侍并足輕中間御家中之者致案内候ハ、
其通ニ而可相通候、但御使者之外ハ大目付断ニも可
有之事

一京都・大坂御用達町人御城入致候ハ、是其用懸り

之御家中之者ニ差副参候ハ、其段承届可相通候、其

外中目付之印形木札等持参候ハ、是又可相通候

一出火有之節ハ御門出入之儀別而入念可致守護候

一御城門より出候葛籠挾箱并風呂敷包其外少々之物た

りとも左之通之切手証文持参於無之ハ決而相通申間

敷候

一 大目付裏印之通手形

一 中目付切手并木札

一 御米蔵目付切手

一 御徒士目付切手

右之通切手証文木札致持参候ハ、判形相改於無相違
ハ可相通之候、其外切手証文ニ而ハ決而相通申間敷
候

一御用達之百姓・町人往来之儀も中目付印形之木札致
持参候ハ、是又可相通之候

但御在城中ハ昼夜出入共ニ可相通之候、御留守中

ハ昼之内斗木札ニ而可相通之候、若又御用有之

夜中致往来候ハ、中目付断ニ而可通候

一御家中供之者往来筈・合羽等持行候共於レ為ニ頭前
は可相通之候

右之通被 仰出之条如件

未正月

従本徳寺使者参候節御門不開事

一桐ノ御門・長屋御門・七五三之御門等ニ而本徳寺よ

り使者参候節唯今迄大御門開候得共此度相改候而く

より斗明置通シ若進物等有之くより通兼候得は片扉

開き通候様可仕由大橋庄兵衛江沼田平次兵衛申渡之

桐之御門同断御番人安藤源五兵衛江申渡ス

宝曆八寅十二月八日

御門幕并足輕減シ候事

一御玄関前御門・桐御門・中ノ御門・外京口御門・劔
万津御門・備前御門右六ヶ所之御門只今迄之通御幕

一 御作事方より御普請人入候節も得と承届往来為致可
申事 午十二月 大目付

黒御門

右御作事方より手附御足輕敷御長柄之者之普請世
焼之者町在之日傭人ニ相副右手付敷御長柄之者ニ
為断候様ニ可被致由大目付中より御作事方江申渡
候

明和四年九月廿日

一 黒御門番人共新御蔵番ヲ兼候而可相勤旨御留守居大
橋庄兵衛江申渡候

右書付御城江大山林大夫持参御留守居方大橋庄兵
衛江相談ニ而当番小頭江相渡之

切手御門江之張紙之事

定

一 御木丸油炭入候御用達 東魚町 干物や久兵衛

一同下掃除之者

(本町 未六月 五日より) ふたや清左衛門

右之者共切手御門往来札相渡置候間札参候ハ、合
札引合可被相通候、其外百姓・町人御用ニ而入候
共自分とも断於無之ハ決而相通申間敷候、此段大

目付中御沙汰有之候条如件

午十二月

中目付

切手御門

未六月廿一日此張紙引替此方江請申
定

一 御在城中御用達百姓・町人出入之儀中目付印形之焼
印札持参候ハ、判鑑引合無相違札之ことくハ昼夜共
可相通者也 丑六月廿日 大目付

切手御門

覚

一 以来御留守中御買物方御用達町人出入候節鑑札持参
候ハ、合札引合相違於無之ハ可被相通候、以上

宝曆七年六月

中目付

切手御門番中

右之通大目付江申達出来候ニ付御留守居方へ相渡
候様 御城当番江申遣候

元塩町 なまりや源十郎
同 町 干物や七郎右衛門

右兩人御留守中も御用有之往来致候間鑑札相改可
被相通候、以上

寅九月十一日

中目付

切手御門

喜斎御門張紙之事
定

一 御門開候は御番所之戸を開キ前々之通猶更方端急度
可相守候

一 御米蔵江御米出入之節ハ人馬入込申候故随分心付卒
爾無之様ニ可相守候

一 上下男女ニ不限乱心之体ニ相見え候者来候ハ、御門
之内江入不申候様ニ致成丈ケ出所相尋其宿江為相知
可申候

一 御門構之内ニ而若喧嘩口論有之候ハ、随分申なため
可申候、侍分ニ候ハ、御門構之内有之候旨嚴相断双
方鎮り候様可取扱候

一 女人之儀決而御門内へ相通申間鋪候

一 出火有之候節ハ御門出入別而入念可相守候

一 御門内より出候物ハ縦令少分之品たり共左之通証文

并切手木札持参無之候ハ、相通申間敷候

一大目付裏判之証文

一中目付切手并木札

一 御米蔵日付切手

但御米蔵日付切手ハ御米蔵より出候品斗可用之

右証文并切手木札持参候ハ、判鑑相合於無相違は可
相通候、右之体ハ御役人たりとも切手相用申間敷候

一 御米蔵江参候者各別御米蔵より内江若為見廻参候様
子之者候ハ、相通申間敷候

一 供之者往来笠・合羽等持参候共於為顯然ハ可相通候、
右之通被 仰出候条如件

酉二月

大目付

喜斎御門

絵図御門・桐御門江中目付より書出之事
覚

一 風呂敷包札老枚

右は御弓鏑方御役所江相渡置候、一□老度ツ、相
通可申候間御通可被成候、又候入候節右札受取申

度旨可申上候間、其節御渡可被遣候、依之御城江上候ニ及不申候、以上

亥二月八日

右之札御弓鎗方江相願候付渡置此断書付兩御門江差出候、但中目付方より

覚

一御用無之者堅相通申間敷候事

一御武具藏^(乾)訖度相守昼夜共ニ相廻可申事

一御天守之方兼相守、尤兩所御普請ニ而出入有之節万端心付可申事、右之趣急度可相守者也

宝曆六年十一月

大目付

菱御門番所

東御屋鋪御門張紙之事

定

一御在城中御門明六時打候ハ、開、暮六時打候ハ、メ之、^(晝くより)関斗開置宵五時至^(晝)関共ニメ往来之者有之候ハ、名前承届於不怪シは可通之候

但御料理人より御用場小間使迄ハ名前承改候迄ニ

而可相通候、御足輕御長柄之者ハ頭々之名前其者之名共ニ承届可相通候、御中間頭小使等も右之心得ニ而改可相通之候、又者ハ主人之名承届無紛候ハ、可相通候

一御門開候ハ、御番所戸を開キ急度可相守之候

一御番所見通之所ニ而往来之者高声ニ而騒敷儀有之ハ誰不寄指置可申候

一上下男女不限乱心之体ニ見ヘ候ハ、御番所ニ留置出所承届当番之大目付迄可申達候

一御門構之内ニ而喧嘩口論有之ハ此一件桐御門御張紙文言ニ同シ

一大目付迄可申達儀当番詰合無之儀ハ中目付当番迄可申達候

一女人之儀決而御門内江入申間敷候、附御門外往来之男女共ニ立留不申候様可致候

一若放馬馳来候ハ、御門之内ヘ入不申候様可致候、附犬同断

一出火等有之節ハ御門出入之儀別而入念可致守護候

一御座鋪向其外より出候葛籠挾箱風呂敷包其外少々之品たりとも中目付切手并木札ニ而相通可申候、尤急御用之節ハ御歩行目付断并切手ニ而可相通候、侍分之者自身為持出候品ハ断次第是又可相通候

一御用達之百姓町人往来之儀も中目付印形之木札致持

参候ハ、是又昼夜たりとも可相通候

右之通^(乾)訖度可相守者也

未六月

御休所御門張紙之事

定

文言東御屋敷御門張紙之通之ケ条也、仍而略之

在番屋敷南御門番所張紙之事

一在番御長屋向より出候風呂敷包葛籠等其外不寄何ニ其主人ニ切手無之ニおゐてハ決而出シ申間敷候

但銘々印鑑相渡置候間右判鑑ニ引合無相違候ハ、

可相通候

一若当番詰合等ニ而何ニ不寄取ニ遣持参候共切手無之候ハ、使者御足輕共先達而誰之用事何之品持出可申候間可相通旨断候ハ、承届吟味之上通可申候

一笠・合羽・弁当箱ハ其品あらハに見セ候ハ、可相通候

一外より入商人風呂敷包等持込候ハ、相渡置候木札相渡相通り、出候時分右木札為揚可申候、勿論持通候品大方覚居相通可申、右之条々訖度相守昼夜可相勤者也

宝曆五乙亥年七月

大目付

同所下掃除之者出入ニ付張紙之事

一下掃除之者共自分共切手持参候ハ、判鑑見合セ無相違候ハ、出入可被相通候、此段大目付中御沙汰有之候条如件

未閏六月

大山林大夫

裏下馬新御長屋入口

裏御門番中

中沢逸八

船場本徳寺御家来御門出入之事

一右御家来致御城入候節車御門・惣社御門夜中相通可申候、罷帰候節ハ参候先より切手取御門罷通候、右之段兩所御番人共ヘ可被申渡候、御家老御使者等ニ

參候節ハ駕籠ニ而下馬迄ハ參候事ニ有之候、此段も右兩所御番所江可申付置候、昼往来之儀は何之御門ニ而も構無之候

寛延二巳年相極ル

船場本徳寺御家来車御門通候事

一 船場本徳寺御家来以來は車御門往来願之而御免被成候間相通候様物頭月番和田右衛門江明和四亥年勘兵衛差込ニ付申達候

書写山増位山広嶺山より使者御門出入之事

一 右三山より御城内江使等遣候節ハ久長御門・惣社御門罷通候節昼夜共ニ本多所左衛門・天野九左衛門寺社役所判形指出置候通候節右之判鑑江引合相通候様ニ右兩所之御門番御足輕共江可被申渡候

寛延二巳年相極ル

配当兩人之外座頭御城中入候事無用之事

一 先年被 仰出候通御城内へ座頭出入之儀配当兩人ニ限り外之座頭共決而入不申候様可申付旨町奉行中嶋長右衛門江松平左仲申渡候、尤御門々江も右之段申

渡候様御物頭月番鳥山治部右衛門江宇野弥惣兵衛より御用場ニ而申渡候

宝曆十年十二月廿六日

栗崎勾当御城中江出入候ニ付御門断之事

一 栗崎勾当願之通御城中江出入被 仰付候由青木弥惣右衛門申聞候 宝曆十二年十二月廿三日

前橋休心御門出入之事

一 上州前橋端高峯院弟子休心一昨十六日中御門・車御門往来断遣候、右之者戸倉屋又兵衛事有之候由高須隼人より申聞候

明和二酉年八月十八日

配当頭車一代り東一御門出入之事

一 配当頭 代々一 車 一

一 右兩人只今迄御門出入仕候処ニ車一煩付右替り東一御門出入願之通被 仰付候旨町奉行外地甚大夫申聞候付右東一御門之出入致候節相通候様武頭月番小頭江申遣候 坂元町車一

七里繼飛脚夜中出入之事

一 七里繼飛脚夜中何時不限吟味役人印形書付持參仕候ハ、御門可相通候旨断申遣ス、尤福島市郎兵衛申立候

明和三戌年九月六日

惣社御門・内京口御門、右兩所御門張紙ニ而申

遣候

景福寺拵鉢付御門断之事

一 吉田町景福寺不如意ニ付為取統御城内拵鉢之儀願之通被 仰付候由、依之今八日より七ヶ月一度つゝ会下之僧相通候付御門々通行之儀宗文奉行より申来候付惣御門々江右之通申渡候様月番御物頭小頭迄宇野弥惣兵衛申渡候、尤右出家江宗門奉行より手札相渡差出候由明和三戌年十月四日之事

黒御門番人新御藏兼候事

一 黒御門番人新御藏番兼相勤可申由宝曆八年朝比奈山左衛門より御留守居月番江申渡候処、如何間違候哉此度新御藏番人浅井与左衛門申立候は左様成義無之候由御留守居方より申候由ニ付如何可仕候哉と相伺

候間、御留守居大橋庄兵衛江委細申談候処ニ何之書付等も無之候、併御城之内ハ構不申と申事無御座候、先年左様成義も有之候而も同役共老人之者承候斗ニ而失念も難斗決而被 仰付候事無之とも難申候、委細承知仕候、弥兼相勤候様ニと可申付候由申相濟其旨浅井与左衛門江申渡候

明和四亥年九月十六日

伊勢中川神主御門断之事

伊勢内宮神主中川 名代上村儀右衛門

一 例年之通逗留中之御門・久長御門・野里御門昨廿一日出入断出し寺社奉行牛込次大夫申立候 明和四亥年十一月廿二日

町医師五人御門断之事

明和七年六月廿日 一 今度町医師御門出入札相渡候者名前左之通

中之御門 惣社御門 内京口御門

上番有之候分ハ上番之者呼寄相渡ス

残六ヶ所合札ハ梅沢新五左衛門小頭ニ相渡ス

町医師渡ハ町奉行関嘉藤次江相渡ス

村田慶寿 生田恕桂
内山整庵 三木道布
中村杏庵

御門ニ而夜中何人ニ而も名銘々相名乗并かぶり

物無用之事

明和七年十二月廿八日
一御門々夜中通候者何人ニ而も名銘々相名乗可申候、

かぶり物決而仕間敷候旨御触之事御門々江も右之趣
申渡之候

一夜中御門馬上ニ而往来片扉開候共くよりより通候共
隨御差図も無御座候間此以後御定被下候様ニと御物
頭月番申立候付御家老衆江大目付衆より御伺之処列
座以上は片扉開可申候、其外ハ御門ニ而馬より下り
くよりより可相通旨御評定也、勿論御馬乗共も馬よ
りをり罷通候様可致旨御差図有之候由丹羽三郎兵衛
被申聞候
安永五申年九月廿四日

(5) 城下町

五〇 姫路城下町絵図(一) 池田時代

岡山大学附属図書館蔵
所蔵 池用家文庫
解読図を添え第一〇巻別箱に収める。慶長六八年の
絵図。中曲輪の侍屋敷居住の侍名をしるす。

五 姫路城下町絵図(二) 一次榊原時代

姫路市教育委員会所蔵
解読図を添え第一〇巻別箱に収める。「姫路城御廻侍
屋敷新絵図」。城下侍屋敷居住の侍名をしるす。はり紙
に内山下(中曲輪)侍屋敷は三一五軒、外山下(外曲輪)
侍屋敷は三三三軒とみえる。このほか、足輕町・中間
町の区域、町家の町名、寺院名等がしるされている。

三三 姫路城下町絵図(三) 二次榊原時代

京都市 豊田 裕所蔵
解読図を添え第一〇巻別箱に収める。城下侍屋敷居住
の侍名をしるし、町家数二九〇一軒、内山下侍屋敷
二七三軒、外山下侍屋敷四七二軒としるす。

三三 姫路城下町絵図(四) 二次本多時代

財団法人 静嘉堂文庫所蔵
解読図を添え第一〇巻別箱に収める。「本多藤原政武
公御時代 播州飾東郡国衛(衛)庄姫路図 家中町屋神社
トモ」内曲輪もくわしく描き、城下侍屋敷の侍名・
町家町名・寺名をしるす。城下の三左衛門堀・市川・
山も描いている。

〇なお姫路城下町絵図(二次榊原時代・酒井時代)四葉を第
一巻別箱に収める。

四 姫路城下町大概(一) 一次松平時代

西宮市 南波松太郎所蔵
第一〇巻に五六号文書として収める。侍屋敷・足輕衆
の軒数・町家数・人数、寺数、姫路藩領家数・人数
浦々船数・水手人数を記す。姫路之城図に記すところ。

五 姫路城下町大概(二) 二次本多時代

岡崎市郷土館所蔵
中根家文書
第一〇巻に五七号文書として収める。姫路藩歴代家老
名・城門名・家中侍町軒数・町家町名・橋・神社・町
大年寄のほか、領内大庄屋・御朱印地などをしるす。

五 姫路城下町大概(三) 二次本多時代

碧南市 伊藤正樹文書
第一〇巻に五八号文書として収める。「姫路御時代町
奉行役所日記ぬき書」。家数・籠数・人数・地子銀・
御朱印寺社などについてしるした町奉行所持帳面の
抜書。

五 姫路城・城下町数・飾磨津町数 二次本多時代

碧南市 伊藤正樹文書
第一〇巻に五九号文書として収める。姫路城各曲輪の
概況、惣廻り堀の間数・深さ、城下町家ならびに飾磨
津町の町名・家数・籠数、御船・御船手組等について
しるす。

姫路町中家数合式千八百四拾七軒

同所町数合七拾八町

同所男女人数合式万五千五百廿六人 男老万四千十八人
女老万四百七十八人
同所寺社人数合八百六拾七人 内五人神子町ノ内ニ居申候

同所寺数合五拾四軒

内

僧百九拾人

社家 九人 惣社之内

社僧 式人 同所

神子 七人 同所

山伏八拾五人家数五十一軒 内拾軒在分 式百五十式人
男女人数合 内百拾三人男
社人老入十二所 内百拾九人女

内山下家数合式百九拾六軒

外山下家数合三百八拾九軒

足輕家数合七百七拾

惣家数合四千三百拾八軒

姫路町地子銀高合三拾四貫六百拾七匁六分六厘

同所酒屋数合百七拾五軒 但町数卅五丁也 (癸)
同所酒作高六千七百六拾七石八斗 天和三年辛亥 〔改〕

同所大工数百七拾六人 (マ) 内 百貳拾人 家持 五十四人 借屋

同所諸職人合六百三拾九人
同所座頭四拾人 外ニ こぜ九人有

同所牛数六拾六疋馬数合八拾六疋 内八拾疋公儀定り
但八拾疋分壹ヶ月ニ六石六斗六升六合四夕つゝ被下候

同所医者数百拾八人内 七十四人 本道目いしや 十一人 十三人 外科小児いしや 八人 (計三十二人)

一 東ハ橋本町より西ハ六丁目迄卅六丁五拾間七寸有
一 北ハ威徳寺町より南ハ飾万津口御門迄卅三丁廿間 三尺三寸有

御領分在中家数合貳万四千百拾六軒寺社ともニ
同所人数合拾五万九千三百廿六人僧俗男女共ニ

同所村数合五百六拾八ヶ村枝村出屋敷ともニ
同所馬数合八百五疋牛数合七千五百拾八疋也

同所納高物成合拾万八千廿九石七斗一升九合 本田新田小物成ともニ
但四斗入ニして廿七万俵ノ余也

同所小物成運上銀合貳百八拾百三百九拾九匁一分九厘
同所之内御朱印高合九百九拾八石八斗五升六合

寺社領 〔城下町絵図〕

五 侍屋敷軒数書 二次榊原時代

上越市立高田図書館所蔵

屋敷高

一大名町中ノ門・鵬門通敷側共ニ四拾二間

一 桜町袋町共ニ三十間

一 惣社通内京口宮内敷側共ニ貳拾八間

一 市之橋裏町共ニ廿二間

一 北条口中之町敷側馬場丁光源寺前之丁宝泉寺前之丁
共ニ百廿九間

一 五間屋敷九十六間

一 外京口五十八間

一 清水九十一間

一 江戸藏之丁九間

一 裏下馬十六間

一 上下岐阜町敷側相之馬場共ニ四十間 (編)

一 川間五十七間

一 泰叟寺脇廿間了共ニ三十一間

一 鷹匠丁銅指了共ニ六十五間

一 十二所裏表十三間

合七百廿六間

〔宝永八年四月 城下町絵図〕

六 材木町材木屋口上書 元禄八年

穂積勝次郎文書

(中略)

一 根本姫路材木屋は龍野町・堺町・竹田町・生野町・

橋之町此五町ニ居申候を第一火之用心ニも悪敷又は

往還之邪魔ニ罷成との御儀に付美濃守様船場川端新 (本多忠政)

地御見立被為遊七拾老年已前寛永元子年当町御取立

新材木町被為 仰付候御事

一 其比迄所々ニ居申候材木屋共当町江一所ニ引越商売

仕候様ニと被為仰付候処右之材木屋共新地江自分ニ

引越申義難仕存其儘被為差置被下候様にと願申上候 (儀)

得共御取上も無御座候ニ付早速引越普請仕候、其外

引越不申候者共ハ材木商売止メ申様ニと被為 仰付

候に付則止メ申候御事

一 新材木町普請被為 仰付候砌

美濃守様毎日市之橋江出御被為成候而造作急仕候様

ニと御直之御意にて町之年寄江数度被為仰付候、然

上未造作之内先材木見世為出御覽可被為遊との依御

意何も材木見世出申候処事之外御機嫌之上美濃守様

御買初被為成下則其材木ニ而筋違橋御普請被為 仰

候御事

一 其年船場川筋御普請も被為 仰付御成就并新材木町

等御取立首尾仕候上末世迄之為御印清水御門之外河

向ニ御立石被為 仰付年号月日

美濃守様御名迄被為御彫付置候、然 (標原) 処式部太輔様御

代右之御立石苔付申候を為御洗御覽被遊候処夫迄者

文字少宛相見え申候、其後大和守様御代ニ為御洗被

為成候へ共最早其時分ハ文字見え不申候、御立石ハ

于今御座候御事

一 当町先規より水帳家数貳拾五軒ニ而御座候、此内ハ

貳拾軒ハ材木屋ニ被為仰付候

(後略)

三 播磨府中めぐり

天正四年、ただし加補本

『播陽万宝智恵袋』

播磨府中めぐり 第一惣社部 芦屋道海

姫山乃地へ往昔富姫の館舎にして此山乃地を姫山といへり、康治二年道遠和尚の開基にて仏場と成一乗山称名寺と云、其後貞和二年赤松貞範此山に構櫛を建姫山乃城と名付ク、宿分院乃五反西より山乃下り口列家百斗、姫山乃里といふ、又中の村と云、岡といふ所迄間切す、此山の南七反余に五位乃水跡有、城山乃西北に物部宅地をならふ也、当時小寺氏城主せり、勸験院と云祈り乃寺ハ山乃北東にあり、一乗山乃流台家乃寺也、当時磐栄(繁)の地附田有、宝珠寺と申真言寺ハ福中村の北乃堺にあり、今小堂也、住持ハ真快法印と云、高尾乃住人と申伝ふ、因に惣社乃御祓ハ高尾の西より今細ク流るゝ川をしかま川といふよし、古ハ長畝乃森の下へ

流れしといふ也、惣社乃御祓ハ水上にたれか御そきをしかま川なん、そ乃かミの地主神二十四祠猶姫山に祭る也、枝ふりの松今に残る、姫かふち、姥か淵、笛吹か岡此山北脇に名乃ミせり、此山二反へて小野江といふ清水有、むらゝ小松列いたり山乃東二反をへ南に宿分院と云仏地あり、願入乃歌を以て願入寺となん、平相国乃守本尊地藏今にあんし(世)せり、一乗山と号、姫路宿村堺地を以て院名とす、此寺より三反南に一乗山称名寺今ハ小庵あり、此西一反斗より東口二丁今松杉少生茂りしか(いに)往しへ乃生の松原なるへし、菅承相もしかまより此社に詣し此松原を視す、宿分より北へ二町二反斗に退て猿田彦乃御社方十間に南向也、今に師りの鍵ハ井出乃田中氏となん、藺殿乃二度若ク乃御歌ハ東の清水に残る、是より国府寺村の地堺也、此西北二反斗に府中乃惣社建給ふ、生松原の南口に鳥井あり、松並の北より柳本の地迄二丁斗と見ゆ、道辻乃社は志深より爰に遷す、天満社ハ姫山より遷す、少彦名ハ中頃荒田より遷す、惣社乃二宮と崇む、当国二の宮乃故

にや、天てる乃御社ハ風早有明乃嶺より遷奉る、歌に二神山乃ミやはしら又久家若御前ハ志深国府氏(寺説)か祖神ゆへ、津田野の地より此惣社乃末社とす、斎場にハ九所乃御たまをまつる、今青見川の東一反にあり、今の神殿ハ御屋形殿の造作とか左右乃列社百七十四座神名帳乃面を祭奉る、そへまつりける国の神くら思ひ出し侍る、惣社乃由縁五代氏乃社司秘記に見ゆ、神門に二部乃守神座ます、鐘は赤松三品乃御寄附也、誠や此御社天平宝字頃府乾水尾の山より勸請す、生の松原の北田畝より凡地東西二丁南北二丁と見ゆ、四時乃祭祀六ケの行事ついな五月五日乃楯鉾乃事今ハ折々になん、天神地祇乃大祭事荘台ハ今も遺風あり、車引ハ猶今神屋の宿館に通す、十九家の神人は今漸々十五家のミ、頭務ハ五代主水正春日姓守継・伊勢文太夫道守、五代ハ奉幣乃家伊勢ハ政事を司る、神崎小太夫ハ鑑役たり、国生・梅本・松本・田中・生・象田・嶋井・小林・八木・竹中也、神女ハ藺部小市女、般若寺ハ又のつと乃役、以上十五家神役とす、神人ハ柳本乃西に列家せり、

惣社神門一反西に神池あり今青見川長一丁に流レ西北より東南に有、是にや嘉吉乃勢揃乃所と聞ゆ、池より南一丁に宿乃本村有、家民百斗り、惣社の祭祀節はやしものゝ童謡ハ野里乃まんたら寺より相勤とかや、歌にハ八千矛神乃ます迄宝殿や／＼お幸やりや／＼／＼／＼山乃神のます迄曰つき餅を進らせん、お幸有や／＼さいやりや／＼数矛殿や宝殿や／＼六ヶ乃寺僧はんにやをとくしゆし十六ヶ乃村民兵具裝飾楯矛を以て神功乃古例を尊ふ、五月五日也、九月九日鶏合、田楽法師乃遺風今猶書写増位にかた残れり、白井はんにや寺ハ國中乃御祈り志深八家修行也、姫山乃おり口を城戸といふ也、鷲山ハ古記に見ゆ、刑部社・角の社・富姫ノ社・角岳国主の社等猶姫山乃鎮守たり、南のおり口半より西二丁斗当大木あり、此所を岡といふ大歳乃社あり、民家なし、此戌亥に柳乃大木あり柳井戸あり

右府中めぐり異本惣社之部

播磨府中めぐり 第二高尾の部

芦屋道海

宿乃本村より東南一丁半高尾の宿所四十斗乃農家、国府氏か智所宿の本村合に四ツ堂有、高尾に夜ほつ多し、猿屋乃松日くらし身なれなど有、此宿乃西北二反余に二つか有、昔如意寺に法随といふ僧伏しはと申遊女をあいし密女藤といふを愛し二女互に友打して死る所を二ツ塚といふ、此塚より三反北にハ小庵あり、如意寺といふ、此所乃僧にや此寺つくし尼公乃建立、此高尾より一丁斗西北に長者屋敷有、藤岡と号す、今民家なし、三反面と見ゆる、名所拾録に此屋乃遊女嘉吉乃頃赤松則繁に愛せられ、恨み身を投し所けいせいか池といふ、小淵此南に有、此西南八反斗に江川と云里有、卅斗乃民屋也、爰より五反余北に杉之内とて廿斗乃里有、此竹林西に弁才天乃社有、此南に高岸有、勝松寺と云禅林、其良一丁に小庵修けん光照房と云、府辺の頭務此半丁南に姥か淵といふ、明応頃三野刑部母身をなけ夜々火村乃もゆるとなん、此四反南に光善寺といふ浄家有、此東方半丁過虎乃道場有姫山乃内に在し寺と云、月見沢小村といふ有、朝日寺ハ弘法の休所夜明

地蔵といふ有、目代榎村やしき一反斗也、ぬす人松・太子こしかけ石三尺斗残る、高尾より下南二反いたさき乃地也、嘉吉頃惣社造作遷殿地也、高尾北一反上小みそ有、国府乃渡りと云、惣社より五丁斗北ハ大野郷内、此西に二また川有、小野江乃清水より三丁斗東をしらいと云、家居卅斗、はんにや寺有、長谷寺も観音也、大竹と云所ハ二また川乃三丁東南に在家二十軒斗竹中と云、下南ハ神屋村也、下より此川北一丁をくほて川と云、惣社御こし御幸時神供もりし所也、此東に薬師有、英保俵四か塚此堂乃東にあり、津田野村ハ此川乃二反東に列軒廿、此村より北に遙にあたる月乃経の南二丁巽に上野、里有、今六十軒斗り、此南北にあたり国府寺村五十軒斗、此後東三反斗に村頭乃構宅有、観音寺といふ小庵あり、かうしんの寺ハくほての東二丁にあり

右ハ天正四年英賀住卜占師芦屋道海記

○第三西北部・第四西南部は省略。

三 播州姫路記

西尾市立図書館所蔵



播州姫路城主歴代

- 一 貞和年中赤松円心築之、次男筑前守貞範居之
- 一 小寺相模守頼季赤松ノ附屬也貞範以後此城ヲ守ル、其後代々小寺氏居之
- 一 嘉吉年中赤松滅亡ノ後中絶三拾年程
- 一 応仁年中赤松兵部少輔政則能登之国ヨリ当国ニ移リ当城ヲ修補ス、文明ノ頃新ニ置塩山ノ城ヲ築キ移之、当城ハ依旧例ニ小寺氏ヲシテ守之シム
- 一 文明ノ頃ヨリ小寺伊勢守豊職守之
- 一 永禄年中小寺美濃守職隆居之

- 一天正ノ初秀吉当国ヲ領スルノ時置塩ノ城主赤松上総介則房阿州ニ移ル、当城之主小寺加賀守則職備後ノ嗣之城ニ移ル、小寺官兵衛孝隆其跡ヲ守ル、是秀吉之命ヲ以テ也
- 小寺官兵衛後中斐守法名ヲ如水今松平筑前守也黒田家
- 一天正年中小寺氏当城ヲ辞テ秀吉居之
- 一天正八庚辰年豊臣秀吉同国三木ヨリ姫路ノ城ニ移ル、同九年城ヲ改テ造営、次秀吉但馬江赴之時舎第羽柴美濃守秀長当城之留守タラシム、後木下肥後守家定当城ヲ守ル、同第第木下右衛門佐勝俊家定ニ統テ守之
- 一 慶長五庚子年池田三左衛門輝政播磨・備前・淡路三国ヲ給テ当城ニ居ス、此時天守ヲ造リ曲輪ヲ広ム、息武藏守相統シテ居之
- 一元和三巳年本多美濃守忠政居ス、亦城外郭ニ堀ヲホリ市川ノ水ヲ城下ニ通シ船場川ト名ツク、長子中務大輔忠則別ニ拾万石ヲ給テ共ニ居ス、忠則早世次男甲斐守政朝忠政ノアトヲツク
- 一 寛永十六己卯年松平下総守清匡嫡鶴松後ニ下野守清良

一慶安元^{戊子}ヨリ松平大和守直基嫡藤松

一寛文五^{乙巳}ヨリ松平式部大輔忠次・榊原刑部大輔政房・同熊之助政倫

一寛文七^{丁未}ヨリ松平大和守直矩

一天和二^{壬戌}ヨリ本多中務大輔政武嫡吉十郎政孝

一宝永元^{甲申}ヨリ榊原式部大輔政邦・同式部大輔政祐

一同式部大輔政岑嫡小平太 越後高田江移ル

一寛保元^{辛酉}ヨリ松平大和守義知 奥州白川ヨリ

一酒井雅楽頭 武州忍ヨリ

姫路之城平山城

一山高サ拾六間余

内曲輪廻リ拾六丁余 大概四丁四方程平細共 此内本城五拾間四方委細木図附

一天守高サ三拾九間三寸 但シ桜町地形ヨリ天守ノ棟瓦上端迄

右之内天守高サ拾七間二尺八寸、東南之方ニテ右之内 老間六尺石垣也

一天守台石垣高サ二拾七間老尺 内老間六尺老重在

一本丸地形高サ拾六間二尺五寸

一天守外五重内七重 步数五百九拾六步

天守間数之覚

一初重^東西十四間 二重^東西十四間 三重^東西十三間

四重^東西十一間 五重^東西九間 六重^東西九間

七重^東西七間

一天守ヨリ見渡シ北西ハ山近キ故老里ホト東ハ二リ余

南ノ方阿波・淡路海上廿里ホトモ見ユルナリ

一郭数拾三 此内 老ツ本城 四ツ二ノ曲輪

一惣櫓数四拾老 但シ老ツハ外三重内五重也 十ヲハ

二重也 二ツハ外三重内四重 四ツハ外二重内三

重也 八ツハ一重也 老ツ一重ニ二階在 右皆山

城之分 五ツ三重ニテ御居城并向屋敷・菊ノ門共

八ツ二重ニシテ御居城并向屋敷所々櫓共

二ツ老重桜門之内南勢隠シニアリ

一惣渡シ矢倉数三拾

三ツハ外三重内三重 六ツハ外一重内二重

十四ハ老重 右皆山城之分也 二ツハ御居城ニア

リ二重也 五ツ御居城并所々共

一門矢倉拾八 内八ツハ山城之分 十ヲハ所々之門

一長屋門五ツ 御居城并向居敷共

一冠木門二拾八 内十七ハ山城之分 十老ハ所々之門

一□木門八ツ

一路次口七ツ 内三ツハ山城之分 四ツハ所々ニ在

一惣井ノ数三拾三 在此内九ツハ山城之分 廿四ハ御居城并所々共

一天守并惣櫓共ニ矢狭間数八拾八内 廿四ハ山城之分 五十六ハ御居城并所々之櫓

一同鉄炮狭間千三拾八内 七百三拾老山城之分 三百七ツ御居城并所々之櫓

一同出狭間数百八拾二内 百三拾五山城之分 四拾七ハ御居城并所々ノ櫓

一同窓千百二拾 内 八百四拾二山城之分 二百七拾八御居城并所々ノ矢倉

一惣塀矢狭間三百四拾九内 百六十七山城之分 百八十二御居城并所々ノ塀

一同鉄炮狭間九百九拾四内 三百七十七山城之分 六百拾七御居城并所々ノ塀

一同出狭間三拾五内 拾老山城之分 廿四御居城并所々ノ塀

一城内東西間数 南ノ端ニテ三丁廿老間五尺五寸、中ニテ四丁拾六間、北ノ端ニテ三丁廿老間半

一同南北間数 東ノ端ニテ三丁三拾五間半、中ニテ五丁老間、西ノ端ニテ三丁二拾老間半

一惣廻リ拾六丁廿老間五尺三寸

一惣堀折廻シ長サ廿三丁二間三尺七寸

但シ絵図之門ヨリ勢隠シノ堀留迄拾三丁在入隅共

ニ

東ノ下馬カラメ手也 是ハ北江廻リテ西ノ角也 コレハ北ニシ也

右同所ヨリ喜斎門迄二丁五拾間二尺七寸但入隅共ニ

亦同所ヨリ南勢隠マテ七丁拾二間老尺

步数之覚

一惣櫓地歩数二千四百四拾五步 但シ渡シ矢倉共

一惣歩数六万三千三百八拾四步半 但シ堀共四方ニ合二百五拾老間五尺

地形之歩数四万五千五百六拾九步半

勢隠ノ歩数七千六百八拾步半

堀ノ歩数老万四千百三拾四步半

右分間之図二分老間則三百廿五步ノ一也

惣地形ニテハ拾万五千六百廿五步一ノ形也

内郭町数之覚

一東西長サ九丁拾二間 但シ車門ヨリ惣社藪端迄曲リハ不入直ノ間数也、土居敷堀幅等ハ外也

一南北長サ八丁五拾老間 但シ野里門ヨリ惣社藪端迄右同断

一北ノ方ニテ東西長サ五丁四拾七間 但シ桐ノ馬場藪端ヨリ清水藪端迄右同断

一清水門北ノ方乾角ヨリ埋門迄土手通り長サ拾老間拾四間半

外曲輪町数之覚

一東西長サ拾二丁五拾三間但シ車門敷端ヨリ外京口敷端マテ也、曲リハ不入直ノ間数也、土居敷堀幅等ハ外也

一南北長サ拾六丁五拾七間但シ北条門敷端ヨリ野里堀留敷端迄外ノ事右同断

一外京口門ヨリ備前門迄道筋長サ拾七丁拾六間

一惣構之廻リ五拾六丁二拾間

一内郭虎口五ツ外郭虎口十ヶ所外ニ壹ヶ所埋門在リ

外郭十ヶ所之名ヲ記

野里門是ハ北 久長門是ハ東 内京口門是ハ

惣社門是ハ南 中之門是モ南 熊鷹門是モ南

車門是ハ西 市之橋門是モ西 清水門是モ西

熊鷹門ト車門トノ間ニ埋門有

一車門之外ニ出レハ左ノ方堀之上居並松植在、此内ニ

右堀土居之外流也、船場川筋ニテ車門江ノ出入橋也、

此橋之辺ヲ（狹背川）雲見川ト云、市ノ橋門・清水門此ニヶ所

モ右之川続ニテ橋アリ

一惣大外構口六ヶ所在、内五ヶ所ハ門在壹ヶ所ハ明ハ

右出口之名 野里口北也、是明ハナシナリ

竹之門北東 外京口門同東也 北条門南ノ方

飾万門南ノ方 備前門西ノ出口往還此門外モ船場川筋橋在

一長堀トテ惣構ノ外飾万門・北条門之間南海手之方江

堀切拾八丁余、幅廿間ホト両方ニ土手在リ、水持通

路ノタメニヶ所堀障子在、此ホリハ池田輝政工故三

左衛門殿堀ト唱フ処ニ、近キ頃ヨリ備前ホリト名ツ

クナリ

一城附米米九千五百石 都合壹万石此内

寛永五戊辰年・正徳三癸巳年兩度ニ江戸御藏ニ納

ル浅草御藏奉行兩度之証文城代ニ在リ

残米千二百三拾七石八斗七升六合六才

大豆五百石

右每歲秋詰カヘ置在ル

一塩八百石 前々ヨリ城附ナリ

三 姫辺雜記

姫路市立図書館所藏

一姫路ト云事往古男山・姫山ト云陰陽夫婦ノ山也、依

之男道（フノミチ）姫道ト云夫婦両山ノ通道ト云来リシカ姫路山

ニ仏法繁昌伽藍造榮セシヨリ專此山ヲ姫道山ト号、

古姫道ト書中頃姫地今ハ姫路、正明寺モ古ハ声明中

頃ハ称名今ハ正明也

一姫路山ノ四至界ノ事東限ニ大道、西ハ限ニ天満社正面

道ニ南限大道、北限ニ如法経峰道、南北三町東西二町

余歩其内陸町余其外私領之田畠等有之（天満社今ハ総社ニ奉勸請ナリ）

一赤松政則姫山ヲ御構ニ被成候時寺家田畠モ御構ニナ

リ寺納不仕（田地五反廿代 畠方七反卅五代）山林モ御城ニ成申候、御

構ニ不被成先ハ寺家寺領也、又門家之領モ連福寺領

一反宝光寺領一反願入寺領一反（何レモ御構ニ成申候）

右ノ寺家ハ根本勅願所也、中御門殿・土御門殿其外

御公家衆且那也、武家ニハ赤松殿也、浦上殿ハ寺奉

行也、安積伊勢守殿・符之森等其外諸侍等多分有之

一下馬札 古来ヨリ立来ル

（中略）

一姫路町数合七拾八町 此家数二千九百拾九軒

人数合二万五千五拾四人 内男壹万二千八百八十三人

町名 坂元町 本町 綿町 元塩町 平野町

東魚町 大黒町 壹丁町 国府寺町 下久長町

上久長町 竹田町 生野町 堺町 橋之町

鑓町 鍛冶町 河間町 野里寺町 鑄物師町

鑄徳寺町 米屋町 福元町 金屋町 八木町

福井町 坂田町 茶町 古二階町 中魚町

東二階町 中二階町 西二階町 福中町 備前町

内新町 新身町 西魚町 堅町 西呉服町

東呉服町 西ノ塩町 亀井町 忍町 小利木町

材木町 柳町 増位町 吉田町 濃人町

上片町 下片町 米田町 馬苦勞町 龍野町

二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目

御蔵前町 上白銀町 下白銀町 西神ヤ町 東神ヤ町

天神町 神谷鑄師町 東紺屋町 大工町 西紺屋町

研屋町

（後略）

一政則置塩山へ移城ノ時姫路山ヲ如元正明寺へ返サル、
其後七十餘年後永祿年中上目代小寺美濃守職隆又城ヲ築、
小寺官兵衛考隆(孝)元ハ祐隆居城其時正明寺ハ総社青見
川ノ辺ニ移ト云伝

一輝政入部ノ時迄ハ姫路山下ノ宿村ト中村・国府寺村
トノ三ヶ村ヲ国衛庄ト云シヲ改ズシテ姫路ト改号、
又八十八町ノ市郷并寺町等出来ス、正明寺モ今ノ地
へ遷サル

一赤松家当国守護職ノ事自ニ村上天皇ニ至第九代從三
位侍從師季依ニ康和義親謀反ニ播州佐用庄ニ被流罪師
季・々房其子季則其子頼則其子則景建久三年七月
四日佐用郡地頭職右大将家御下文拝領スト云々在
系図一

和漢合運記ニハ堀河院康和ヨリ九年後堀河院嘉承二
丁亥誅ニ伐源義親ニストアリ、故ニ赤松当国守護職ト
ノ其類葉多シト云々

一武家系図ニ云赤松則村号次郎入道丸五位ノ判官宝雲
寺殿孫太郎法名月潭円心依ニ元弘合戦ノ忠節ニ赤地ノ

參スヘキノ心懸ケ有ト官兵衛藤兵衛ニ被申上、藤兵
衛即時ニ官兵衛ヲシテ彼ヲ殺害マシノシ、其後官
兵衛如何ナル所存ヤラン秀吉ヘ志ヲカヨワシ給故ニ
秀吉早速ニ御着村ノ向火山迄御馬ヲ被レ向、サルニ依
テ藤兵衛ハ御着ノ城ヲ退出シ英賀ニ至テ隠居シ玉フ、
其後官兵衛弥秀吉ヘ忠節無比類ニ藤兵衛後加賀守ト
モ云

一増位山ノ証文ニハ小美小官ト連判シテ増位山信心如
在有ル間敷ノ旨誓言ヲ加ヘ一通ヲ被レ遣此故ニ小美
小官親子也ト云伝、天正記ニハ黒田官兵衛トモアリ
一母里三郎左衛門秀友明応元年同姓六郎左衛門満友・
同八郎右衛門・同次郎右衛門文龜二年右之一族宿村
ノ住侶ニシテ家大留リ古ヘ毛利家ノ末葉成シカ、今
微賤ノ売人ト成ル故恐ヲナシ文字ヲ替テ母里ト書ト
カヤ

右ハ姫路山集記ニ出タリ此書ハ延宝元年正明
寺住持学純ノ所著也
一姫路ノ里ト云ハ今ノ侍町桜町ヨリ市橋門アタリヲ云
ト也

錦直垂ヲ下シ給播磨・摂津・備前・美作・因幡・但
馬六ヶ国ノ守護タリ但馬朝来郡因幡智頭郡ハ
赤松ノ御本郡ト云

一円心ノ孫則祐ノ子息義則ヲ世俗号ニ三尺入道
一円心ヨリ十二代則房迄系図断絶ス、サレトモ見天正
記ニ秀吉筑紫出張ノ節赤松小次郎則房侍揃ノ人数一
分也、又赤松左兵衛ト申スハ則房ノ甥ニテ秀吉ヘ軍
忠聚落行幸ノ時ニモ人数一分ノ役者也、則房モ左兵
衛モ阿州ニテ死

一寄小寺家ノ寄進状ニ小寺ハ当国多可郡ニ黒田ト云在所
有リ、其処ヨリ生立武家也、黒田・小寺此一族ノ名
字也、小寺勘解由左衛門祐職明応五年丙辰寄進状有
リ、藤次郎康職是モ明応年中寄進状ニ岸安芸守ト云
家老有、永録十年丁卯小寺官兵衛祐隆寄進状、同十
三年元龜改其頃ハ官兵衛ヲ考隆ト改号御着村城主小寺
藤兵衛尉政隆後ニ加賀守ト改ム、官兵衛為ニハ類家
ナカラ家臣也、又曾根村ニ山脇六郎左衛門ト申モ官
兵衛ニ不替家臣也、藤兵衛ハ三木別所ト一類ナレハ
秀吉藤兵衛ヲ打果ント思召ス、折カラ山脇秀吉ヘ降

一夫姫路ノ地タルヤ播磨国ノ正中ニシテ土地広潤風景
和暖南ニ飾万ノ海ヲ抱、北ハ書写広嶺ノ山岳ヲ帶タ
リ、城郭巍然トノ中立シ殿宇森嚴門樓宏規結構壯觀
又謂ヘカラス、古城郭不成前今ノ城門桜町ノ辺ヨリ
京口五軒屋敷ニ至リ凡テ国府寺ト云、姫路山正明寺
モ慶長年中迄桜町下馬ノ辺リニ有シヲ池田今ノ寺町
ニ移サル、国府寺氏モ宅地ヲ替ヘリ、夫ヨリ已前ハ
藍紺色ノ布ヲ染出藍屋多シ、搗布ト云藍染川ノ名有
テ今伊和ノ神社ノ境内生ノ松原ニ残レリ、○国府寺
村ノ北ヲ野里村ト云ヘリ、昔ヨリ鑄物師ノ居所ニシ
テ野里鍋此所ノ名物也、又西ハ妹背川ヲ限今ノ白銀
町ノ辺リヲ宿村ト云ヒ妹背川ノ西ヲ中村ト云、国府
寺村・宿村・中村三ヶ村ヲ合テ府中トシ姫山ヲ名ヲ
以テ姫路ト号、○古花山院書写山行幸ノ時御車ヲ止
メ玉フ処車塚・車崎ト云、龍野町六丁目ノ末ニ残ッ
テ府西ノ端也

一諺曰豎ヲ横町横ヲ豎町ト云、東ヨリ西ヘ往還ノ道路
タレハ豎ノ様成トモ今城ニ対スレハ南北カ豎ニシテ

東西ハ横也ト云々

一本町ハ大手へ近キ故名付ト云

一坂本町ハ城山ノ坂口ト云意賦、古へ往還ナレトモ寛永ノ頃湟浚アリ、其土ヲ以道直セシカ人馬泥土ニ困テ本町ヨリ俵町へ出福中町へ出往来スト云、此町往還故地子銀高、依之芝居常小屋ヲ建、又云天正ノ頃書写ノ阪下ヨリ来リ住ス故ニ名付ト云、皆鍛冶職也、氏繁卯五郎等今其残家ナリ、船場本庄氏モ其内也ト云々

一備前門文政三辰年より福中門ト改率性院様備前守様ト称奉ル故也

一大手ノ湟ニ掛ル橋ヲ桜橋ト云、擬法珠ノ銘ニ慶長七

壬寅十一月吉日播州姫路御城南御橋擬法師野里五郎

右衛門尉

一大手ノ門ヲ桜門ト云、秀吉置塩山ヨリ引ト云又伏見ヨリ引トモ云

一外京口門ノ湟ニ掛ル橋ヲ京橋ト云、元土橋也、寛延

二年洪水ニ流崩後板橋ト成

一炭屋橋 材木町ニ有ル

一榎橋 坊主町より八代へ出ル土橋也

一松平下総守清匡君ノ時

侍屋敷三百式拾八軒

外側二百七十一軒

組長屋八百三十八軒

町屋本屋二千四百七十

諸役仕分新屋敷無役三百軒

一同 大和守直規君ノ時

町中総家数式千八百四十五軒

一榎原小平太政継君ノ時 寛保年中

侍屋敷式千七百三十七軒 組屋敷共

町屋惣竈数六千六百三十二軒

一松平大和守明矩君ノ時 同

城内方八丁ヲ曲輪内ト云、又外山下ト云ハ北条口

光源寺前降岸寺屋敷・下寺町裏・神屋・枳殻・五

軒屋敷・五郎右衛門屋敷・竹ノ門内・正明寺裏・

井ノ町・河間町・坊主町・中島・山ノ井・八代・

餌サン町・鷹匠町・吉田町・薬師山下・柿山伏・

光専寺裏・中ノ丁・小姓町・二十軒町・御堂前・

同裏町・博労町裏

薬師山下ハ本多忠政君ノ時神屋・市ノ郷・枳殻

ハ政武君ノ時、御堂裏ハ美濃守君ノ時、山ノ井

ハ長山公ノ時、但枳殻町ハ近キ頃迄組長屋ニシ

テ表ニキコクヲ植テ垣トス、榎原ノ時はヲ堀ト

セラル、洪水ノ節悉ク崩、其跡商家トナルト云、

是府東ノ入口也

一慶長ノ頃

家数二千二十四軒 借家二千三百四十四軒

合五千三百六十余

一寛延二巳年改

人数僧俗共 男九千貳百貳拾老人

女九千三百五拾人

社人老人 山伏三拾五人 尼四人 猿曳老人

合老万八千七百六拾九人 金銀両替銭屋

一宝曆年中 本家・借家トモ 合五千三百六十軒

人数二万二千三百九十人 内男老万五百五十七人

一弘化二巳年改

町中竈数

本家 千八百六十五軒

借家 式千五百五十八軒
明家 百七十二軒
合四千八百八拾六軒
人数合一万三千八百七拾式人 俗人斗外ニ小屋
番人三百四拾六人

一姫路町中地代銀三十四貫四百七十三匁六分四厘

又云 三拾四貫六百十九匁三分一厘一毛

一総社門ハ本城ノ大手ノ門也ト云、後藤基邑著述ノ事

始経歴考ニ出タリ

一竹ノ門ハ長ノ隅ニテ鬼門ニ当レリ、本多忠次建立ノ

時鬼門ヲ忌ムト云ハ他家ノ門ト号スヘシト他家竹ト訓

通

一国府寺氏・上村氏ヨリ例年於総社二月朔日大般若経

ヲ転読ス増位山ヨリ来誦経ス、右祈禱札ヲ外京口・北

条口・竹ノ門三ヶ所へ納大般若料壺石壺斗宛池田ノ

時代ヨリ被下置ト云

一小屋番人ハ元西国之或浪人ヲ国府寺村上村氏より頼

ミ畑番ニ遣シ小屋ヲ建テ居タリシカ其儘住居シタル

由番人頭ノ伊左衛門ノ宅ハ上村氏ノ田畑ノ内也ト云、

夫ヨリ追々住居之者出来今ハ一村ト成

一野里芥田氏ハ元加西郡ノ芥田村ヨリ出今ノ五郎右衛門屋敷ニ居シカ天正五年今ノ地ニ移替地トシテ米屋町片側ヲ被下、此家鑄物師ノ棟梁也、京大仏鐘鑄之時五奉行片桐市正ヨリ之書状等所持ス、其節拝領之冠黒装束其外宝物感状并諸書付等所持ニテ幸乞而一見ス

天文七年戌年十二月ニ津田千千代ヨリ飾東・飾西東ハ市川限拾七貫文ニ買取ル鑄物師ノ一札アリ、総社鐘ノ銘ニ大工津田村内記石松丸トアリ、津田村ハ古
神屋村ノ田ノ字トナル
図ニ今ノ外京口門辺ニアリ

一國府寺村上村氏ハ古津田野氏ノ分家也ト云、津田四郎左衛門ハ黒田ヨリ名字ヲ拝領スト云々

同十四巳年十二月大村新五郎・宗大夫ヨリ拾貳貫文ニ買取一札アリ、此大村ハ今ノ佐土辺カ

一同家古書之内ニ増位山有明ノ構居地藏院安勢法印ハ小寺職隆之弟也ト云

一後藤又兵衛芥田氏ニ滞留シ大阪一乱ノ時出立ノ砌錢

ノ見星寺ヨリ下川ノ辺踊リ橋ト云、池田ノ時ノ人切場也

一柳町ハ元柳ノ井戸アリ、万治ノ頃柳町ト云、此辺ニ猿舞藤次ト云モノアリ、小寺家馬屋祭リノ放猿役也、今其家ノ跡増位田ノ字ニ猿子田ト云所アリト云々

一今ノ景福寺山古名群鷺山又嵐山ト云、此山ニ増位ノ寺僧十四ケ年ノ間住居故ニ山下ニ増位田又増位町アリ、此町ニ虚無僧寺ノ有シヤ、古名虚無僧町ト云

又云嵐山ヲ後ニ小嵐山ト云カ小寺家ヨリ増位山ヘノ証文ニ小嵐山トアリ

一船場柿山伏ハ今ノ円乗寺先代柿ヲ多ク植シヨリ異名ト成終ニ柿山伏ト云々、其昔ハ留岡長者大熊ト云者住居シ其子孫ノ者僧ト成西光寺祐快法印ト云、小寺氏ノ墓所タリト云々

一総社神殿赤松家造作ノ時下遷宮ハ北条口板崎ト云処也 和泉町ヨリ下リ口ノ所也

又云同社宝曆六子年本社地替ノ時地中ヨリ羽釜一ツ大キ成太鼓ノ筒ヲ堀出ケリ、文永三歳トアリ、又次

別之酒宴ヲ催シケルカ列座ノ人ツハモノ、交リタノ
中ノミアル酒宴哉ト謡ケルヲ又兵衛聞テ兵モ交リト謡直シテ呉ト云シトナン

一威徳寺町ハ元威徳寺ト云寺アリ、天正十年城主小寺氏ニ背退転シ町ノ名ト成

一天和ノ頃野里町筋北ノ端ヲ石田町ト云

一野里曼陀羅寺ハ増位山末也、何ツノ頃ヨリカ零落シヌ、其跡江今ノ雲松寺開山入寺ケル由、池田公町割ノ時河間町江移此曼陀羅寺ハ総社臨時祭ノ謡モノ作り出セシカ退転ノ後ハ今ニ至リ増位地藏院ヨリ作出ス也

一久長町ハ元久長ト云シ人取立シ所也、此人歴々ノ由系図不知、此人ノ墓アリト国衙巡考ニアリ、所不分
明按スルニ国府寺村ノ内ナラン

一今ノ大名町中ノ御門筋ヨリ西堅町筋ハ古ノ上福中村也、今ノ福中町ハ田地成ヘシ

一大名町北側ハ中村ノ地也、姫路村ノ里ト云、上中村西野等ノ名アリ、今ノ吉田町辺マテト云、西野ハ今

ニ応永廿一年丹張ト有、本町吉祥寺ト書付アリ
丹張カヘノ事也

一小利木町白雲山長徳寺ノ愛宕大権現ハ山城国愛宕郡白雲山長徳寺ヨリ勧誘 (免許状中略)

其後元和三六月長徳寺境内ヘ移、今ニ安置

一寛保年中榊原君御所替之節今ノ東御屋敷辺ニ有之候稲荷社ヲ長徳寺ヘ被下境内ニ祭ケルカ当 御代ニ元ノ所江御引移被成候、今御屋敷内ノ稲荷社は是也、其節ヨリ愛宕祭礼之節御紋付御挑灯拜借スト云

一姫路山正明寺ハ康治二年正覚坊開基ニテ今ノ城山ニアリケルカ慶長年中池田氏御城築之砌今ノ地ニ移、其後姫山ノ薬師仏ヲ引移度ヨシヲ輝政公ヘ願ケレハ播磨出雲ト云名大工ニ仰ラレテ一字ヲ建立セラル、則薬師仏ヲ移安置セリ、今ノ護摩堂是也、無程住侶

ハ丹州ヘ転任セリ、跡ヲ常智院ヨリ兼帶ス
此常智院ハ姫山ハ天堂ノ傍ニ有之 其後因州ヘ御国替之砌常智院モ罷越ケル故寺ヲ町番ノ者ヘ預御判物ハ大年寄那波屋宗顯ニ預置ケル、本多美濃殿御代ニ先師弟子筋同朋増位山普

門房ト云モノ住職イタシ御判物等宗顯ヨリ受取今ニ所持ス

後嵯峨法皇
後醍醐天皇 御院宣

義貞 御証判
輝政公

浦上美濃守則宗公 御高札

外ニ古証文并古書 五十六通

大猷院殿御朱印写

播磨国飾東郡姫路正明寺領同郡平野村之内式拾石
事任先規寄附之訖、全可收納并寺中竹木諸役等免
除如有来不可有相違者也

慶安元年八月十七日

其後將軍家御代々ノ御朱印所持ス、文言略之

一 總社ノ内姫路山長谷寺明王院ハ昔長谷門ノ塔中也ト

云 同所不動、元ハ坊号ニテ有シヲイツノ頃ヨリカ院
院モ同シ

号ト成小寺美濃君ノ造業

正親町院 宣旨外ニ添状ニ

池田ヨリ証文
小寺

大猷院殿ヨリ御代々將軍家御朱印文言正明寺ト同、

飾東郡平野村ニテ式拾石被下置候

今観音堂ノ内ニ相殿ニ安置セシ薬師ハ白井薬師也
師元ハ今ノ井ノ町辺ニ有ケルカ今ノ明王院ノ辺兒カ淵ト云
所ニ移安置セシカ本多家ノ時此辺家中屋敷ニ成ケル故明王
院境内ヘ引取ト云

一 今清水門ノ外濠畔ニ一ツノ立石アリ、世俗御城普請
成就ノ上少シ傾ケル由ヲ棟梁タル大工ニ申聞タレハ、
残念ニ思イ鑿ヲロニクハヘテ落死ケル、此者ノ墓也

ト云又瘞石トモ云、瘞ヲ煩モノ繩ヲ以テ縛リ平愈ヲ

祈速ニ此患ヲ除ハ繩ヲ解ト云、不審又云飾東・飾西

ノ境石也ト云、又慶長中輝政公城郭経営ノ時東南ノ

路程ヲ知シメン為ニ立シモノ也ト云

一 直義御茶屋ハ寛延四年二月中南八代村ノ御茶屋ヲ移

サル、稲荷社モ同時也、小梨木町王藏院別当ヲ務

一 今ノ中島ノ白川稲荷ハ元神屋枳殻杉沢氏ノ鎮守也ト

云、今ノ地ハ御作事方支配ニテ社ハ王藏院内分持也

一 水尾山ハ秩父山 慶長元年四月十日より十二日迄水出

今ノ如ク欠流ハズカノ山ト成ト云

一 山野井村威徳院ハ今八幡宮ノ西ノ方ニ犬ウチ場ト云

所ニ大門寺ト云寺アリ、赤松政則置塩ヘ移ケル時此

寺モ引ケル、此寺ノ毘沙門ノ像ヲ讓受ケル弟子僧ノ

流レ今ノ威徳院也 毘沙門ノ裏書ニ明応元壬子年三月
三日重勇山大門寺玉伝判トアリ

一同村威徳社ハ元材木町榎ノ下ニ有 岡大明神、ケルヲ

元和四年本多美濃殿町敷地取立之節柳町ヘ引翌年

今ノ地ニ遷宮スト云

一同所天満宮ハ天樹院殿御取立ニシテ元和九年亥三月

ニ今ノ地ニ祭社ヲ御城ノ方ヘ向建立スト云

天樹院殿ヨリ御寄進ノ品如左

一 松ノ箱入ハゴ板二枚 葵御紋付人形カタ彩色
長サ四尺計

一 御椀 葵御紋付

一 金泥法華經 ロニ極楽ノ絵像アリ

一 御ツボネ春日ノ御守観音經 ロニ涅槃像絵アリ
奥ニ元和九年三月九日
トアリ

一 虎ノ爪一ツ 金入袋ニ入

一 唐鏡 六寸斗 置塩鏡ノ如ク丸クツマミアリ

一同袖見 三寸斗 同

一 サケヲヒ 横四折

右ハ威徳院宝物

男山八幡宮華表銘

巍然雄徳 山抽姫陽 宮殿清肅 棗椀輝煌

華表屹立 松柏鬱蒼 龜蟠鶴舞 鳳翥龍驤

神威如在 佳氣呈祥 門閭盛大 遐寿無疆

正徳六年丙申三月十五日

從四位下行侍從兼式部大輔源朝臣政邦

一 御本城御椽先之手水鉢ハ御城御造営無之前今之上寺
町正明寺仏場たりし時之碑石成へし、其形其文字如
左



竪七尺斗横式尺七寸位

(後略)

畜 姫路府志

姫路市立図書館所蔵
橋本文庫

大統

姫路東西三十六町五十間七寸

東は橋元町より西は竜野町六丁目迄

同南北三拾貳町貳十間三尺三寸

北威徳寺町より南飾万口にいたる

町数七十八町 慶長以来変革なし

本家数三千貳拾四軒 右ニ同断

借屋数貳千三百四十四軒 年々増減有

町々年寄百三拾六人

地子銀三十四貫六百拾九匁三分壹厘一毛

寺数五十八ヶ寺 僧百五十七人

男女壹万八千七百六拾九人 寛延二已改僧俗共

内 男九千貳百貳拾壹人 社人壹人

女九千三百五拾五人 山伏三十五人

金銀兩替錢屋廿六軒

惣社領百五拾三石余 外守護寄付百貳拾石

社家 拾壹人

建置沿革

村上正蔵甫誌

て本徳寺の南に出竜野町六丁目にいたり辻井村へ出る道也、故に車塚車崎の名有、龍野町の北を山の井と云、城内清水門の東南に農家あり、山に井の有に依て名つく、清水門の清水是也、後に増位山の下に移し旧地は侍町となり

城塁興起

○貞和年中赤松筑前守貞範初而姫山に城塁を築しは只方四丁斗にして赤穂白旗の城の藩鎮にして東兵の襲ふを防く、其後応仁元年赤松兵部少輔政則当城を修補すといへとも猶小城の体なり、後に城郭を書写のひかし置塩山に構へて移り麾下の士をして当城を守らしむ、天正九年大閤秀吉卿三木の城を落し黒田教隆に代て当城に入三重の天守を築く、大閤丸と云是なり、其後麾下の士漸二三万石を領して当城を守護し慶長五年池田三左衛門輝政当城に入て五重の天守を設け城下宿村・国府寺村・中村を以市郷を設け七十八町の町となす、猶いまた全備せず、元和三年本多美濃守忠政入城し西に楼台を設く、天寿院丸とい

○姫路の地たる事播陽東西の正中にして土地広濶風氣和暖、南に飾万の海を抱北に山岳を帯城郭巍然として中立し殿宇森嚴門樓宏規結構壯觀又謂へからす、古へ金城いまたならざるの前は今の城内桜町の辺より京口五軒屋敷にいたり凡国府寺村といふ、姫路山正明寺など慶長の頃まで桜町下馬の辺にありしを池田輝政の時今の寺町に移る、国府寺氏も宅地を替たり、夫より以前は藍家多して藍紺色の布を染出す、飾万の搦布と云是なり、故に藍染川の名あり、藍染の池など社内生の松原に残れり、飾万門の少し西より入て野里に出る、いにしへの道路にして古歌に飾万の歩行路と云、いにしへ野里より小川流て今の綿町より亀井町にいたる、藍染川と云、国府の渡り傾城か淵の名あり、国府寺村の北を野里村と云、むかしより鋳物師の居所にして野里鍋名高し、又藍染川の流より西は妹背川を限今の白銀町の辺を宿村と云、船場川より西を中村と云、むかし花山院書写山臨幸の捷徑にして延末村より船場蔵の辺を過雪見橋を渡

ふ是なり、其外堀・門・櫓を修補し廓外に水滸を構へ廓外四門を建又妹背川を引て飾万に通し船場川となつく、外滸の石壁は野里門・清水門より始て飾万門・北条門に至る、寛永八年江府に卒して計を告、此故に飾万門・北条門の間石垣全く調らず、此時に至て当城の潤色營作成就と謂へし

縦横市郷

○慶長年中池田輝政七十八町の町割より以来変革なし、四方に隄防有水滸有て西は船場川を限り東は外京口を限りて内町といふ、大平日久しく蒼生富庶にして年々繁榮し民家以前に増たり、西海道の駅にして往還の路東西に当るといへとも当城の天守も少々西に横たふ、是陰陽家・工匠家の古実して正當の方と鬼門を避るを習とす、鬼門とは所謂良隅なり、当城の鬼門ハ五軒屋敷の北竹の門に当る、本多忠次四門建立の時に此門当城の良隅なれば建門を忌といへは、公此事を聞て鬼門を忌ならハ竹の門と号へし、竹と他家共に和訓同しと、公の大量なる事知へし、経緯に

依ていへは凡て町並皆横也、故に堅町の号有、町の号は多く商賈の体によりて有之、先京師よりくたり入所の町をきこく町と号、此辺を頃湊足輕小屋にして表に枳殼樹を植て垣とす、榊原家当城守護の節委く取て塀となる、次は福元町と云、次て天神町と云、天神少彦名命の宮有に依て此号有、聖廟を祝る所の天満天神にはあらず、神の字すみて読へき事なれとも濁て唱来れり、次に神谷町、凡て是より以東を神やと云、古来の字と見へたり、京口門内新町・国府寺町は旧号を残し一丁町・大黒町と云、商家祝して福利を祈の謂にて凡大邑の市中に此名有、元軍神にして所謂葛利天なり、仏祖通載に出たり、神道家には大己貴七名の内大国玉尊を牽合す、次東魚町魚店なり、平野町・元塩町・綿町に至、次を本町と而城下追手の入口にして本城に近キ謂ならん、夫より坂本町城山の坂口と云謂ならんか、夫より備前門に出る、然るに寛永の頃湊渡かり其土を以本町より坂本町の往來に敷く、人馬泥土に困て本町より俵町へ懸り福

るの間侍屋敷也、此門を出て南にいたれハ北条村、夫より妻鹿村にいたる、東ハ阿保村涉舟有て兼田村・宇佐崎にいたる、又綿町の南は東二階町・中・西の三町有、西階町より南へ出る町を白銀町と云、其西の町を堅町と云、城堡に依て謂は経なり、是より内豆腐町・飾方門に出る、門外に豆腐町・忍町姫路の内也、夫より町統にして龜山ニ至り飾方に至る道也、又二階町より西俵町・福中町旅亭多駄馬の継所にして騒かし、又東二かい町の南に呉服町東西二町有、西は恵比須町是も町家の主福を祈るの神のよし、西宮蛭子の神社也といへとも商家に祭所は事代主の命のよし、西は西魚町魚店也、是より囚獄所の前を通過備前門に至る、又呉服町の南の町・東西紺屋町・西塩町より備前門に至、又東紺屋町の南ハ亀井町・白銀町・荒身町を過て備前門にいたる、南は凡侍町なり、十二所前と云、是までを内町と云、又備前橋より西川端を備前町と云、夫より西に至米田町に出北に至て龍野町へいたり一丁目より六丁目に出る、

中町より備前門に往來す、其時備前門の内に新町を建て元の往來に復せんとすれとも其間には福中町に旅亭も多出来旅人駄馬の便りよければ坂元町へは通らず、故に長崎御用一里継の公役は古の往來坂元町・本町に勤る也、又一丁町より北東は上寺町と云、其西を久長町・竹田町・生野町と云、此東に福井町・米屋町有、金井町其北なり、是より北は侍町五軒屋敷と云、生野町の北を橋の丁と云、水通樋有ハなり、是より北を野里と云、鍛冶町鉄工多し、東を五郎右衛門屋敷と云、足輕小屋なり、鋳物師芥五郎左衛門旧宅地なり、是より西は川はさまと云、城渭と船場川の川間なれハ也、是より小寺町・鋳物師町・威徳寺町にいたりて在中茶店有、此道より増位山に至る、丹波・但馬に至るの街道なり、野里道と云、又東魚町の東を坂田町と云、東側は下寺町也、元塩町の南に茶町・泉町・古二階町有、其南を小手屋町と云、是より西、南北に向ふ町を中の魚町と云、少し魚店有、南にいたりて北条門に出る、門内東京口に至

西海道也、龍野町ハいにしへよりの商家なり、本多政朝竜野より来る節從來所と云は誤なり、既に秀吉公備中下向の時龍野町一丁目大寺屋と云もの、家に御腰をかけたまひ竜野町中諸色市場運上御免の証文今に残れり、大寺屋にても一軒の諸役御免なりしに一軒を誤て一間とし、猶今一丁目炭屋而家表口一間諸役を除ク、炭屋ハ炭屋橋の際に居たるもの也、大寺屋断絶の後此所に来れり、三丁目より北に至書写山の間道なり、西国順礼の者往來の道ハ六丁目より北にいたる、書写道と云、碑石を立是より西は東今宿村也、四丁目より六丁目までは長崎公用一ヶ月之内十日つゝ勤之古例なり、米田町より南を博勞町と云、以前御馬の地にて町幅殊に広し、其西は船場本徳寺なり、池田輝政龜山本徳寺ニ間あり、国中に命して東派の真宗絶つ、其後元和の頃本多氏にいたりて英加村に小坊を営ミ又東派の真宗を広メ後に城北川間に移し又今の船場に移す、本多家の再興也、榊原家にも組屋敷之内千坪斗寄附有、博勞町より南は

福中村也、網干・室津に至るの道之東に城米の土蔵有、蔵(北カ)の小を大蔵前町と云、南を葛屋町と云、和俗薬にて家を葺つくを葛屋と云、今は富田町と云、此辺已歳洪水に潰流クツイワし船場川西に流中嶼シマとなる故に商家本徳寺の南に移、米田町の東を上片町と云、洪水の後米田町の西に移り夫より一丁目にいたり車門の橋有、東に行は城内に至る、夫より川端片側町を北に至は材木町と云、市の橋有城内に至る、材木町ニ至る前に炭屋橋有、此辺凡竹木の諸材を版ヒキく、夫より北(小)利木町と云、古しへ柴薪を販く所京師樵木町に薪を売り類しての名なるへし、材木町の西柳町と云の増位町は旧増位山の下ニ有、是より北山の井村、市郷シヤウに隣り龍野町の北一二丁目の後を吉田町西を農人町と云、是を凡川西と云

(後略)

3 明治の姫路城

(1) 姫路城の存城措置

三 姫路城内旧県庁舎借用願

防衛研究所図書館所蔵

第六百七十号

姫路城内建物借用願

当県新置以来都合モ有之姫路城郭内元同県庁跡ニ於テ事務取扱来候、且当時本庁造営之地所取調中ニ付、当分之処是迄通右旧庁跡借用仕度此段相願候、以上

(明治五年)
壬申七月

飾磨 県印

陸軍省御中

(朱書)
書面旧庁当分之内貸渡可申事

但請書可差出事

七月九日
〔陸軍省大日記〕 府県之部

三 全国城郭は存城のみ陸軍省管轄

国立公文書館所蔵

(明治六年)
一月十四日 六年

陸軍省へ達

全国城郭及軍事ニ関渉スル地所建物は迄其省管轄ノ処今度別冊第一号ノ通陸軍必用ノ分改テ管轄被仰付、其余第二号ノ通旧米ノ城郭陳屋等被廢候条附屬ノ建物木石ニ至迄總テ大蔵省へ可引渡事 陸軍

一 右管轄ノ土地へ屯營建築落成ノ土地所木石等有余ハ大蔵省へ可引渡、地所不足スレバ更ニ選定シ大蔵省協議ノ上伺出候ハ、無代ニテ可相渡事

一 今後屯營地所練兵場等有用ノ節且全国防禦線決定ノ日ニ至砲壘壁等建築ノ地所へ無代ニテ可相渡候条其省ニ於テ選定シ大蔵省協議之上可伺出事

一 木更津新潟水沢青森岐阜七尾兵庫大津敦賀浜田須崎浦千歳長崎十三ヶ所ハ必用ノ区域相定大蔵省協議ノ上地所可受取事 陸軍

大蔵省へ達 正院

(前者同様につき省略)

陸軍省申立

全国元藩々城郭陳屋等当省現今必用ノ分ハ第一別冊其余不用ノ分第二別冊ノ通有之候間廢城被仰付地方官へ御引渡相成可然存候、尤大蔵省へ打合候処異存無之趣ニ候間別紙ノ趣意ヲ以テ早々両省へ御沙汰相成度此段申進候也

猶以別紙ノ内略相記候通此先当省入用ノ分ハ勿論無代ニテ御引渡相成度、現今差向鎮台差置度箇所ハ第一別冊ニ〇印ヲ以テ申進候間御引渡相成候様致度存候也 壬申十一月二十四日 陸軍

全国城郭地所ノ儀ニ付大蔵省ト陸軍省ト
取替ス条約書

一 全国城郭并ニ軍事ニ関渉スル地所建物等は迄陸軍省管轄ニ有之候処今後陸軍必用ノ地ヲ除ノ外城郭何所陣屋何所合何十何所并ニ附屬スル家屋木石等悉皆大蔵省へ引渡候事

一 前条陸軍必用ニツキ残シ置クノ地屯營建築落成ノ土地所并ニ木石ノ類余リアレハ大蔵省へ引渡候事
但地所不足スルトキハ陸軍省ニ於テ更ニ撰択シ大